

令和元年度
厚生労働省社会福祉推進事業

〔 地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を
全国的に育成するための、研修カリキュラム及び
効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業 〕

地域生活定着
支援センター
ガイドブック

令和
2年度版





「令和元年度版 地域生活定着支援センターガイドブック」の 巻頭に寄せて

平成20（2008）年12月22日の政府による犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が示され、翌年から厚生労働省によって、各都道府県に保護観察所と協働する地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）が設置されました。この10年の間、全国の定着支援センターは、罪を犯した障害者や高齢者の社会復帰に向けて、本人の気持ちに寄り添いながら地域で安定して生活してもらうための支援に取り組んできました。犯罪行為にのみ目を向けるのではなく、本人の生活歴などをひも解きながら、生き甲斐をもって生活をしてもらうための支援です。もちろん、一筋縄ではいきませんでした。犯罪という一面と、一方で生きづらさゆえに罪を犯さざるを得なかった境遇を前に「この人を支援する意味とは何だろう？」と立ち止まって考えることもあると思います。

支援を行う福祉関係者、刑事手続きの段階や受刑中から関わることになる検察官や弁護士、刑務官などの司法領域の方々、対象者が住宅を確保する際に関わる不動産領域の方々、保健医療領域や就労支援など、様々な分野の方とのネットワーク創りや社会資源の開拓もミッションの一つとなっています。

このように、福祉の最前線に立ち、日々対象者に向き合っている定着支援センターですが、各都道府県に1センターしか設置されていない（北海道のみ2センター）こともあり、まだまだ社会にその役割や意義が広く伝わっていないとはいええない状況です。また、定着支援センター同士でも、日ごろの情報交換や想いの共有は充分ではありません。

全国地域生活定着支援センター協議会（以下全定協）は、平成22（2010）年に一般社団法人となり各都道府県の定着支援センターをつなぐ組織として様々な調査研究事業や普及啓発、国への要望書提出を地道に続けて参りました。そのような中、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が議員立法で公布、施行されたことから、定着支援センターが社会の中で果たす役割と意義について転機が訪れているといえます。

全定協が令和元（2019）年に全国の定着支援センターに対して行った調査では、在籍3年以下の職員が全国で約6割を占めていることが明らかとなったことから、そういった人達が日々の課題に向かい合い解決できるよう、そのスキルを身に付けることができる様に全定協としても、様々な研修の機会を用意してきました。また、近年では、定着支援センター職員の人材育成に係る体系的な研修カリキュラムの構築等についても議論を重ねています。

このガイドブックは、以前に作成したものを、現場で働く人たちの現状に合わせ、編集を行ったものです。日々奮闘する定着支援センター職員を含め、司法福祉領域に携わるすべての人々の支えとなることを、心から願っています。

一般社団法人
全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 北岡賢剛

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会(通称:全定協)

全国に設置する地域生活定着支援センターの事業を円滑かつ効果的に運営するために立ち上げられました。情報の共有、各地での実践を踏まえた国や都道府県に対する提言、セミナーや研修会等の開催による社会啓発の促進等の活動を行います。

事務所

〒854-0001
長崎県諫早市福田町357-1

代表理事 北岡賢剛

電話番号 0957-23-1332

登録都道府県 47センター (令和2年3月現在)



WEB <http://zenteikyoo.org/>

INDEX

地域生活定着支援センターの概要

地域生活定着支援センター設立の経緯と支援実績	03
罪を犯した障がい者・高齢者の現状	05
刑事司法の流れ	07
定着支援センターとは	09
定着支援センターの5つの業務	11
主な業務の流れ	13

具体的な支援にあたって

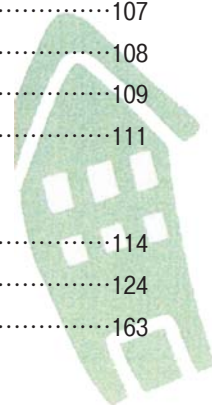
初任者研修「基礎講座（矯正）」	16
初任者研修「基礎講座（更生保護）」	26
初任者研修「基礎講座（定着）」	42
初任者研修「基礎講座（司法）」	64
他の都道府県定着支援センターとの連携	74
支援にあたってのタイムテーブル	75
住民票・援護の実施の確定について	77
所得保障について	81
関連するサービス・制度・事業	83
加算について	92

効果的な支援のあり方について

Point 1 ネットワークで支える支援	96
Point 2 複数のネットワークで支える	97
Point 3 連絡協議会の有効活用	99
Point 4 個人情報管理について	103
Point 5 中間施設・シェルター機能の活用	105
Point 6 指定更生保護施設との連携	107
Point 7 自立準備ホームとの連携	108
Point 8 単身生活の支援体制	109
Point 9 被疑者・被告人への支援について（概要）	111

資料集

用語集	114
関係書類・書式	124
社会資源一覧	163



地域生活定着支援センターの概要

INDEX

- 地域生活定着支援センター設立の経緯と支援実績 03
- 罪を犯した障がい者・高齢者の現状 05
- 刑事司法の流れ 07
- 定着支援センターとは 09
- 定着支援センターの5つの業務 11
- 主な業務の流れ 13

地域生活定着支援セ

「刑務所に戻りたかった」

2003年頃、刑務所の中に沢山の障がい者がいるという噂が広がってきました。実際に処遇を担当した者の手記が発表される中で、刑務所が「福祉の最後の砦」となっている現状が少しずつ明らかになってきました。

「刑務所に戻りたかった」という受刑者の言葉は、関係者に大きな波紋を投げかけました。

2006年より田島良昭氏を研究代表者とする、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が立ち上げられました。

「累犯障がい者」を生んだ司法と福祉の連携不足

それまで法務サイドと福祉サイドの間では、受刑者等に関する情報提供・連携はありませんでした。障がい者や高齢者といった福祉の支援を必要とする者については、退所すること自体の情報提供もなく、更生保護施設に受け入れられたとしても、福祉サイドが関わった生活訓練等は行われていませんでした。こうした連携不足が「下関放火事件」に象徴される「累犯障がい者」を生む原因になってきました。

地域生活定着支援センターの設置へ

研究を進める過程で「累犯障がい者」の支援にあたっては、退所後に必要な福祉サービス利用までの橋渡しを行う「つなぎ」体制の整備と、実際に支援を行う「受け入れ」体制の構築が重要であることが、研究を進める過程で明らかになってきました。

研究班では、厚生労働科学研究のモデル事業として行われた長崎県の社会福祉法人 南高愛隣会での実践をもとに政策提言を行いました。これを踏まえ、平成21年7月より「つなぎ」を担う「地域生活定着支援センター」の制度化と、「受け入れ」の体制充実のための「地域生活移行個別支援特別加算」の設立に至りました。

平成24年3月、全都道府県に「地域生活定着支援センター（以下定着支援センター）」の設置が完了しました。

支援実績

(平成26年度～平成30年度)

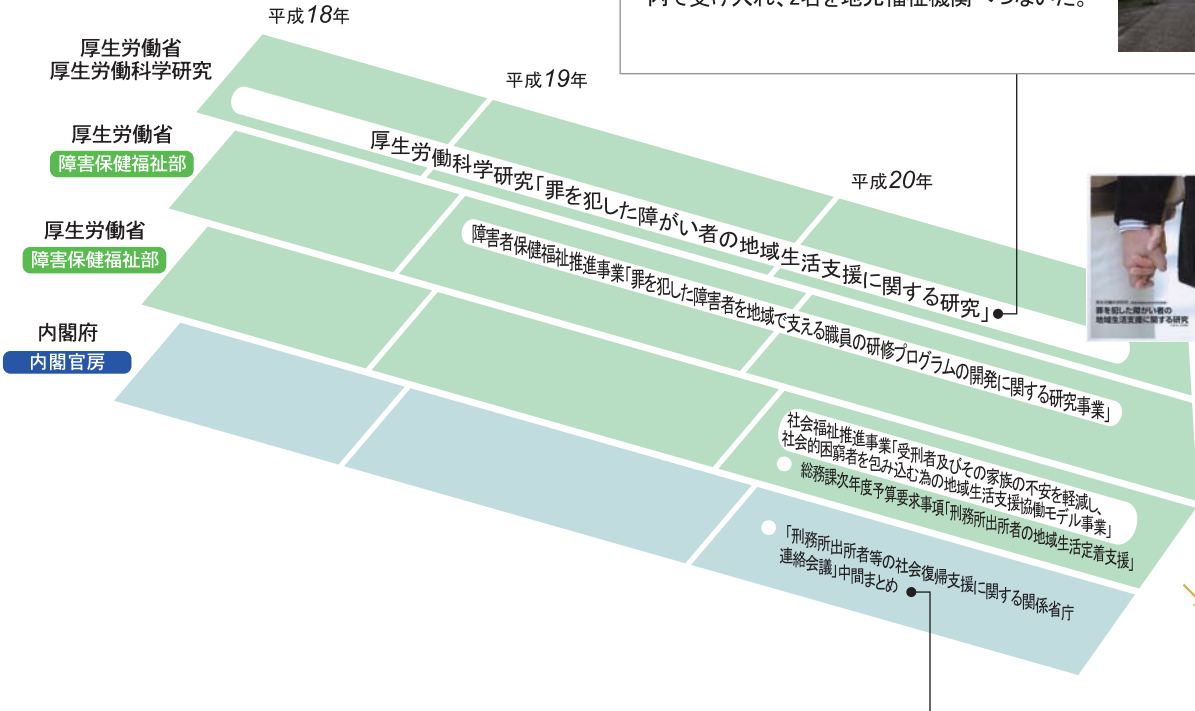


設置数 **47** 都道府県 (48センター)

センター設立の経緯と支援実績

平成18年～20年 厚生労働科学研究モデル事業

社会福祉法人 南高愛隣会(長崎県)で実施。周辺の矯正施設と連携し、退所前の環境調整から受け入れまでを分担して担当。6名を法人内で受け入れ、2名を地元福祉機関へつないだ。



「地域生活定着支援センター」
制度化

『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 —「世界一安全な国、日本」の復活を目指して—』

第2 犯罪を生まない社会の構築

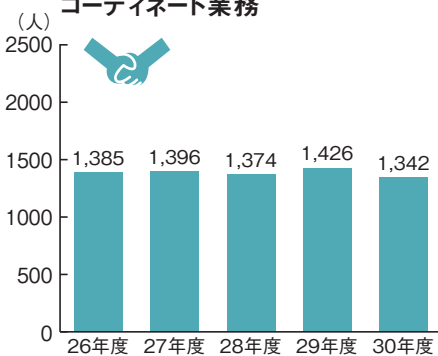
③福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受け入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための実効性ある指導・訓練を実施する。

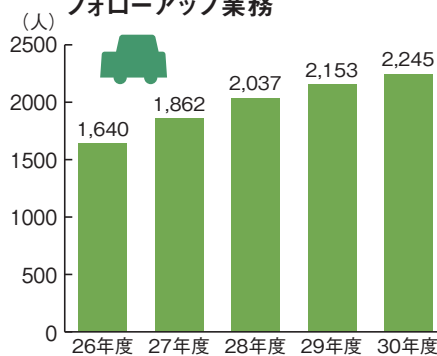
犯罪対策閣僚会議(平成20年12月策定)

支援実績

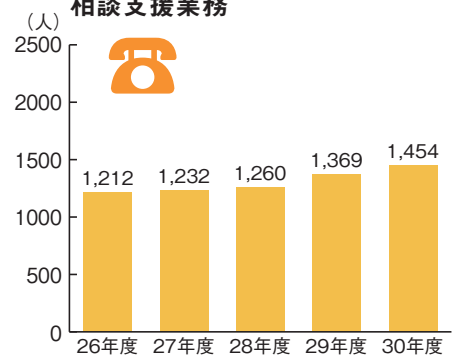
コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



地域生活定着支援センターの支援状況(厚労省HP)

罪を犯した障がい者・高齢者の現状

各種調査研究から矯正施設の中に福祉支援を必要とする方がたくさんいることが分かってきました。

Q. どれ位の福祉の支援を必要としている方がいますか？

A. 知的障がい者(疑いを含む) 高齢者(65歳以上)
22.9% **7.2%**

知的障がいとされる「知能指数69以下」の新規受刑者は毎年全体の2割強を占めています。平成18年は9,328人(テスト不能含む)でした。〔矯正統計年報 平成18年〕。一方、全国15庁(再入者や犯罪傾向の進んだ者を収容する刑務所11庁、初入者や犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所4庁)の刑務所を対象にした法務省の調査によると、知的障がい者(疑いも含む)の受刑者410人(以下「平成18年特別調査対象者」)の内、療育手帳の所持者はわずか26人にとどまっています〔刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年法務省特別調査〕。

また、65歳以上の「高齢者」の犯罪も増加傾向にあります。平成20年の高齢入所受刑者は、調査を開始した昭和59年の9.2倍増の2,092人です〔犯罪白書 平成21年版〕。

平成18年の高齢受刑者数12.3%は、同じく高齢化が進んでいる韓国3.5%、米国5.4%と比較しても突出しています〔犯罪白書 平成20年版〕。

Q. どんな罪を犯しているのですか？

A. 罪名(高齢・知的障がい者共に)
 第1位 **窃盗** 第2位 **詐欺**

最も多い罪名は高齢者・知的障がい者共に「窃盗」、続いて無銭飲食、無賃乗車等も含まれる「詐欺」です。

知的障がい者の犯罪動機は「困窮・生活苦」が36.8%で最多。高齢者の犯罪増加の要因である「窃盗」の動機は男性が「生活困窮」、女性では「対象物の所有」「節約」が多いです。〔犯罪白書 平成20年版〕〔刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査〕

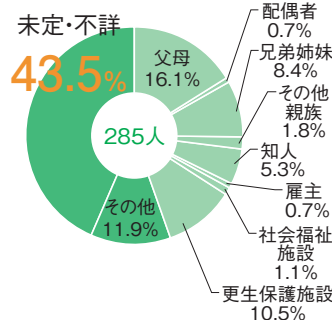
Q. 何故罪を繰り返してしまうのですか？

A. 退所後の支援の乏しさが原因です。

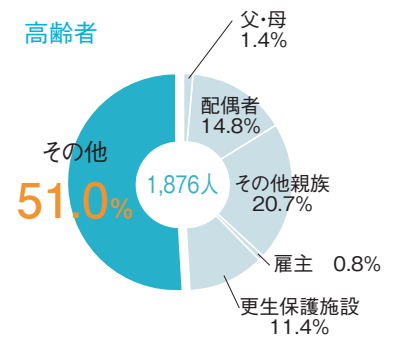
高齢者・知的障がい者に共通しているのは、満期出所の多さです。平成18年の全体の仮出所率52.6%に対して、特別調査対象者の知的障がい者の仮出所率は20.0%、また、高齢者は29.5%となっています。〔犯罪白書 平成21年版〕〔刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査〕

● 満期出所者の帰住先

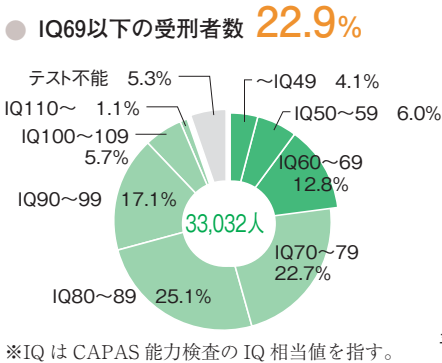
知的障がい者(平成18年 特別調査対象者*)



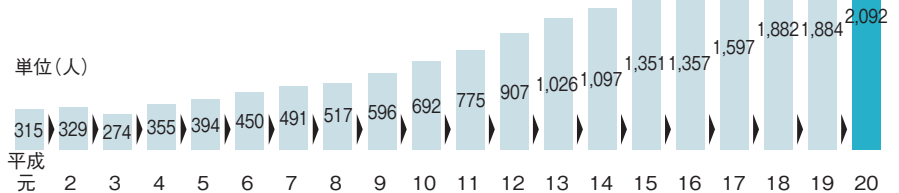
高齢者



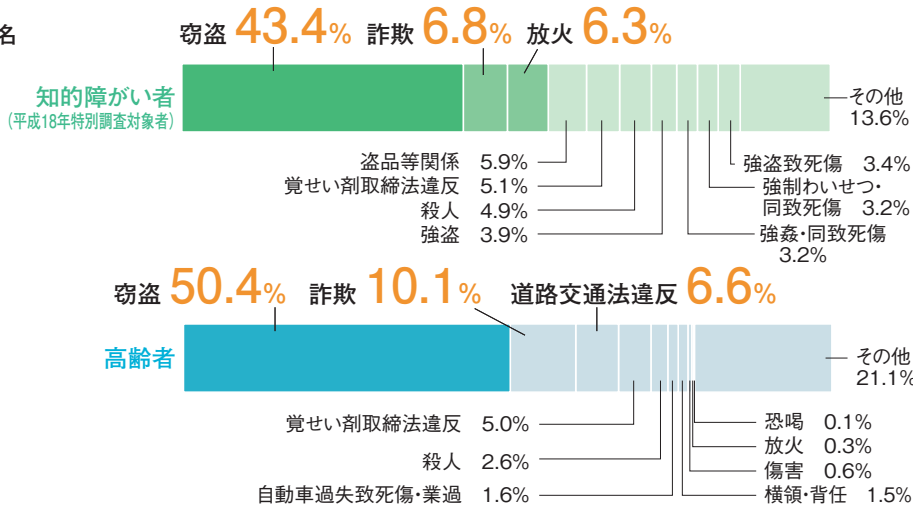
〈平成18年新受刑者に見る統計〉



● 高齢者（65歳以上）の受刑者数
 高齢者（65歳以上）の受刑者 **7.2%**
 昭和59年（調査開始）の **9.2倍**



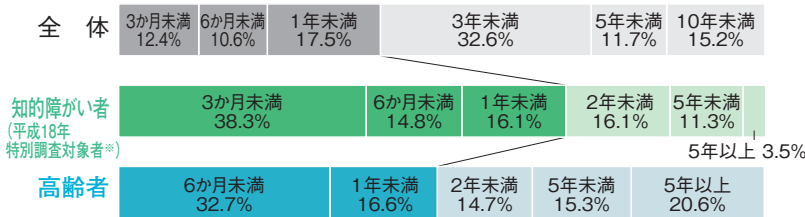
● 罪名



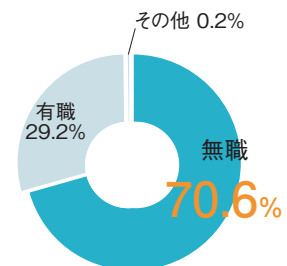
仮出所には帰住地や身元引受人が必要です。しかし、特別調査対象の知的障がい者も高齢者もその多くが、満期出所後の帰住予定先が「その他」「未定・不詳」となっています。

新規受刑者と療育手帳所持者の差から明らかな通り、福祉の支援が受けられないが故に軽微な犯罪を繰り返す「負のスパイラル」に陥ってしまっています。特別調査対象の知的障がい者では69.2%、高齢者では49.3%が前回の退所から1年未満に再犯に至っています。〔「犯罪白書 平成20年版」刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査〕

● 再犯期間



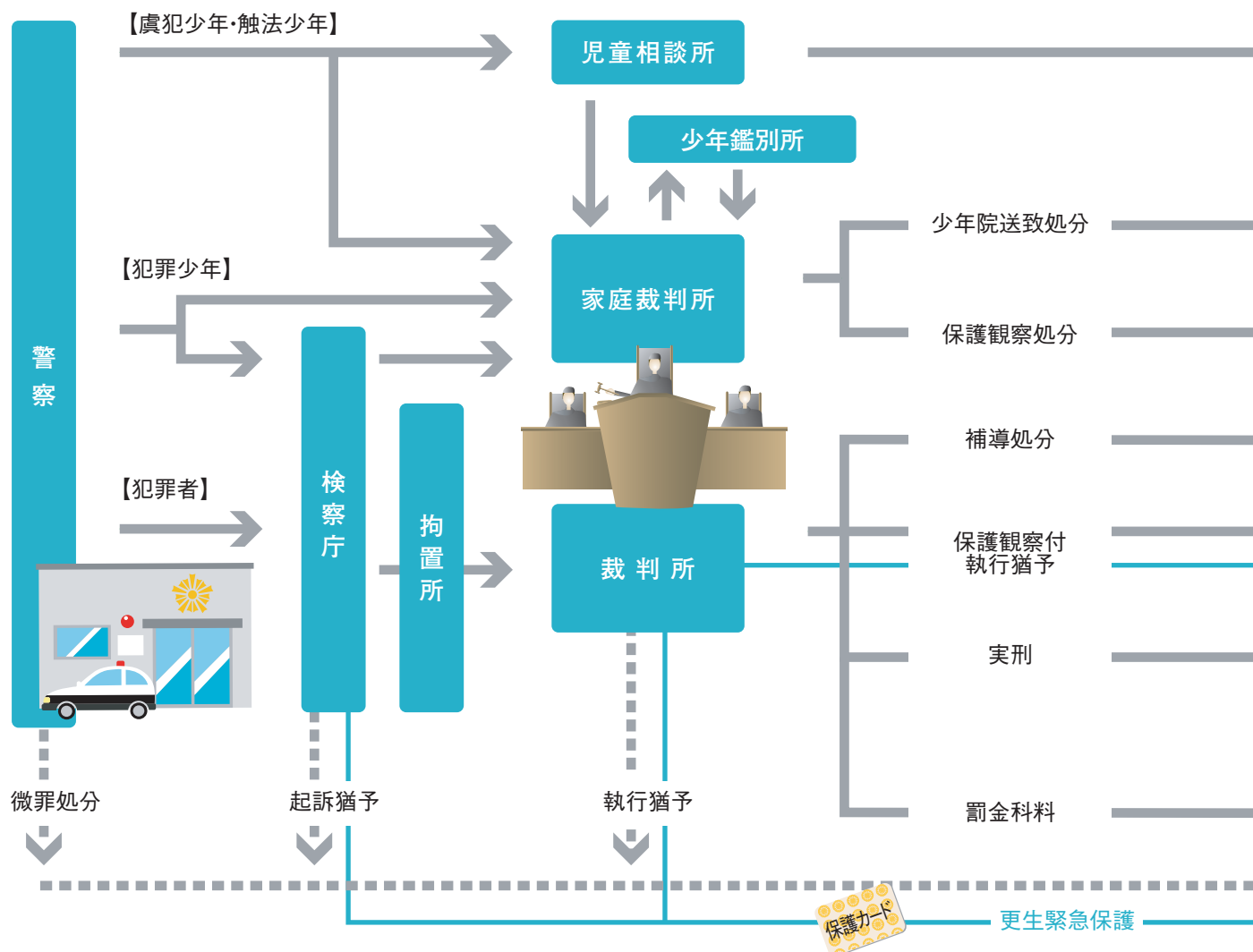
● 再犯者の有職者・無職者割合



1年未満での再犯 知的障がい者 **69.2%** 高齢者 **49.3%**
 (平成18年特別調査対象者*)

※印は平成18年特別調査対象者410人のうち、受刑が2回目以上の285人のデータをまとめたもの。

刑事司法の流れ



point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

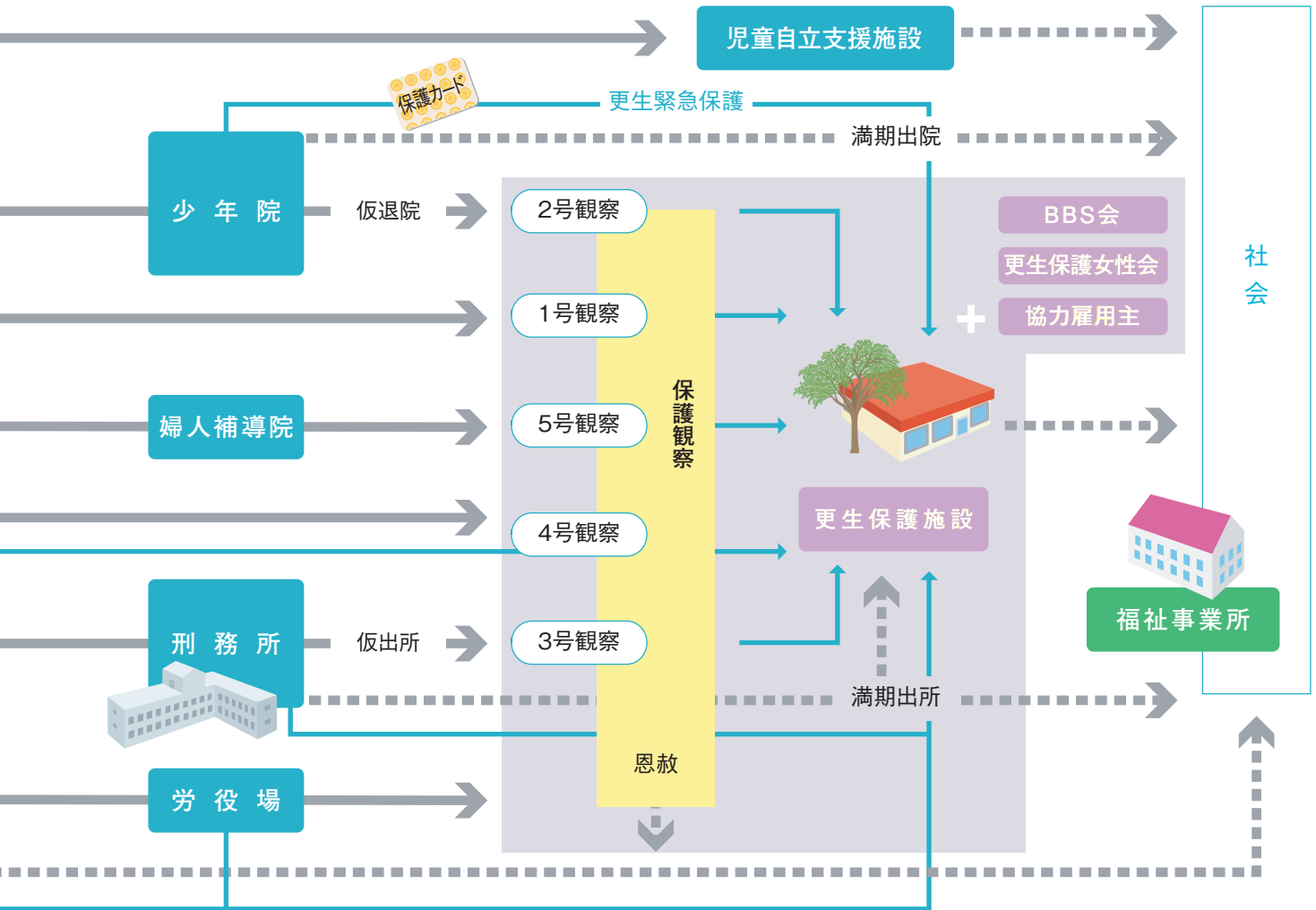
非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（平成20年10月現在）

point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営みながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援護を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができますこととされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カー

ド」が交付されます。カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

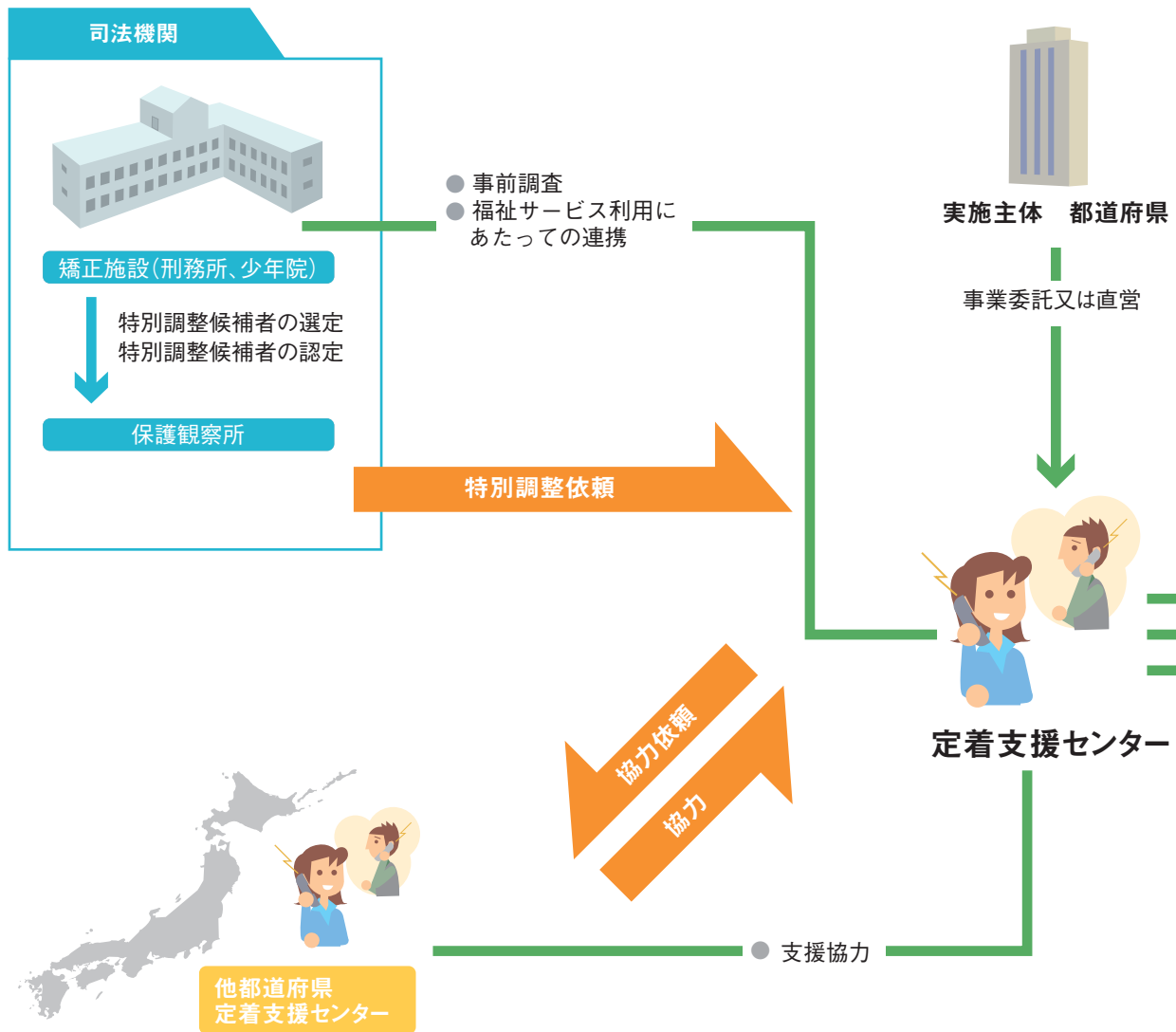
保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

更生緊急保護の対象者	
1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は料金の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

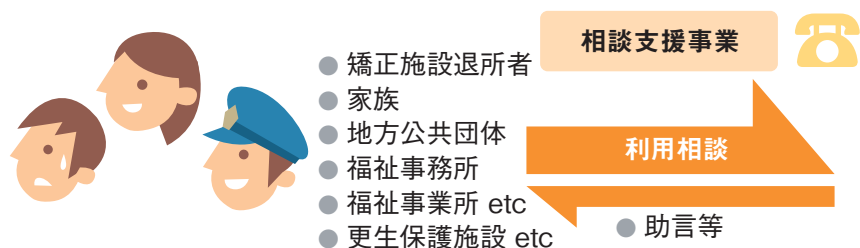
定着支援センターとは

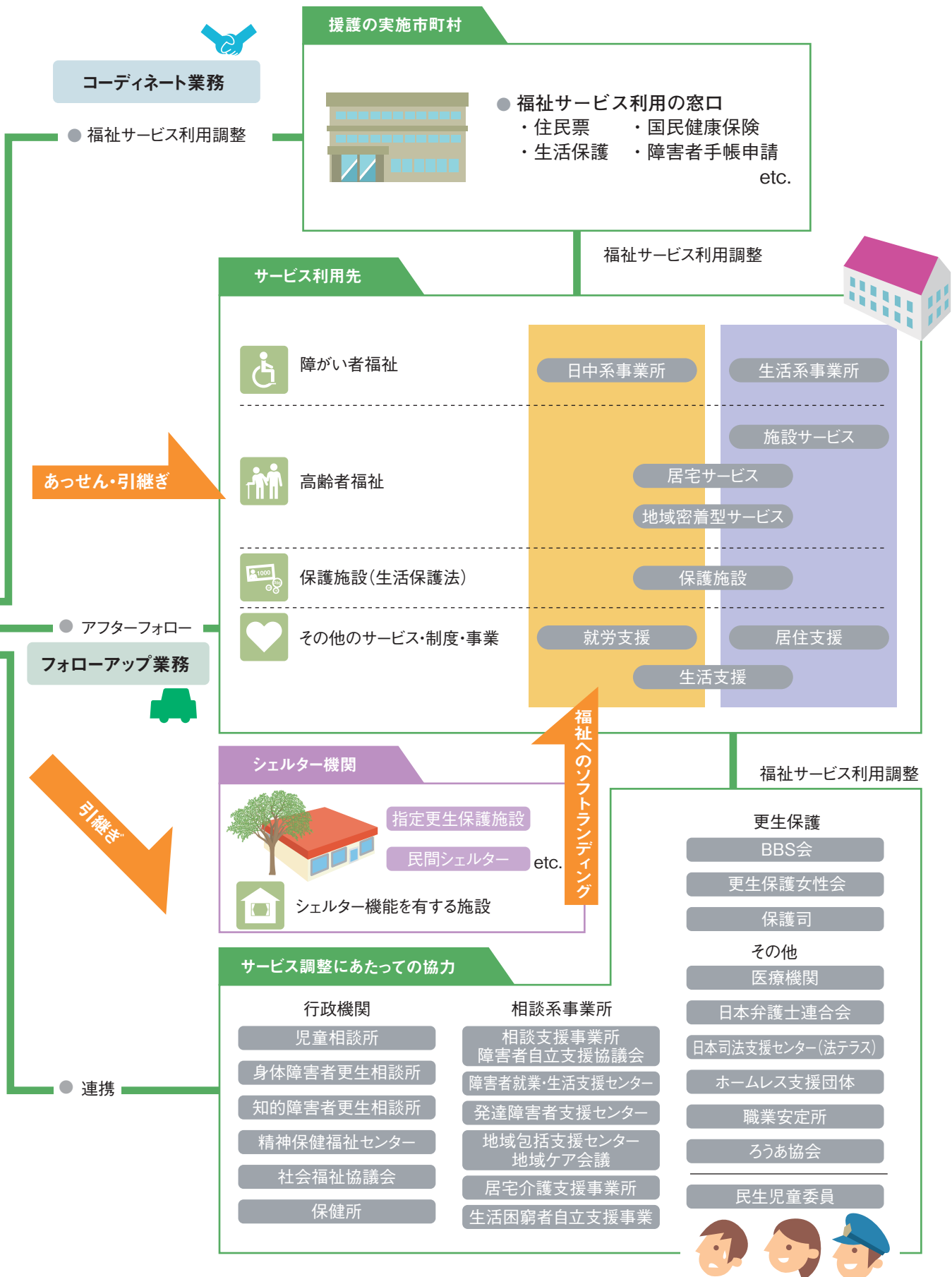
定着支援センターは矯正施設退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、福祉事業所への入所等）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるために、都道府県に1か所設置されました。

定着支援センターの役割は、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地における役割の2つを併せ持ちます。



特別調整協力等依頼:センター所在地の都道府県の保護観察所からの特別調整の依頼





定着支援センターの5つの業務

業務1 コーディネート業務

保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」に基づき、矯正施設入所者を対象として、退所後に必要な福祉サービスのニーズ内容を確認し、事業所等のあっせんまたは必要な福祉サービスを受けられるように申請支援を行います。

- 保護観察所からの特別調整協力等依頼
- 支援対象者との面談・アセスメントの実施
- 円滑に福祉サービスへつなげるため、「福祉サービス等調整計画」の作成
- 援護の実施市町村との調整、住民票の設定
- 対象者の希望帰住地が他都道府県である場合には、「支援業務協力依頼書」にて帰住（予定）地の定着支援センターに対して、受け入れ先の確保及びその他必要な支援についての対応を依頼
- 障害者手帳の申請支援（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- 障がい者福祉サービスの申請支援
- 高齢者福祉サービスの申請支援
- 医療保障（国民健康保険等の取得）
- 所得保障（障害基礎年金の申請、年金記録の確認、生活保護の申請準備等）
- 受け入れ先（帰住地、身元引受人、福祉事業所）の選定、確保
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の実施
- 対象者の受け入れ先が確保された場合には、矯正施設所在地のセンターが「特別調整協力結果通知書」にて所在地保護観察所に提出
- 受け入れ先事業所への引継ぎ（矯正施設退所時に同行）
- 橋渡し（当該市町村の相談支援事業所等）



コーディネート業務

フォローアップ業務



業務2 フォローアップ業務

コーディネート業務のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた事業所に必要な助言等を行います。

- 受け入れ先事業所へのフェイスシート（アセスメント）作成等の助言
- 受け入れ先事業所へのモニタリング（状況聞き取り）及び訪問
- 受け入れ先事業所への処遇面の助言及び定期的な「合同支援会議（ケア会議）」の実施
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ
- 地域生活移行個別支援特別加算・社会生活支援特別加算の「意見書」の発行
- 更生保護施設等との連携によるバックアップ体制の調整



業務3 相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

- 矯正施設をすでに退所した者への福祉相談及び支援
- 矯正施設、更生保護施設等からの福祉相談及び支援
- 親族、弁護士、支援者等からの福祉相談及び支援（公判段階、起訴・執行猶予者等） etc.

業務4 その他必要な支援業務

コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援をします。

- 関係機関とのネットワーク形成
- 支援対象者の帰住（予定）地におけるネットワークの立ち上げ
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の開催
- 個別支援計画作成における打ち合わせ



その他必要な
事業等

業務5 啓発活動等

ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行っていきます。

- 地域で支える有機的なネットワークの構築を目指し、多職種による拡大ケース会議（運営推進委員会、連絡協議会）の開催
- 福祉専門職及び関係機関（矯正・保護・医療・行政等）を対象とした「啓発研修」等の実施
- 広報活動

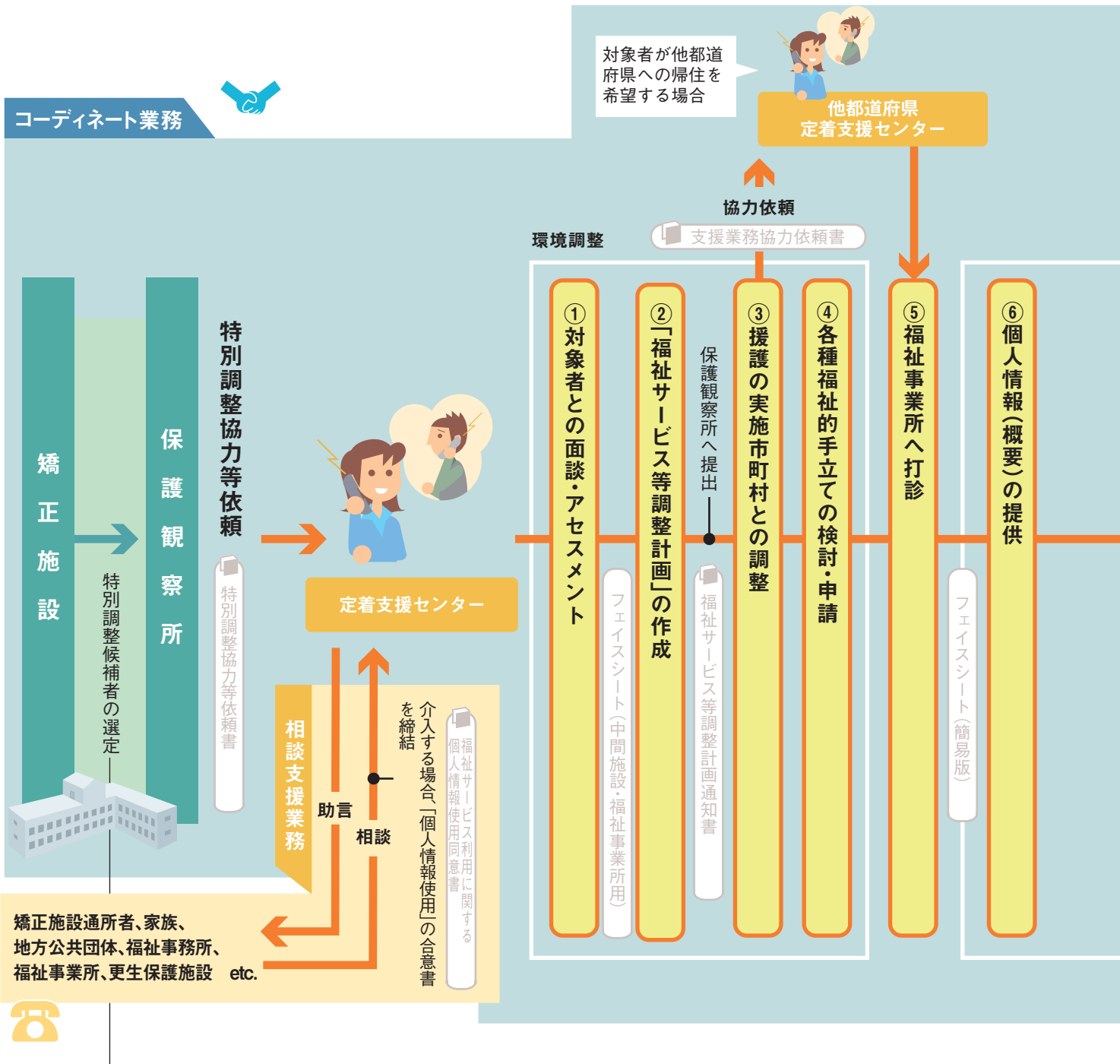


相談支援業務

定着支援センター

啓発活動等

主な業務の流れ



特別調整対象者

被収容者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 高齢(おおむね65歳以上をいう。以下同じ。)であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5 特別調整の対象者となることを希望していること。
- 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

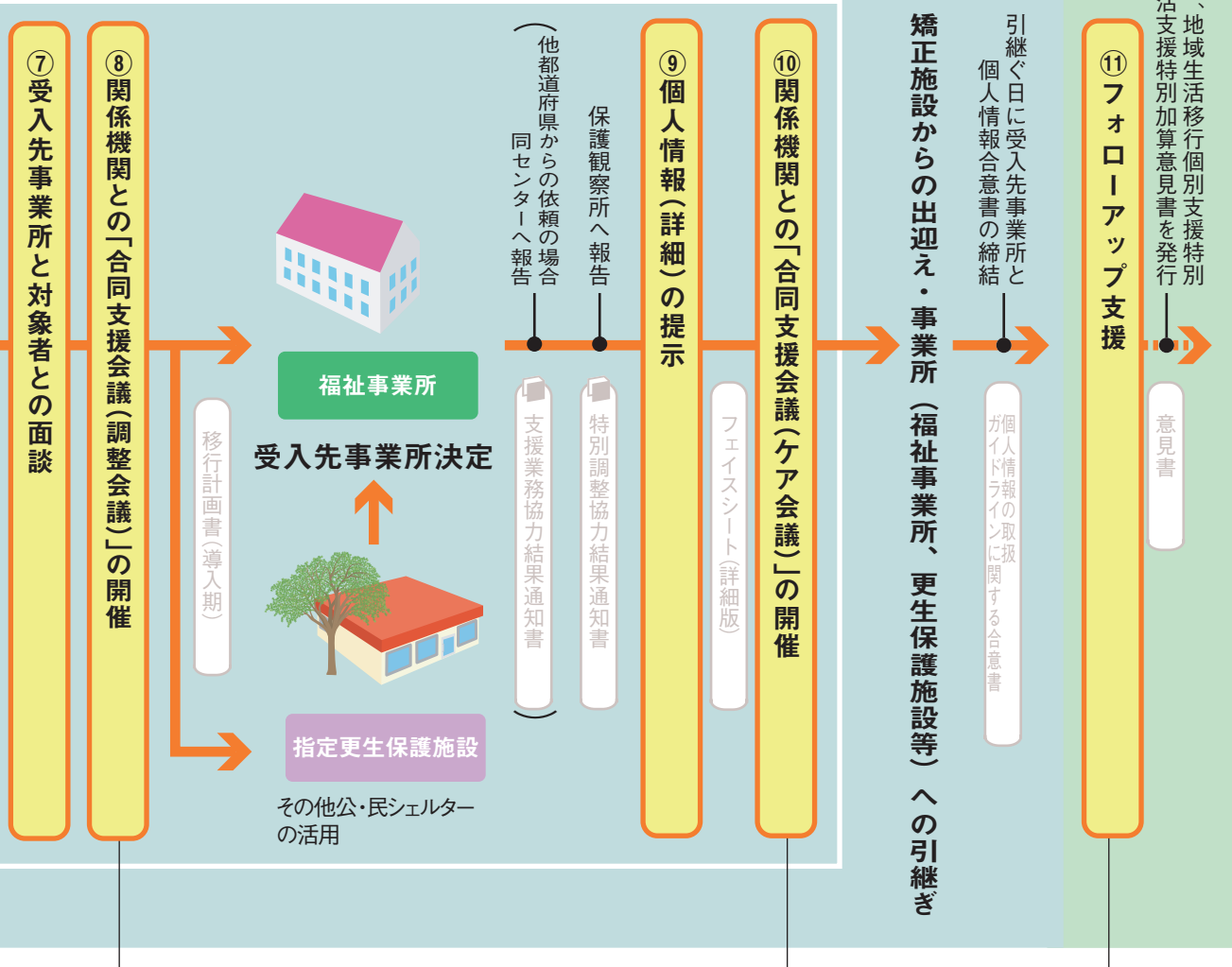
(平成21年4月 法務省保観第244号 法務省矯正局長・保護局長通達)



フォローアップ業務

必要に応じて、地域生活移行個別支援特別加算・社会生活支援特別加算意見を発行

受入先事業所との調整



合同支援会議(調整・ケア会議)

司法と福祉、行政等の関係者が一堂に会し対象者の支援について検討を行います。これにより矯正施設から福祉事業所への移行がスムーズに行われます。

- 行政
- 福祉事務所
- 保護観察所
- 福祉事業所
- 地域包括支援センター
- 定着支援センター
- 相談支援事業所
- 障害者就業・生活支援センター
- 職業安定所
- 医療機関
- 保健所
- etc.

フォローアップ体制

受け入れ先事業所においても「フォローアップ」を行い、協働体制(支援ネットワーク)でしっかりとサポートします。

- フェイスシート(アセスメント)作成の助言
- モニタリング(電話及び定期訪問)
- 処遇面助言及び適宜関係機関との合同支援会議(ケア会議)の実施



具体的な支援にあたって

INDEX

- 初任者研修「基礎講座（矯正）」16
- 初任者研修「基礎講座（更生保護）」26
- 初任者研修「基礎講座（定着）」42
- 初任者研修「基礎講座（司法）」64
- 他の都道府県定着支援センターとの連携74
- 支援にあたってのタイムテーブル75
- 住民票・援護の実施の確定について77
- 所得保障について81
- 関連するサービス・制度・事業83
- 加算について92

初心者研修「基礎講座（矯正）」

令和元年8月5～6日（西日本）
令和元年8月21～22日（東日本）

全国地域生活定着支援センター協議会 初任者研修「基礎講座（矯正）」

府中刑務所

福祉専門官 桑原 行恵

矯正施設の種類

- 刑務所...懲役・禁錮又は拘留に処せられた者を収容
- 少年刑務所...主として少年受刑者、26歳未満の若年受刑者を収容
- 拘置所...主として勾留中の被疑者・被告人（未決拘禁者）を収容
- 少年院...主として家庭裁判所で少年院送致の決定を受けた少年を収容
- 少年鑑別所...主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容
- 婦人補導院...売春防止法により補導処分を受けた者を収容

※刑事施設は、拘置所・刑務所・少年刑務所の総称である。

処遇指標

★属性による処遇指標

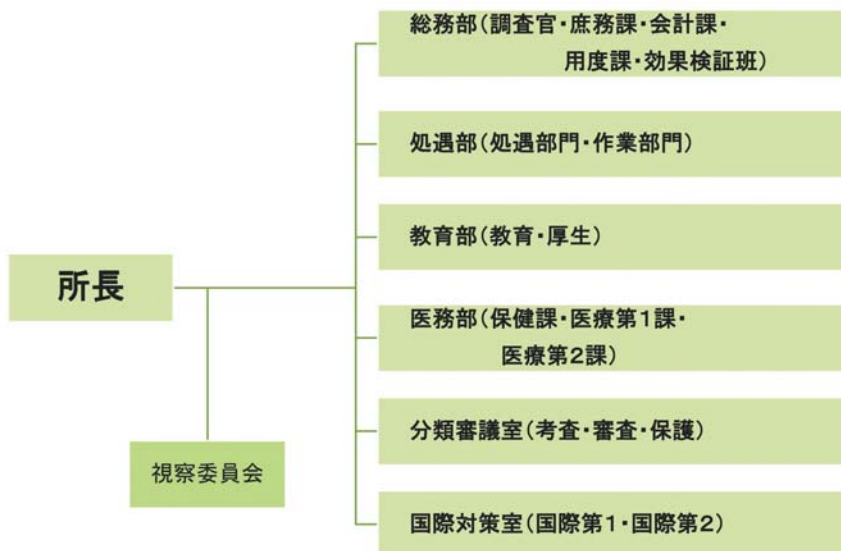
- W 女子
- F 日本人と異なる処遇を必要とする外国人
- I 禁錮受刑者
- J 少年院への収容を必要としない少年
- Jt 少年院への収容を必要とする16歳未満の少年
- L 執行刑期が10年以上である者
- Y 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人
- M 精神上の疾病又は障害を有するため、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
- P 身体上の疾患又は障害を有するため、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者

★犯罪傾向の進度による処遇指標

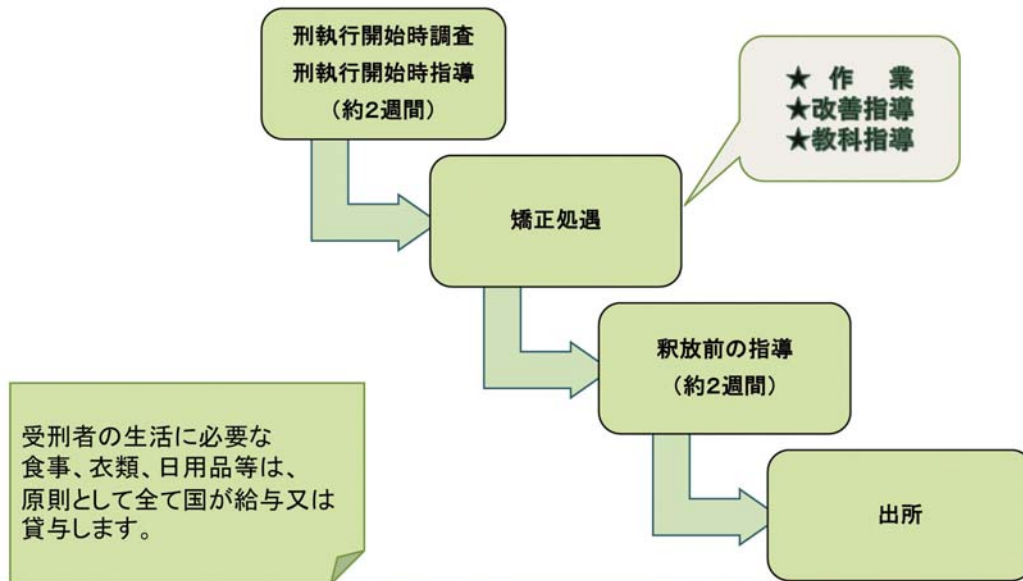
- A 犯罪傾向の進んでいない者
- B 犯罪傾向の進んでいる者
(再犯・累犯)



府中刑務所組織図



入所から出所まで



矯正処遇

目的:改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る。

作業	改善指導	教科指導
<ul style="list-style-type: none"> 生産作業 自営作業 職業訓練 社会貢献作業 	<ul style="list-style-type: none"> 一般改善指導 特別改善指導 	<ul style="list-style-type: none"> 補習教科指導 特別教科指導

作業

↳ 勤労意欲を高め、職業上有用な知識と技能を習得させる。

- ・作業時間 原則8時間を超えない範囲
- ・作業の種類 生産作業： 木工，金属，洋裁等
自営作業： 炊事，営繕，洗濯等
職業訓練： 自動車整備等
- ・作業報奨金 作業奨励，出所後の更生資金

特別改善指導

R1 薬物依存離脱指導

R2 暴力団離脱指導

R3 性犯罪再犯防止指導

R4 被害者の視点を取り入れた教育

R5 交通安全指導

R6 就労支援指導

高齢・障害を有する受刑者の処遇

処遇上の配慮(養護工場等)

- ・施設のバリアフリー化(手すり, 車椅子等)
- ・能力に応じた作業(作業事故等の防止)
- ・作業時間短縮
- ・居室指定上の配慮, 集団処遇の機会の設定
- ・担当刑務官・心理技官・社会福祉士等の面接等

改善指導等

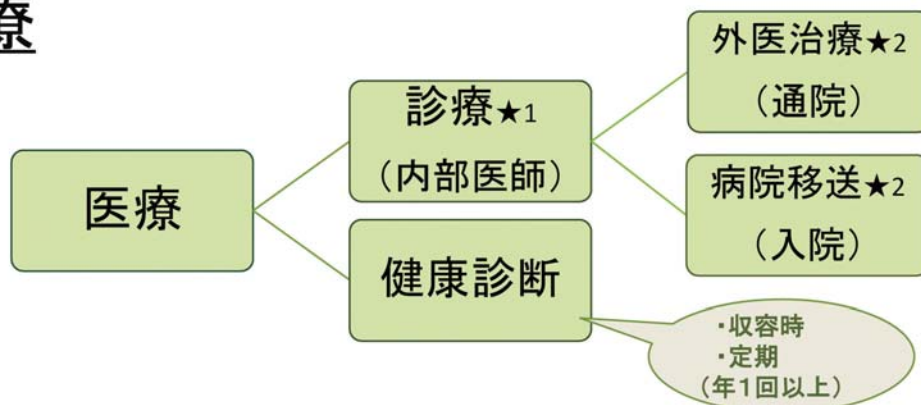
- ・高齢受刑者に対する健康運動指導等
- ・個々の問題や能力・心身のレベルに応じた各種指導

日々の生活

- ★運動...平日は原則として毎日30分以上
- ★入浴...1週間に2回以上
- ★余暇...1日に2時間以上



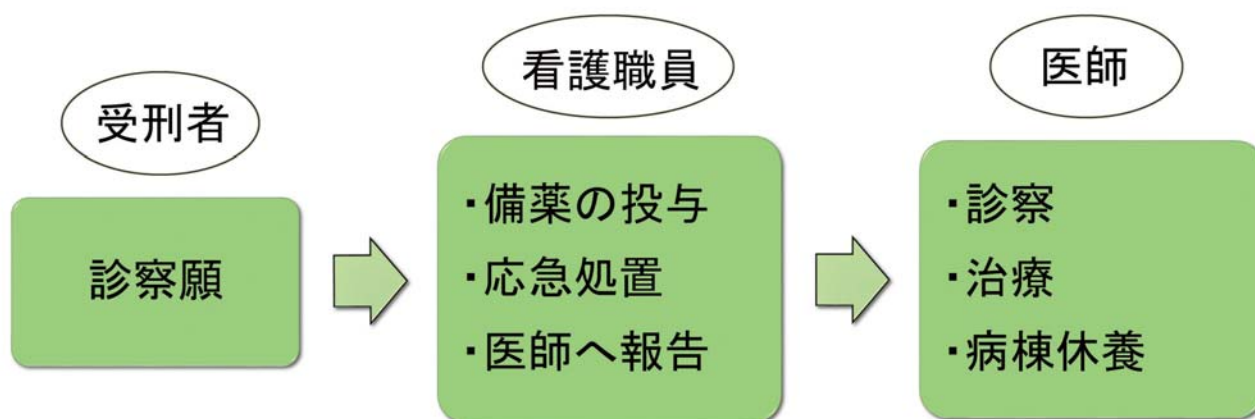
医療



★1 診療等は強制できない。
ただし、生命に危険が及ぶおそれがある場合又は他人に感染させるおそれがある場合には、合理的な範囲において診療等を実施することができる。

★2 刑事施設の医療体制だけでは対応できない場合。

内部医師による診察までの流れ



矯正医療の特殊性



刑務所における福祉職の役割

- 要支援者の発掘及び課題の分析
- 帰住先の調整
- 所内各部署及び外部機関との調整
- 各種手続支援
(住所設定・障害者手帳・介護保険・年金など)
- 支援対象者の心情把握
- 満期釈放者に対する講義(社会保障制度)

常勤2名
非常勤3名

特別調整対象者が選定されるまで

・刑執行開始時調査でのスクリーニング

・福祉支援を要する可能性のある者のうち、刑期終了日まで6か月～10か月程度の者に対し、福祉職が面接を行う。

・本人の意向確認

・医務部及び工場担当等から情報収集

・福祉職の見立て及び収集した情報を元に特別調整候補者として選定会議にかけるか検討を行う。

・特別調整対象者選定会議

・同意書徴収

・特別調整対象者に認定

候補者選定時における課題



調整過程における課題



特別調整に準ずる一般調整

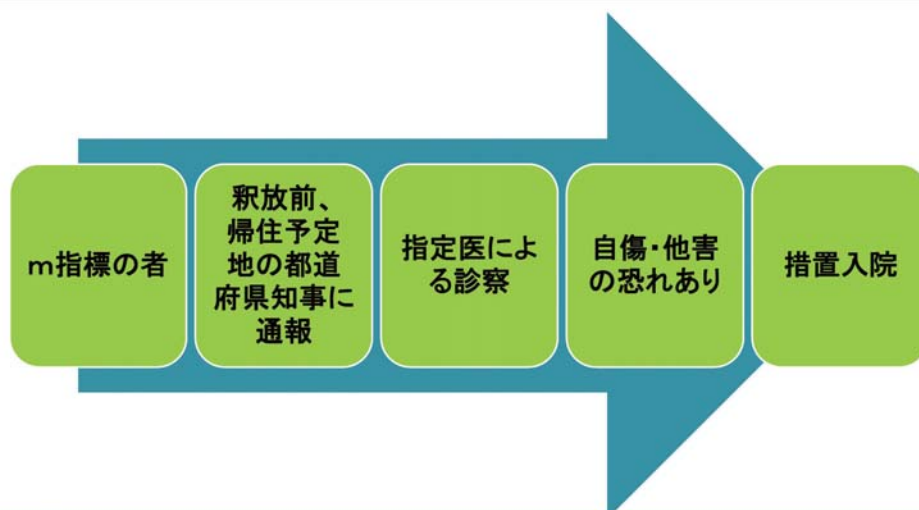
釈放後の適当な住居があるものの、
 高齢又は障害を有し、自立した生活を営む上で、
 福祉サービス等を受けることが必要であると認められた場合、
 特別調整に準ずる形で、
 保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、
 福祉サービス等の調整を行う。

※「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」第7項

☆施設所在地の定着支援センターは関与しない。
 帰住予定地域の保護観察所及び定着支援センターと連携する。

26条通報

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)



出所時に可能な支援

保護カード

JR割引証

帰住衣

収容証明書



紹介状など

★保護上移送

★乗車保護



初心者研修「基礎講座（更生保護）」

保護観察所が行う生活環境調整， 更生緊急保護などについて

全国地域生活定着支援センター協議会
初任者研修（基礎講座）

令和元年8月5・6日（西日本会場）
法務省保護局観察課 林寛之

令和元年8月21・22日（東日本会場）
宇都宮保護観察所 調子康弘

1

本日の説明事項

- 1 保護観察所の役割
- 2 保護観察所が行う生活環境の調整
- 3 更生緊急保護
- 4 保護観察
- 5 更生保護 最近の動き

2

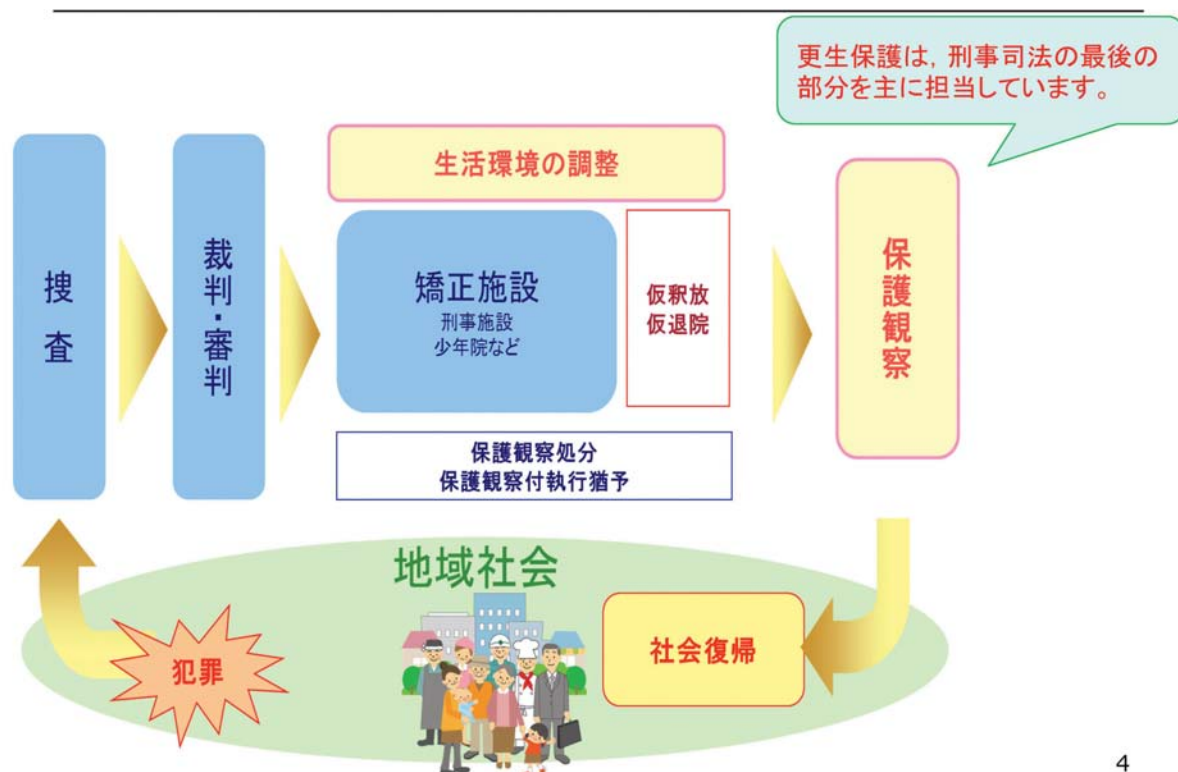
1 保護観察所の役割

- ・更生保護行政の刑事政策における位置づけ
- ・保護観察所と関連する刑事司法関係の組織・団体
- ・保護観察所の主な業務
- ・刑事司法手続の流れ

3

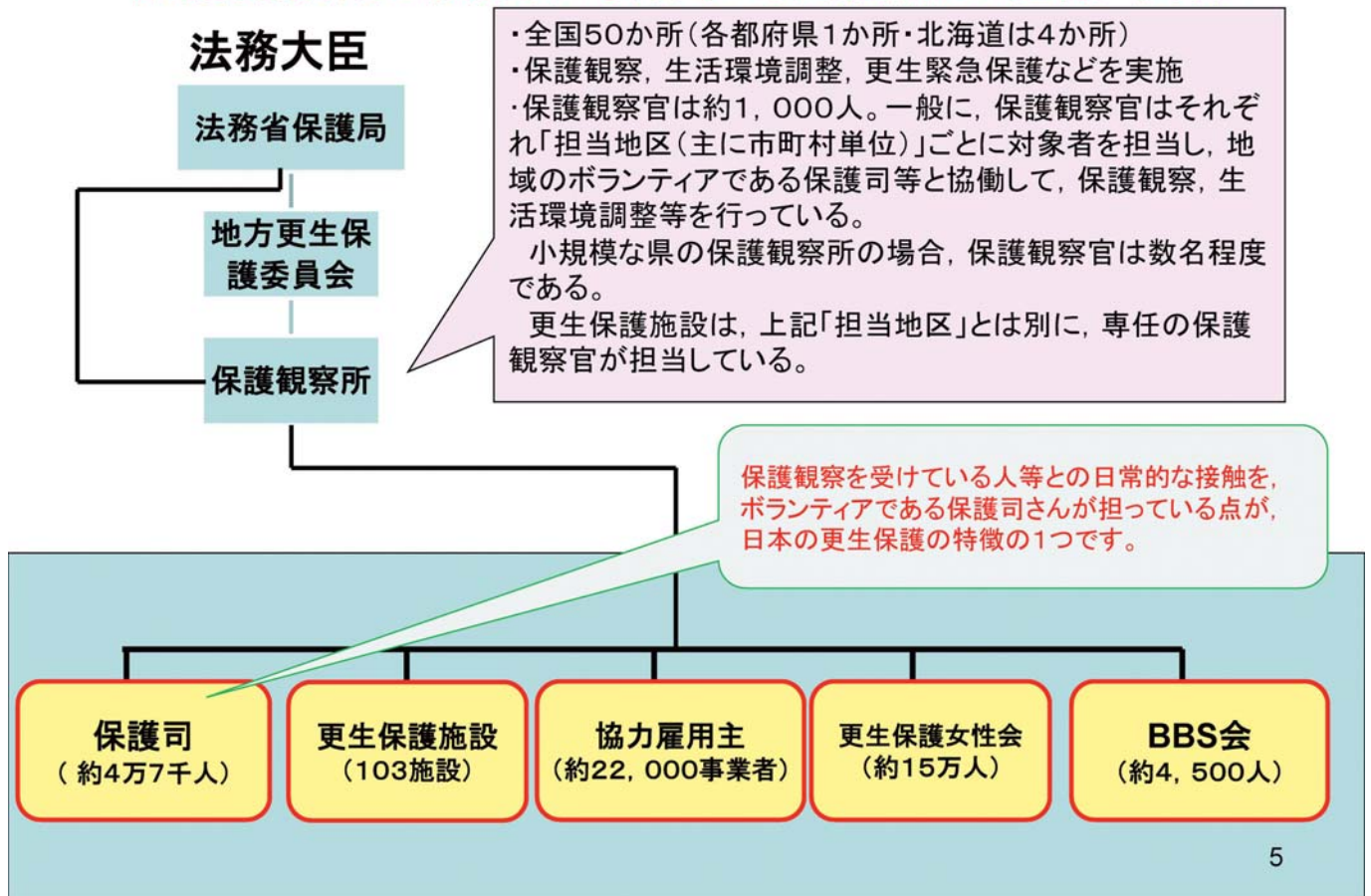
更生保護行政の刑事政策における位置付け

(更生保護行政・・・保護観察、生活環境の調整、仮釈放などを所管)



4

保護観察所と関連する刑事司法関係の組織・団体



具体的な支援にあたって

保護観察所の主な業務

業務のうち, 主に「生活環境調整」と「更生緊急保護」が, 特別調整と関連しています。

◆生活環境の調整

刑務所や少年院などに収容されている人が対象。その希望する帰住先について, 保護司や保護観察官が赴き「出所後そこに住めるか」「就労, 就学はどうか」などの調査, 調整を行う。

◆更生緊急保護

満期出所者, 起訴猶予者等で緊急の支援が必要な人が対象。その申出に基づき, 更生保護施設への委託などを行う。

◆保護観察

仮釈放された人や, 裁判所で保護観察付執行猶予を言い渡された人などが対象。成人も少年も含まれる。保護観察官や保護司が個別に担当となり, 面接, 家庭訪問等を実施。個別の事情に応じて, 就労支援や各種プログラムなどを行う。保護観察対象者には期間中「遵守事項」を守る義務があり, 違反すると仮釈放を取り消されるなどの場合がある。

◆その他

医療観察, 犯罪被害者支援, 犯罪予防活動(社明), 恩赦手続などを実施している。

刑事司法手続の流れ

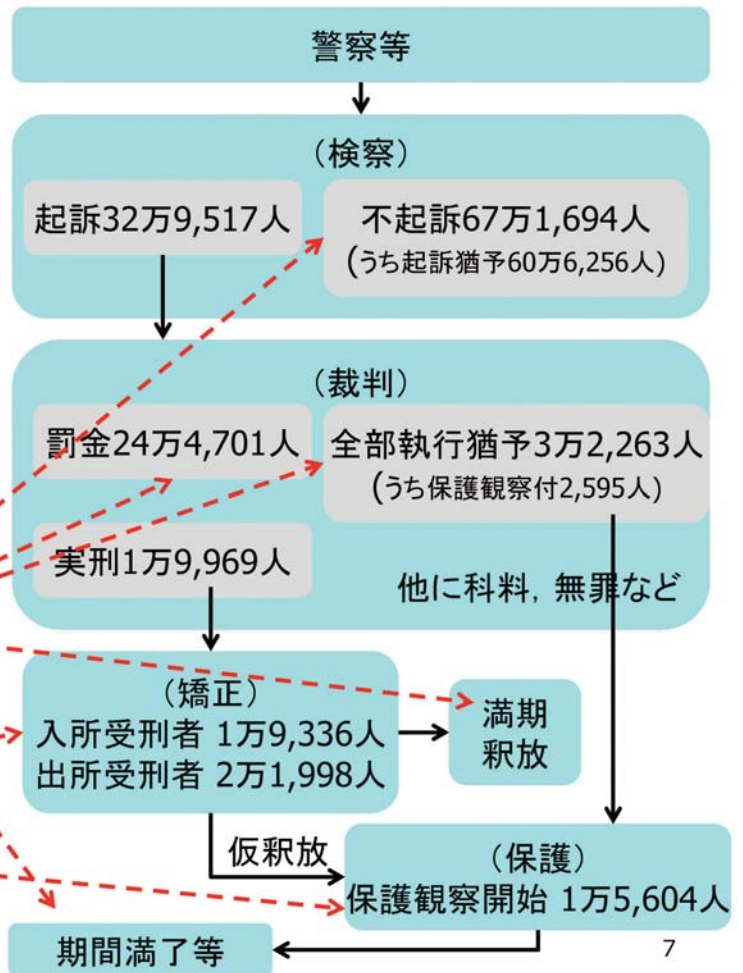
(成人の主な手続。数値はH29
(犯罪白書から))

年間100万人以上の方が警察等に
検挙されていますが、受刑に至
る人は、2万人程度です。

保護観察所は、

- ・起訴猶予者、満期釈放者等
に対する更生緊急保護
(希望者のみ)
- ・受刑者等の生活環境調整
- ・保護観察

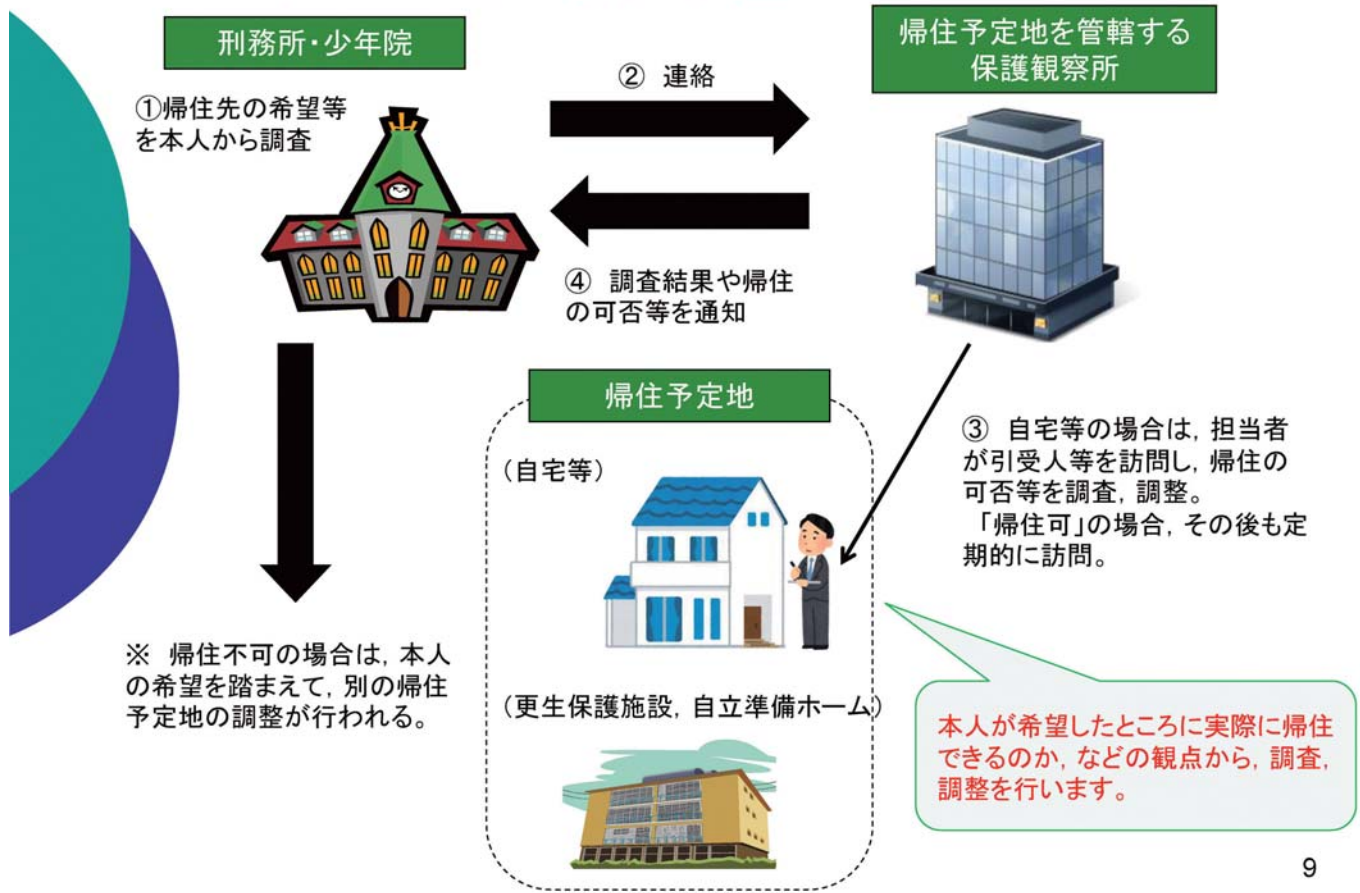
などを実施している。



2 保護観察所が行う 生活環境の調整

- ・生活環境調整の特徴
- ・仮釈放とは
- ・生活環境調整と釈放／出所

一般的な生活環境の調整のイメージ



生活環境調整の特徴

◆ 本人の希望が出発点

初めに、例えば、刑務所や少年院に収容された人が「刑務所を出所したら、自分は母親（引受人）宅（帰住予定地）に帰りたい」等と希望する。

刑務所からその連絡を受けた保護観察所は、その母親を訪ねて、母親宅へ本人が帰住できるか等の調査・調整を行う。

→ 原則として、本人が希望した場所のみについて調査・調整を行う。

◆ 調査・調整は「帰住予定地」ごとに実施

調査・調整は、本人が希望した「帰住予定地」について、その地域を管轄する保護観察所（担当する保護観察官・保護司）が行う。

調査・調整の結果は、保護観察所が刑務所や少年院に連絡する。

調査・調整の結果、希望する帰住予定地に帰住できない場合、本人が別の帰住予定地を希望すると次の調整が開始され、その帰住予定地を管轄する保護観察所（保護観察官・保護司）が調査・調整を行うことになる。

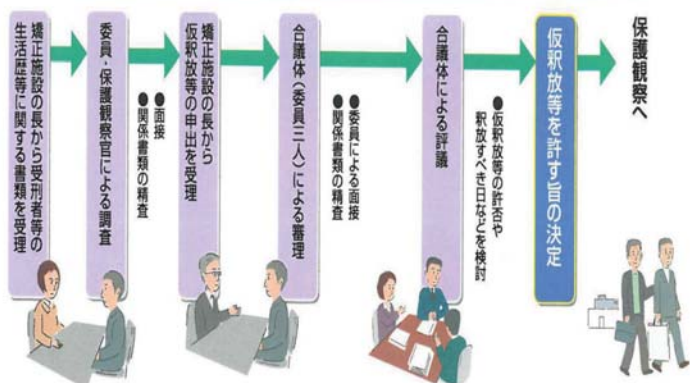
→ 帰住予定地が変わると、担当者も変わっていく。

仮釈放とは

満期釈放者に比べ、仮釈放者の方が再犯が少ないことなどから、仮釈放の積極化を進めています。

受刑者のうち一定の許可の基準を満たした人について、刑期の満了前に仮に釈放し、再犯の防止と円滑な社会復帰を促進するための制度。仮釈放の間は保護観察に付される。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続(典型的な例)



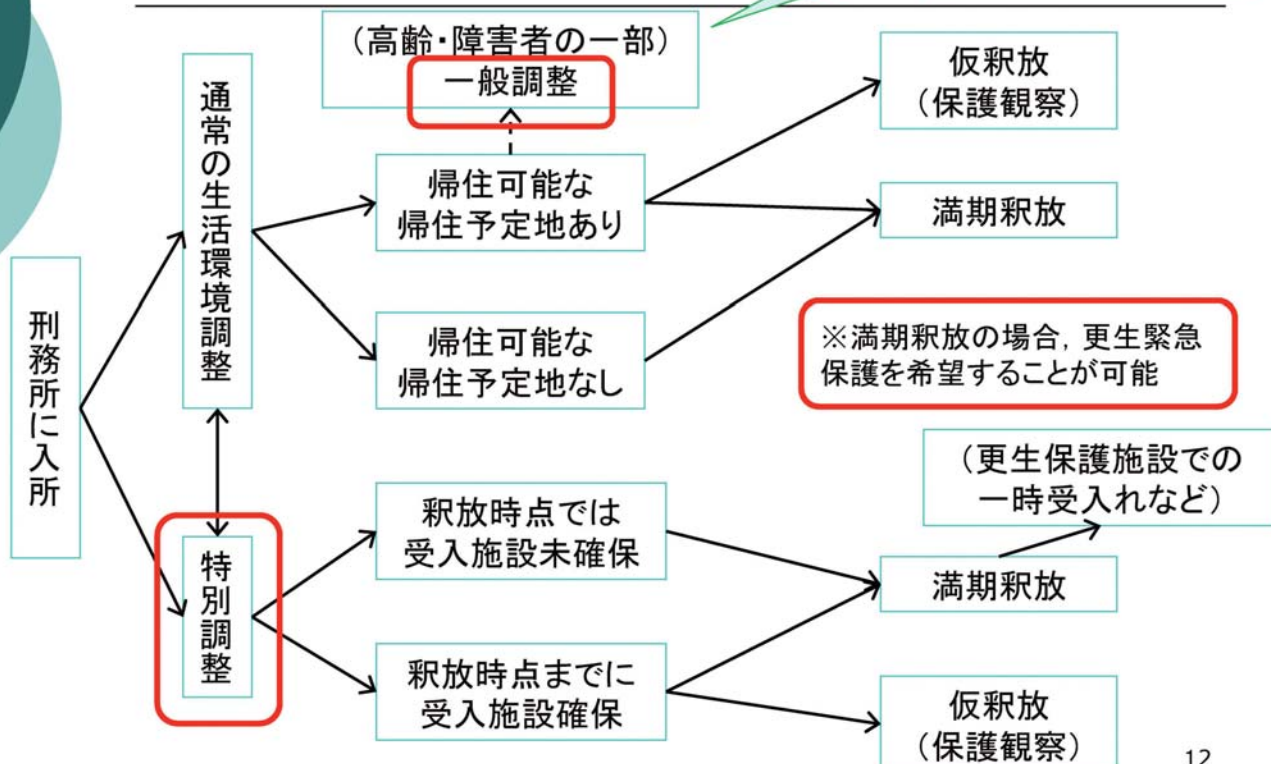
- ◆ 仮釈放の要件
 - ・ 有期刑: 刑期の1/3経過
 - ・ 悔悟の情, 改善更生の意欲, 再犯のおそれ, 保護観察の相当性, 社会の感情
 - ・ 帰住可能な帰住予定地があることが前提

◆ 仮釈放率: 58.5% (H30)

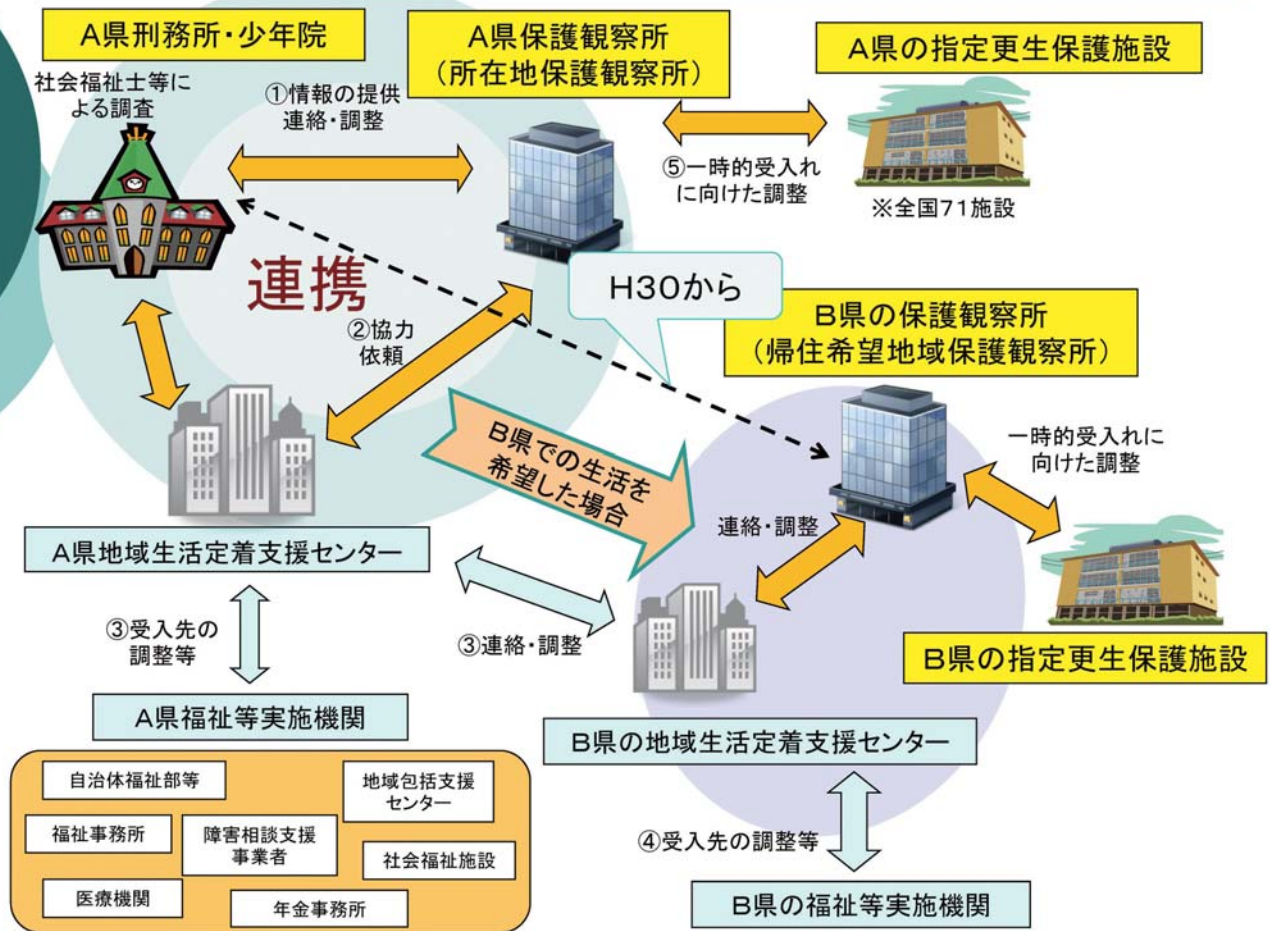
生活環境調整と釈放/出所

特別調整と一般調整

「一般調整」は、高齢、障害で福祉サービスが必要な人のうち、帰住先がある場合の調整をいいます。



特別調整のイメージ図



具体的な支援にあたって

3 更生緊急保護

- ・更生緊急保護とは
- ・更生緊急保護のポイント(1)～(5)

更生緊急保護とは

本人の希望を踏まえ、刑務所出所直後に金品を援助したり、更生保護施設に委託したりします。

趣旨

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 起訴猶予者
- 罰金又は料金の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など (本人の申出が必要)

措置内容

- 宿泊場所の供与（更生保護施設・自立準備ホーム等への宿泊保護委託）
- 金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
- 宿泊場所への帰宅援助（旅費給与） など（必要かつ相当な限度で）

期間

原則として身体の拘束を解かれて 6月以内（特に必要あれば6月延長可）

15

更生緊急保護のポイント（1）

◆更生「緊急」保護

その人が、身体拘束を解かれたばかりであり、親族や公共の機関等からすぐに援助や保護を得られない場合に限定して実施することが原則。保護観察所長が必要と認めた場合に実施。

身体を拘束されなかった場合、更生緊急保護の対象とならない。

◆「更生緊急保護の期間」と「仮釈放期間」

（特に更生保護施設への委託について）

更生緊急保護は「身体の拘束を解かれて6月以内」が原則。

例えば仮釈放期間が4か月の場合、4か月の仮釈放期間終了後の2か月間は更生緊急保護が可能（なお仮釈放期間中は「応急の救護」の対象）。

◆「保護カード」

釈放時に、保護の必要が認められたときや、本人が希望したとき、刑事施設や検察庁などで保護カードが交付される。

16

ポイント（2）

◆本人の「申出」が必要

更生緊急保護は本人が書面で申し出ることが必要。保護観察所での保護観察官の面接などを経て、必要性などが判断される。

◆食費などの支援

更生緊急保護として、食事の援助や、宿泊場所までの交通費の支援が必要と判断されたとき、現金を支給する場合もあれば、物品（作業着、JR旅客運賃割引証等）を交付する場合もある。（支給又は貸与。同じ人に短期間に何度も支援することは殆どない。）

◆更生緊急保護の「重点実施」

H27年度開始（それ以前は「事前調整」）。起訴猶予者が対象。起訴猶予となる前に面談等を適宜行う。更生保護施設・自立準備ホームに委託して就労支援など実施。ホームレス状態で窃盗により逮捕され、起訴猶予となった人が多い。H30年度は214人に実施。

17

ポイント（3） 更生保護施設とは

特別調整の対象となる人が、刑務所出所時点では受入先が確定していない場合などに、一時的に更生保護施設で生活する場合があります。

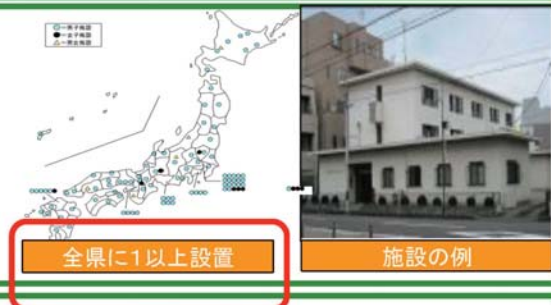
役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮釈放者の約3割を收容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設
- ◆ SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育の実施など、社会適応力を高める処遇を実施
- ◆ 平成21年度から、指定された施設で高齢・障害者を受け入れるための取組を実施。
- ◆ 平成25年度から、指定された施設で薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施するための取組を実施。

保護の概況

- ◆ 施設数 103施設（H30. 4. 1現在）
- ◆ 定員 2,383人（H30. 4. 1現在）

* 全面改築による一時的な定員縮小あり



全県に1以上設置

施設の例

体制

- ◆ 経営主体
 - ・更生保護法人100施設、社会福祉法人1施設、NPO法人1施設、一般社団法人1施設
- ◆ 職員体制
 - ・常勤職員が4名程度（平成30年1月から、79施設につき、常勤職員1名増配置）

18

ポイント（４）指定更生保護施設

概要

- ◆ 全国の更生保護施設のうち、高齢者や障害者を一時的に受け入れる施設として71か所を指定
- ◆ 指定された施設に、社会福祉士等の資格等を有する職員を配置(全国で77人分の予算を計上)

対象

- ◆ 以下の①～③の要件を満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所長が認める者
- ① 高齢(おおむね65歳以上)であり、又は障害(身体、知的、精神のいずれか)があると認められること。
- ② 適当な住居がないこと。
- ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認めること。

処遇内容

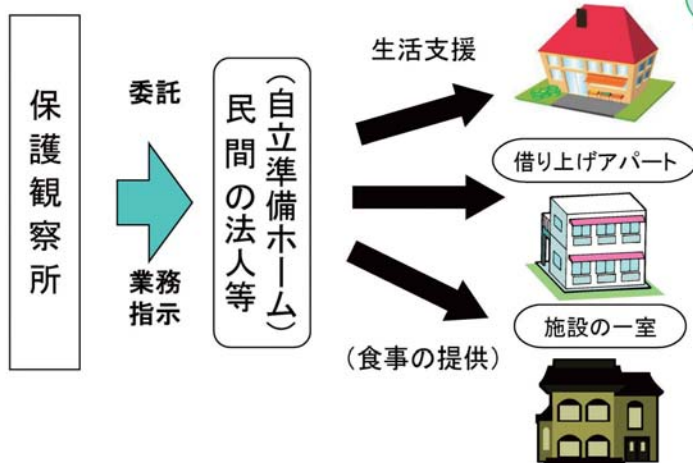
- ◆ 高齢又は障害のある刑務所出所者等の特性に配慮した社会生活に適應するための指導・訓練
- ◆ 医療保健機関と連携した健康維持のための指導・助言
- ◆ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整

(いわゆる特別処遇)

14

ポイント（５）自立準備ホーム

緊急的住居確保・自立支援対策(平成23年度～)



更生保護施設と同様に、特別調整の対象となる人が、刑務所出所時点で受入先が確定していない場合、自立準備ホームで一時的に生活することがあります。

- ・ 更生保護施設以外の宿泊場所を確保している法人等が、「住居」と「生活支援」を一体的に提供
- ・ 毎日対象者と接触し、日常生活の支援や自立に向けた支援を実施
- ・ 「食事」の提供も可能

◆事業者

路上生活者を支援するNPO法人、薬物依存症者リハビリテーション施設を運営するNPO法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者
事業者数は411(H31.4.1)。委託実人員は1,684人(H30年度)。

◆委託

保護観察所が、事業者に対し、宿泊場所の供与を委託。保護観察対象者又は更生緊急保護対象者のうち、適当な住居がなく委託が必要と認められる者が対象。

20

4 保護観察

- ・「保護観察」のポイント
- ・「遵守事項」「生活行動指針」のポイント
- ・「仮釈放取消し」「引致」等のポイント

21

「保護観察」のポイント

◆○号観察（H30の年間取扱事件数）

- 1号観察…家裁で保護観察が決定された少年の保護観察（約2万6千人）
- 2号観察…少年院を仮退院した少年の保護観察（約5千人）
- 3号観察…刑務所等を仮釈放された人の保護観察（約1万7千人）
- 4号観察…執行猶予に保護観察が付いた人の保護観察（約1万3千人）

◆保護観察官，保護司

保護観察官は，保護観察所に所属する常勤の職員。主に市区町村などの「保護区」単位で保護観察対象者，生活環境調整対象者を担当。

非常勤のボランティアである保護司は，保護観察所からの依頼で個別の保護観察対象者，生活環境調整対象者を担当。

◆転居の許可

保護観察対象者が転居するときは，事前に保護観察所長の許可が必要。無断で転居し所在不明となると，遵守事項違反に。

22

「遵守事項」と「生活行動指針」のポイント

◆「遵守事項」と「生活行動指針」

いずれも、保護観察対象者が保護観察期間中に守るべき約束事。

「遵守事項」は、違反すると、「仮釈放取消し」等となることがあり、特に必要なものに限定して定められる。

「生活行動指針」には生活目標的なものも含む。保護観察対象者が違反しても、「仮釈放取消し」や「執行猶予の言渡しの取消し」となることはない。

◆「遵守事項」の例

「酒を一切飲まないこと」「被害者等に一切接触しないこと」など（地方更生保護委員会又は保護観察所の長が決める。）。

◆「生活行動指針」の例

遵守事項と同様の文言のほか、「浪費を慎み、自立に向かって努力すること。」「後先のことを考えて慎重に行動すること」など（保護観察所の長が決める。）。

23

「仮釈放取消し」・「引致」等のポイント

◆遵守事項違反による仮釈放取消し・執行猶予取消し

遵守事項違反があった場合には、その情状などを考慮して、仮釈放や執行猶予の言渡しが、取り消される場合がある。

仮釈放を取り消されたり、執行猶予の言渡しを取り消されると、受刑することとなる。

「仮釈放取消し」は、地方更生保護委員会が決定する。

「執行猶予の言渡しの取消し」は、裁判所が決定する。

◆「引致」

保護観察所は、裁判官が発する引致状により、保護観察対象者を強制的に保護観察所へ引致することができる。

引致の要件は「遵守事項違反があり、出頭命令に応じない」など。引致後、仮釈放取消し等の手続が行われる場合が多い。

24

5 更生保護 最近の動き

- ・更生緊急保護の重点実施
- ・保護観察所における入口支援の新たな枠組み
- ・特別支援ユニットの新設
- ・一部猶予の動向

25

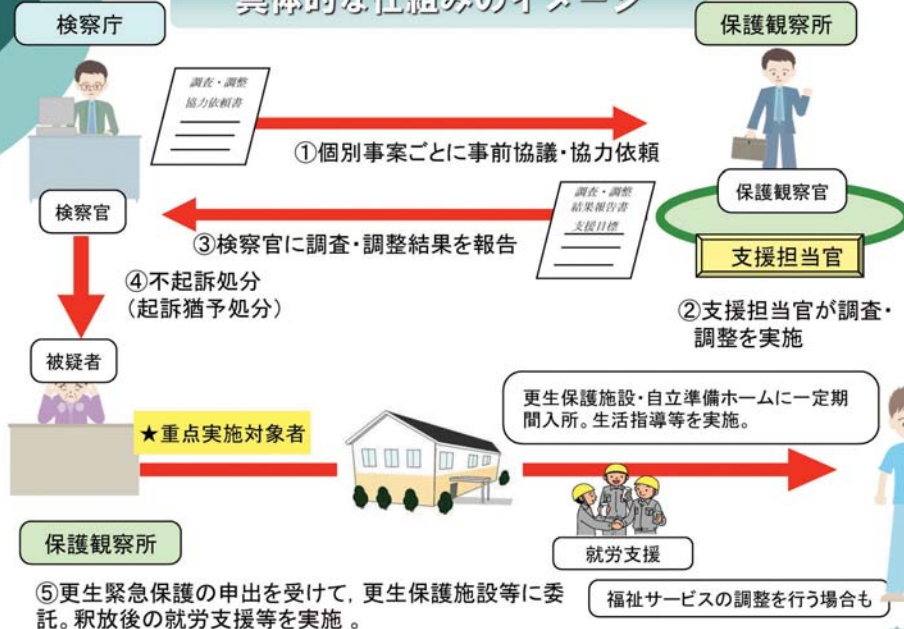
起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等

概要

検察庁と連携の上、重点的な社会復帰支援を必要とする者を処分前に保護観察所が見極め、その対象として選定された起訴猶予者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が、継続的かつ重点的に生活指導等を行った上で福祉サービスの調整、就労支援等の社会復帰支援を実施
 <平成27年4月、全国50庁の保護観察所で試行開始>

- ✔ 再犯防止の観点から、刑事司法の入口段階における社会復帰支援を充実強化
- ✔ 特に支援の必要性が高い者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が継続的かつ重点的な更生緊急保護を実施
- ✔ 検察庁は、保護観察所が実施した調査・調整を踏まえることにより、従来以上に刑事政策の目的に配慮した処分が可能に

具体的な仕組みのイメージ



- ・起訴猶予者のみが対象。
- ・更生保護施設等に必ず委託。
- ・全国で年間約500人(H30)を支援。
- ・40代～60代の男性が主。
- ・ホームレスの人が多い。
- ・就労支援を行い、住込み就労先やアパートに自立していく人が多い。

起訴猶予となって釈放された人を、更生保護施設等へ委託して支援する仕組みです。就労支援が中心となっています。

自立した生活

保護観察所における入口支援の新たな枠組み～更生緊急保護の活用～

内容

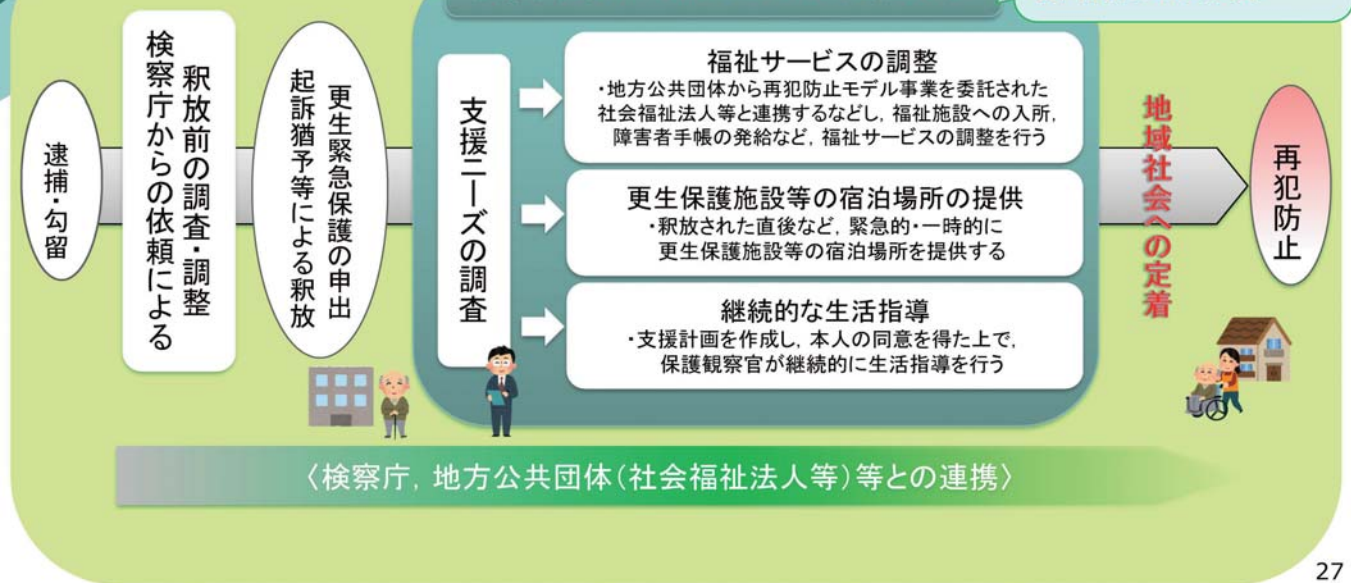
保護観察所が、本人からの更生緊急保護※の申出に基づき、起訴猶予等となり釈放された人のうち、高齢・障害により福祉サービス等(例えば、福祉施設への入所、障害者手帳の発給等)を必要とする人や、薬物等への依存からの回復支援を必要とする人に対し、検察庁や地方公共団体等と連携し、それぞれに必要な支援を行う。

背景

再犯防止推進法第17条(犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、適切な福祉サービス等が提供されるよう、関係機関と保護観察所との連携の強化に必要な施策を講ずる)の要請などを踏まえ、平成30年4月から開始。

保護観察所の継続的な関わりを含めた福祉的支援を、目指しています。

保護観察所における入口支援の例



27

「特別支援ユニット」の新設

◆特別支援ユニットの新設

「保護観察所における入口支援」を実施するために、平成30年4月、「特別支援ユニット」を新設。

H31.4現在、22か所の保護観察所に設置。保護観察官が所属。

◆特別支援ユニットの役割

特別支援ユニットは、原則として、「保護観察所における入口支援」のほか、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を担当する。

◆関係機関との連携

入口支援、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を円滑に実施するため、地域生活定着支援センターを始め、地方公共団体、地域の福祉関係の諸機関・団体等とのネットワークを形成することを目指している。

入口支援などを行うために、保護観察所への「特別支援ユニット」の設置を開始しました。

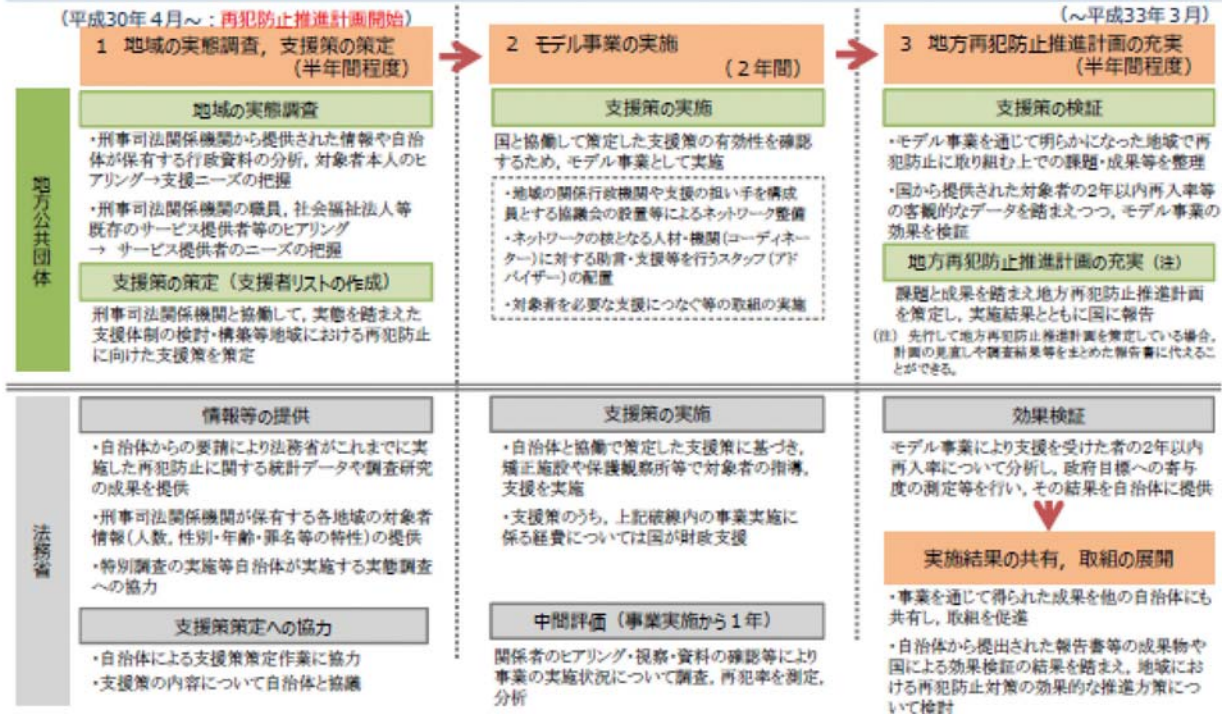
28

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要



※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



29

具体的な支援にあたって

再犯防止推進法，再犯防止推進計画を受けて，法務省では，平成30年度から，地域再犯防止推進モデル事業を開始しました。平成30年度開始分及び平成31年度開始分合計で，36自治体が37の事業を実施しています。その中には高齢・障害のある人を対象とした事業も含まれます。

地域再犯防止推進モデル事業の概要①（事業内容等）



※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

事業の目的

再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）を踏まえ，国と地方公共団体が協力して，地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施，効果検証といった一連の取組の実施を通じて，国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討することを目的とする。

募集内容

応募に当たっては，以下のテーマのいずれかについて，地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案。（複数テーマの選択も可能）

（テーマ）

- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 その他犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組

応募主体等

〔応募主体〕	地方公共団体
〔委託経費〕	別紙
〔採択件数〕	予算の範囲内で採択
〔事業期間〕	平成30年度～平成32年度
〔委託期間〕	契約を締結した日～平成33年3月31日
〔契約形態〕	委託契約（国負担 10/10）

評価方法

募集テーマに沿った提案について，以下の方針に基づき評価。

提案された取組と本調査の趣旨との整合性

提案された取組の内容が，本調査の趣旨と整合性が取れており，国として取り扱うべき重要なものであること。

取組の先導性・汎用性

現在取り組まれている事例は少ないものの，多くの地域でも応用可能であるなど，今後他の地域へ広がるのが期待されるものであり，調査で得られた成果が，国又は他の地域における取組を進める上で参考となることが期待できること。

取組の実現性

取組を実施するための計画が適切に立てられていること，また，必要な経費が適切に見積もられており，必要な実施体制の構築が予定されていること，モデル事業の効果の検証や成果の可視化等の方策が具体的に想定されていること。

スケジュール

平成30年度のスケジュールは次のとおり。

平成30年3月29日（木）	公募開始
4月19日（木）12:00	応募書類締切
4月	対象事業の選定 選定結果の通知（下旬頃）
5月頃	委託契約の締結 （契約締結後から） 実態調査・モデル事業の実施 （国の職員による実施状況の把握）
平成31年3月	事業完了報告書等の提出
4月上旬	委託金の支払い

30

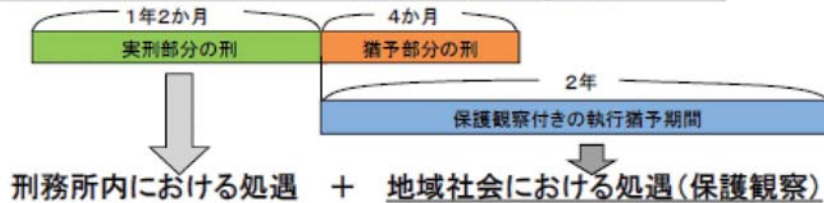
一部猶予の動向

◆ 刑の一部の執行猶予制度とは（H28.6.1制度開始）

3年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、判決で1～5年の間その一部の執行を猶予することができる

- ・前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない初犯者等
→ 猶予中、保護観察に付することができる(裁判所の裁量)
- ・**薬物使用等の罪を犯した者**で初犯者でないもの(累犯者)
→ 猶予中は**必ず**保護観察に付す

例) 懲役1年6月、うち4か月につき2年間保護観察付き執行猶予



◆ 言渡しの動向（平成29年）

- ・言渡し（確定）数…1,525件（うち保護観察付が1,522件）
- ・薬物事犯が大半。猶予期間は「2年」が大半。

◆ 出所の動向（制度開始からH30.12末まで）

- ・出所者…1,560人
- ・出所者の約8割が仮釈放

J1

今後ともよろしくお願いします！



更生ペンギンのホゴちゃん

初任者研修「基礎講座（定着）」

社会福祉法人 南高愛隣会

全定協初任者研修（基礎講座）

長崎定着の11年間の実践を踏まえて

The 基礎講座（定着）

長崎県地域生活定着支援センター（全定協業務事務局長）
所長 伊豆丸 剛史



目次（本日本話すること）

- | |
|--|
| (1) 関係性構築のPoint ～ 涙の数だけ強くなれるよ♪～ |
| (2) 持基礎知識 あれこれ... ～ 特別調整・一般調整・加算～ |
| (3) 持続可能性のある地域での支え ～ 官民協働・シェルター～ |
| (4) 実践事例 ～ 更生とは何か、更生に何が必要なのか etc～ |

本日本話することだけが「正答」ではありません。

ただ、長崎定着のSWとして11年間720名の対象者とすべて向き合い学んだ「現場で生きる“コツ”」や「業務を行う上で知っておいた方が**良い基礎**」をお伝えします。皆さんの現場へ持ち帰り、応用していただければと思います。

(2) 関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ~♪~

■矯正施設面接時に留意していること

1. いかに心地良い“感情記憶”を残せるか ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 正しいことを伝えるよりも。心地良いその場の空気・雰囲気といった心地良い“感情記憶”をイメージしながら支援する。
- ◆ 対象者に「どう言えば良いのだろうか」「どういう言葉が良いのだろうか」と考える呪縛から自分を解放し、心地良い“感情記憶”を残すことを最優先に！

★涙 (エピソード) : 「言いたくないなんて言えませんよ！」

2. チャンネルを合わせる ~リラックスが本音を引き出す~

- ◆ 一言目を崩す (想定外の一言)
- ◆ 一言目で、塀の外と内の共通な事象 (天気・気温etc)
- ◆ 笑いを生むことで生まれる「場」の空気 (リラックス)
(本人さんだけでなく、同席の職員・刑務官・SWもターゲット)
- ◆ 答えたい心をくすぐる (得意なことの教を乞う)



3

関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ~♪~

■面接時や直接支援の際、留意していること

3. ユマニチュードから学ぶコミュニケーション ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ イヴ・ジネスト氏によって開発された「見る (同じ視線)」「話しかける (優しく前向きな言葉・繰り返し)」「触れる (優しく触れる)」「立つ」を基本とする認知症者の人格を大切にしたケア。
- ◆ ユマニチュードの効果：治療を拒否していた人が素直に治療を受けるようになり、言葉を荒げていた人が「ありがとう」と言うようになった等の報告あり。
- ◆ **感情記憶を狙ったユマニチュードとの併せ技1本！！**
 - 別れ際の握手
 - 起立して挨拶 etc



4. バーバルコミュニケーション、ノンバーバルコミュニケーション

- ◆ メラビアンメラビアンの法則の法則
メラビアンの法則とは、1971年にアメリカの心理学者アルバート・メラビアンが提唱した概念で、話し手が聞き手に与える影響を研究と実験に基づいて数値化

4

バーバル コミュニケーション (言語的)
ノンバーバル コミュニケーション (非言語的)

心理学者のアルバート・メラビアン博士は、話し手が聞き手に与える影響がどのような要素で形成されるか測定 (メラビアンの法則)

視覚情報 (Visual)	- 見た目・身だしなみ・・・ しぐさ・表情・視線	%
聴覚情報 (Vocal)	- 声の質・速さ・大き・・・ さ・テンポ	%
言語情報 (Verbal)	- 話す言葉そのものの・・・ 意味	%

➔ 『ことば (言語情報)』 だけでは、
相手に %しか伝わらない

5

関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ~♪~

5. 絶対に技術論には陥らない。

本質的な“人間関係=その人のことを好きか、嫌い”を大切に

◆ ある学生の言葉：

「伊豆丸さんは500人の対象者と向き合ってきた経験とスキルがある。でも、私には経験もスキルもない・・・。」

「どうすれば“感情記憶”を意識した面接や声かけが出来るか分からない」

◆ 南雲明彦さんの言葉 (ディスレクシア (読字障害) 当事者)

★涙 (エピソード) : 「それをしてくれる人のことが好きか
嫌いかだよ。好きな人だったらなんだっていいよ」

「障害者のリアル×東大生のリアル」 (ぶどう社) P.54

「障害者のリアルに迫る」 東大ゼミ 著 野澤和弘 編者



6

関係性構築のPoint ～ 涙の数だけ強くなれるよ～♪～

6. “回数重ね”で勝負する ～ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ～

- ◆ 1回1回の支援の効果は見えなくても。回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援なのだと位置づける。
- ◆ いい時もそうでない時も。好かれていても嫌われていても。大切なのは回数を重ねるという**覚悟!**



7. “振り回される”ということ ～ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ～

- ◆ 振り回されることは、一時的にしょうがないという認識に立つ。
- ◆ 振り回されない支援者になるなんて、届かない非現実的な目標。そうであれば振り回されることに強い支援者になることが現実的。
- ◆ ナースコールで呼ばれて行くよりも、呼ばれてなくても行くことの方が能動的。逆に来所やSOSを待っていると、振り回されやすい。
- ◆ 電話やメールは誤解のもとだ、と言う認識も重要。
実際に会えてなければ、入ってくる情報は誤った先入観に導く可能性大。



7

関係性構築のPoint ～ 涙の数だけ強くなれるよ～♪～

8. “身を委ねる”という支援の形

- ◆ 長崎定着の一人目の対象者は。他県の矯正施設からさらに別の他県へ帰住希望。まだ長崎以外に定着は無く。初めての支援で帰住調整は困難を極めました。

★涙 (エピソード) : 「教会と一緒に泊まります」

- ◆ 対象者の希望に。ペースに。目の前の現実。一度“身を委ねる”という選択肢(打開策)があることを知っておくと、**困難に対しても腹が据わる。**
- ◆ “身を委ねる”という経験が、支援者としての懐(支援のものさし・見立て)や説得力を大きくする。

9. 情報よりも“温度”、温度より“イメージ”を大切にする

- ◆ 温度: 言葉の語尾、息づかい、場のテンション・空気感・切迫感
- ◆ イメージ: まさにビジュアル的な要素(見た目・印象・本人像)



★涙 (エピソード) : 「伊豆丸さん。このフェイス、情報量凄いですね。でも、本人像が見えてこないんですよ・・・」

8

基礎知識 あれこれ…

1. 『特別調整』について
2. 『一般調整』について
3. 『地域生活移行個別支援特別加算』
『社会生活支援特別加算』について



『地域生活定着支援センター』の主な業務
～ 矯正施設（刑務所・少年院）からの “**出口支援**” ～



刑務所を出所する**帰る場所がない「高齢者」や「障がい者」**の方が、出所後も生活に困らないでいいように、また犯罪を犯さず安心して生活できるように、**受刑中から支援（コーディネート/フォローアップ）を実施。**

定着支援センターの業務内容



11



「特別調整」と言われている

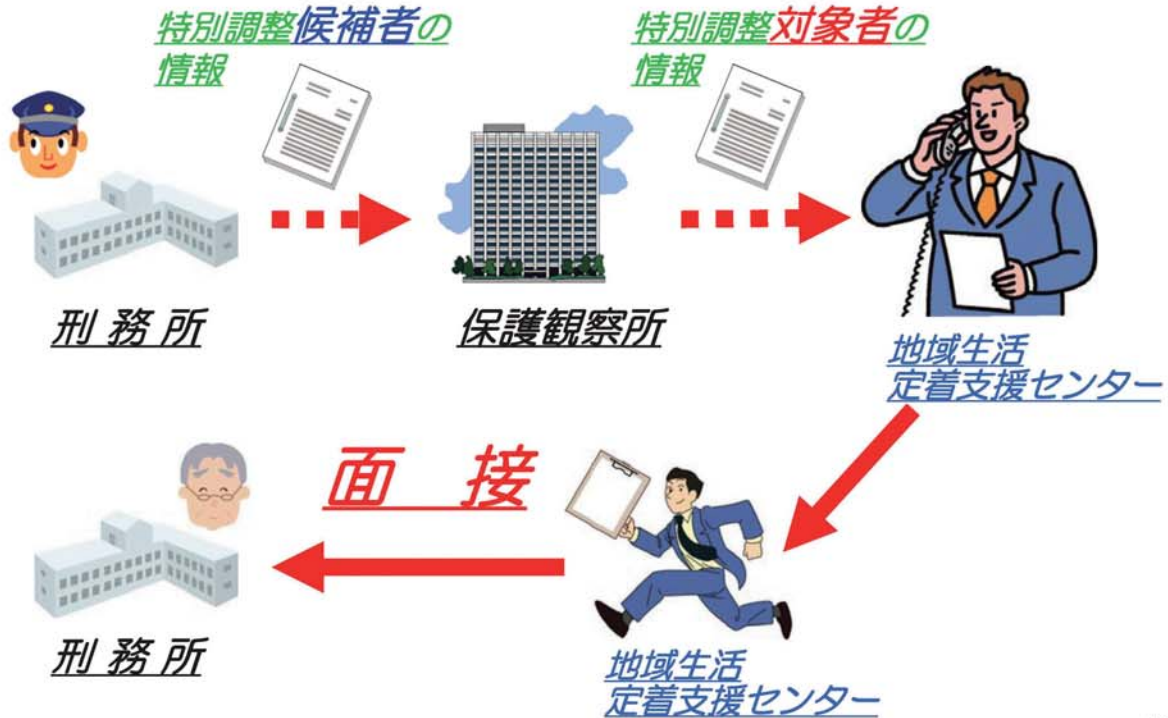
コーディネート業務の主たる対象者

- ◆ 帰る場所がない矯正施設受刑中（少年院・刑務所）の障がい者（疑い含む）・高齢者（概ね65歳以上）
- ◆ 対象者本人が福祉の支援を望んでいる etc

→よって、矯正施設入所中のすべての障がい者・高齢者が対象に選定される訳ではない。

12

『特別調整』の流れ（概要）



13

『地域生活定着支援センターについて』



フォローアップ業務

- ◆ 矯正施設出所後、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇や利用に関する助言等を行う。

（厚生労働省 地域生活定着支援センター事業及び運営に関する指針より）

→ 実際には、受け入れた施設等だけに対するフォローではなく、対象者本人に対するフォローの意味合いも大きい。

14

『地域生活定着支援センターについて』



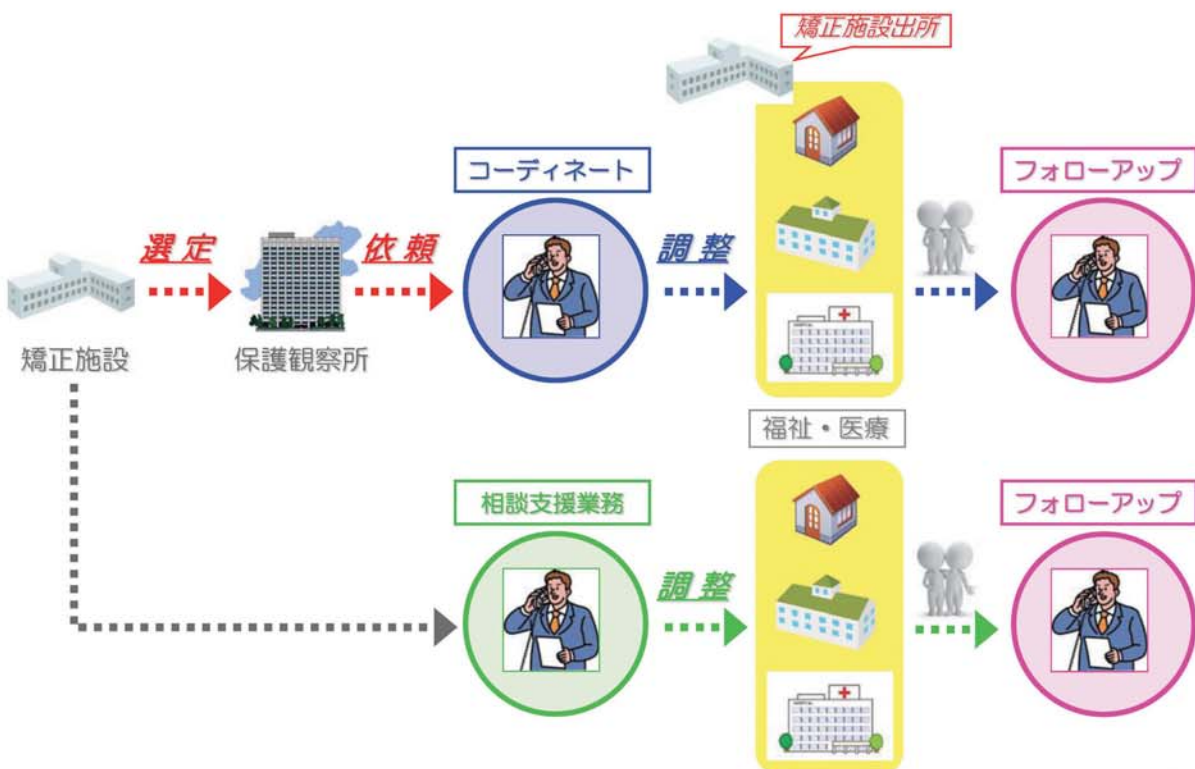
相談支援業務の主たる対象者

- ◆ 矯正施設を出所した障がい者（疑い含む）・高齢者（概ね65歳以上）本人や家族、関係者の出所後の相談。
→相談例）：「出所したが、住む場所がない」
 ：「家はあるが、仕事・生活費がない」 etc
- ◆ センターが福祉の支援が必要と認めた者。

→つまり、センターが認めれば、矯正施設出所者だけでなく、**捜査・公判段階**の障がい者・高齢者へも支援可能。

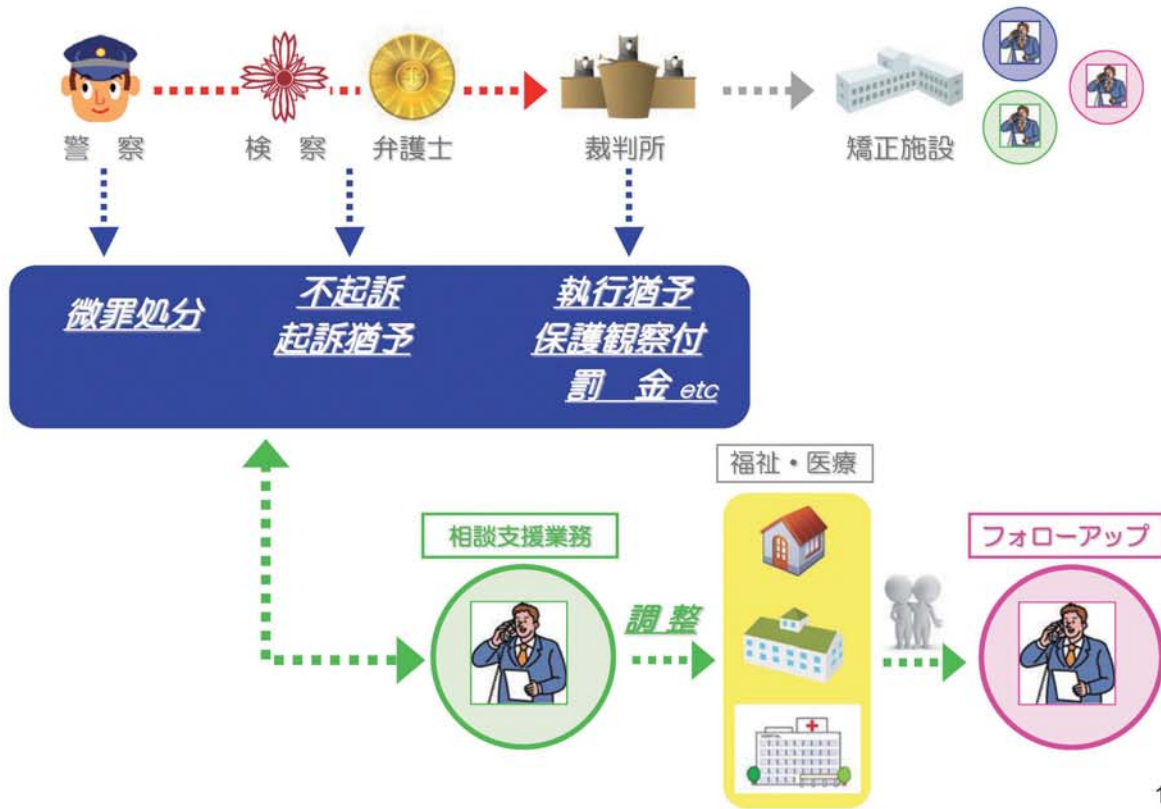
15

『地域生活定着支援センターの業務フロー（特別調整等）』



16

『地域生活定着支援センターの業務フロー（被疑者・被告人段階）』



17

厚生労働省社会・援護局総務課
『地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針』

① 特別調整

矯正施設出所後の帰住予定地がなく、**高齢**(おおむね65歳以上)であり、又は**障害**を有しているために福祉支援を必要とする矯正施設入所者への支援

② 一般調整

矯正施設出所後の帰住予定地は**ある**が、**高齢**(おおむね65歳以上)であり、又は**障害**を有しているために福祉支援を必要とする矯正施設入所者への支援

③ 相談支援業務

矯正施設を**退所した者**(高齢であり、又は**障害者**)及び**その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所等の関係機関からの相談に対する支援。

18

「特別調整」と「一般調整」との実績件数（依頼数等）の差

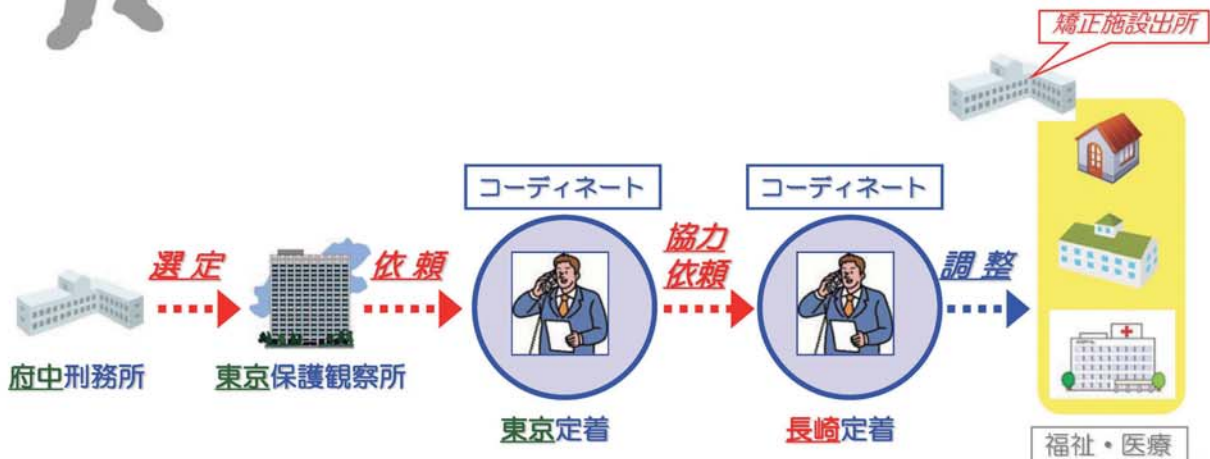


(厚労省ネット公開支援実績とは異なり、「他センターへ依頼」件数含む) 19

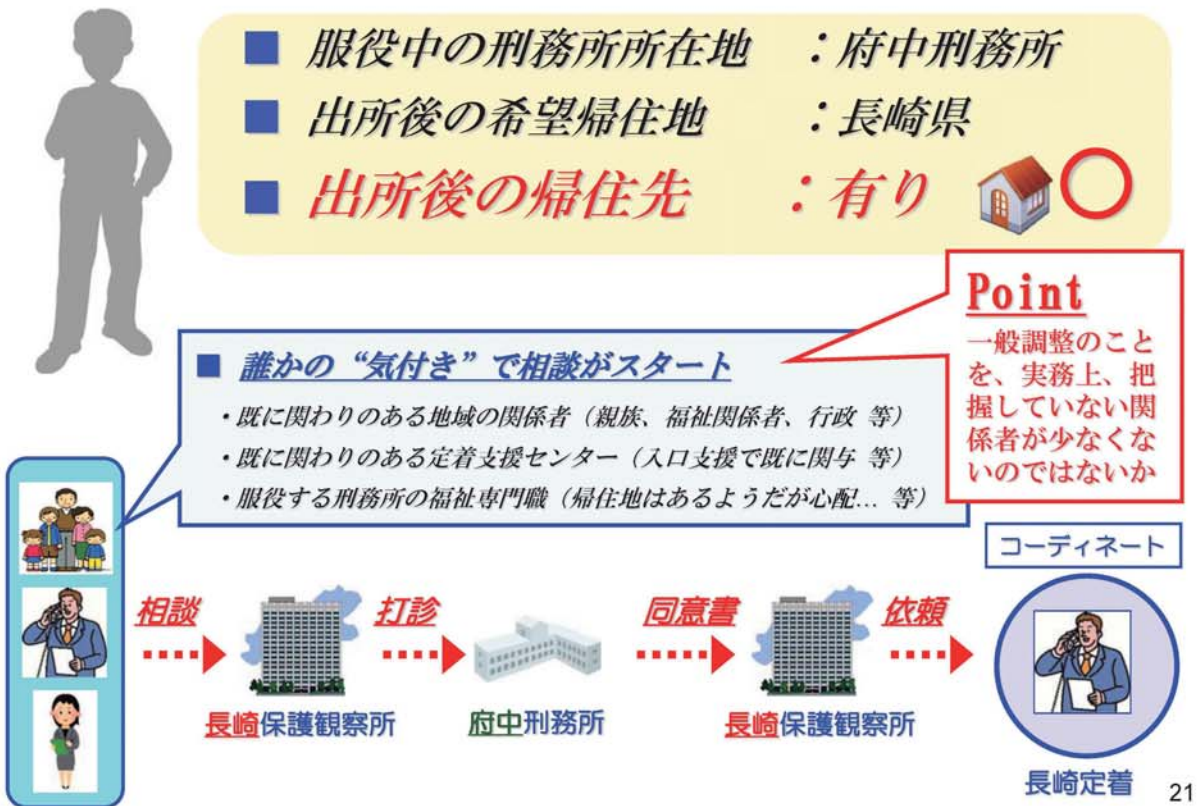
『特別調整』のスキーム・例



- 服役中の刑務所所在地 : 府中刑務所
- 出所後の希望帰住地 : 長崎県
- 出所後の帰住先 : 無し



『一般調整』のスキーム・例



21

「地域生活移行個別支援特別加算」

（平成21年度障害福祉サービス報酬改定）

- **対象者**: 矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、「保護観察所」又は「地域生活定着支援センター」との調整により、下記サービスを利用することとなった者

- **共同生活介護（ケアホーム）**: 「670単位（3年以内の期間）」
内容: 特別な支援が必要な者の支援を適切に行うため、精神保健福祉士や社会福祉士を加配することにより、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合に算定する。
- **共同生活援助（グループホーム）**: 「670単位（3年以内の期間）」
内容: 「ケアホーム」同様
- **宿泊型自立訓練**: 「670単位（3年以内の期間）」
内容: 「ケアホーム」同様
- **施設入所支援**: 「(I)12単位(体制加算) (II)306単位(原則3年以内の個人加算)」
内容: 「ケアホーム」同様

22

平成30年度報酬改定
「社会生活支援特別加算」新設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定
における主な改定内容（案）

平成30年2月5日

（5）訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位/日

23

持続可能な地域での支え

～ 官民協働 ～



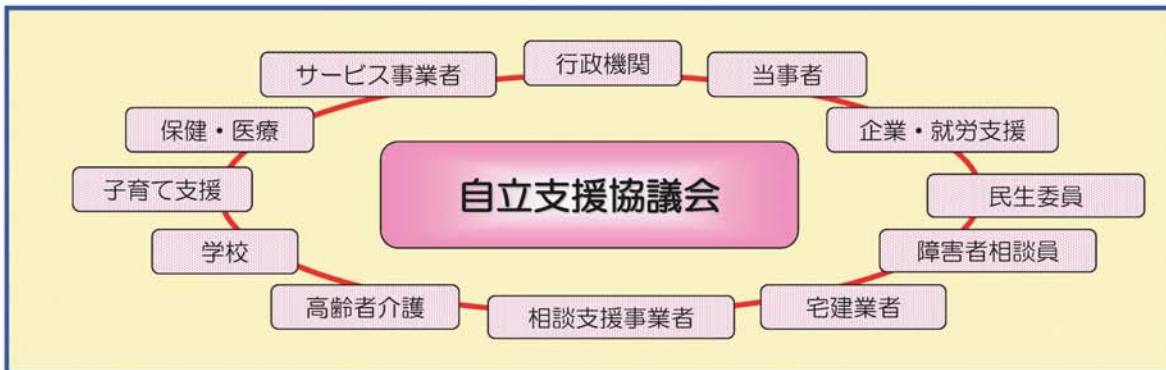
障がい者福祉) 『自立支援協議会の法定化』

○自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、自立支援協議会の法律上の位置付けが不明確。

○今回の障害者自立支援法等の一部改正により、**平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため『法定化』。**

※今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

【自立支援協議会を構成する関係者】

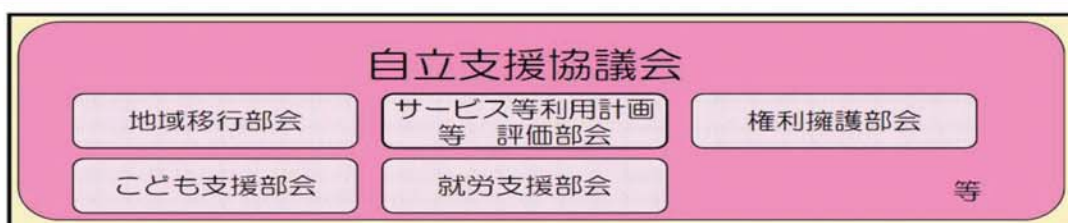


引用：厚生労働省関係資料（一部改編）

25

『自立支援協議会』の役割

1. 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
2. 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や地域移行支援 / 地域定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障がい福祉サービス事業所等による地域のネットワークの強化や、障がい福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
3. また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要
4. このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、**市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。**



引用：厚生労働省関係資料（一部改編）

26

平成24年度 『大村市自立支援協議会（長崎県）』

平成24年10月28日
長崎県大村市「自立支援協議会」
は、『触法障害者の支援策を検討
する部会』を設置。

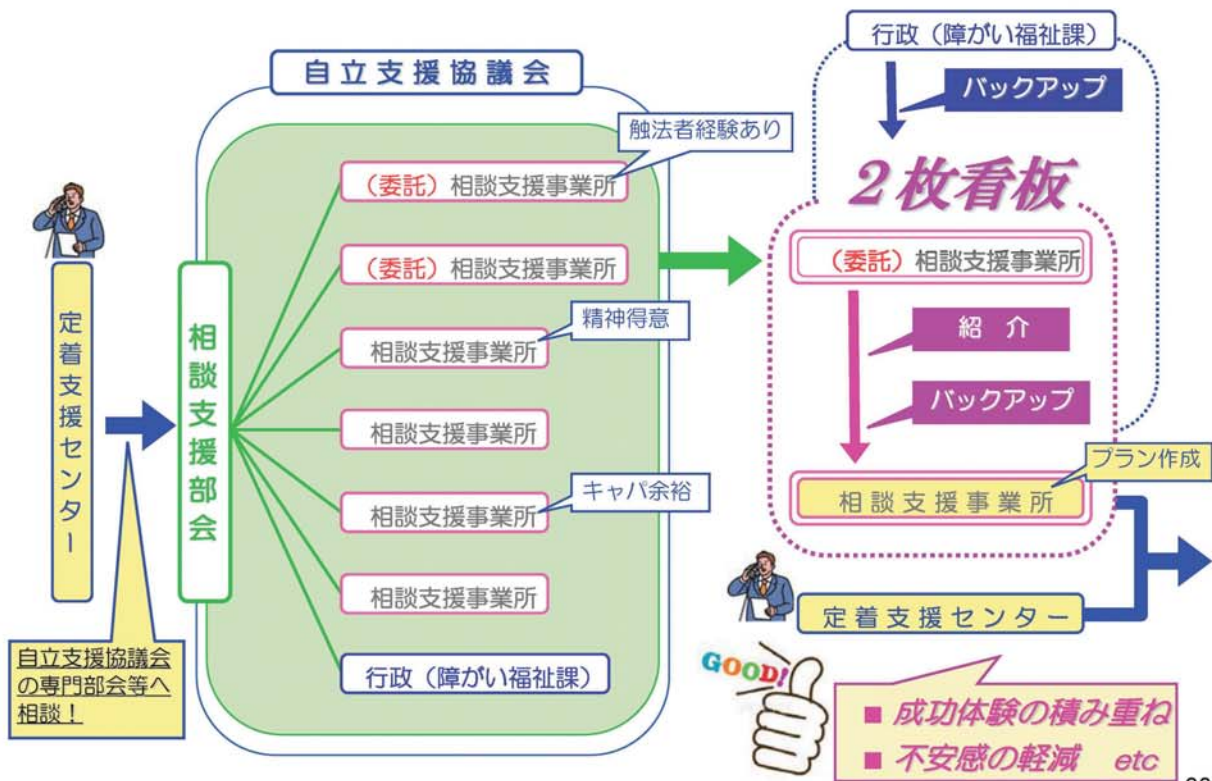


長崎定着も参加！
(オブザーバー)

長崎新聞
24年10月29日 朝刊



定着支援センターと『自立支援協議会 専門部会（相談支援事業所）』との連携
(イメージ)



自立支援協議会「専門部会」で、長崎刑務所を参観・意見交換



受刑者の社会復帰模索

支援2団体 長崎刑務所を訪問

障害者と高齢者の自立支援に取り組む県内2団体が18日、諫早市小川町の長崎刑務所（佐藤眞琴所長）を訪ね、受刑者の社会復帰について意見交換した。

罪に問われた障害者・高齢者を支える「受け皿」の拡充を模索しようと、長崎

市自立支援協議会と県地域生活定着支援センターのメンバーら福祉・医療関係者17人が訪れた。

刑務所側は、受刑者の高齢化が進み8月末現在の平均年齢は48・6歳、最高齢は81歳と現状を紹介。入所回数の平均は4・8回で最多は20回という。「仕事があれば再犯に結びつく」「円滑な社会復帰が」大変なのは障害者と高齢者と説明した。

福祉関係者は、受け入れ予定の施設側は、出所前の受刑者にどんな形で意思疎通できるかなどを質問。再犯を防ぐための支援のあり方について意見を交わした。（坂本文生）

▲受刑者の社会復帰について意見交換する法務事務官（左）と参加者（諫早市、長崎刑務所）

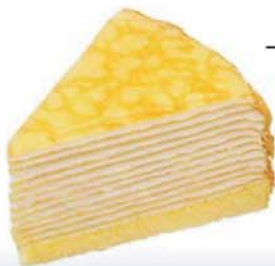
長崎新聞
H. 27. 9. 19掲載

29

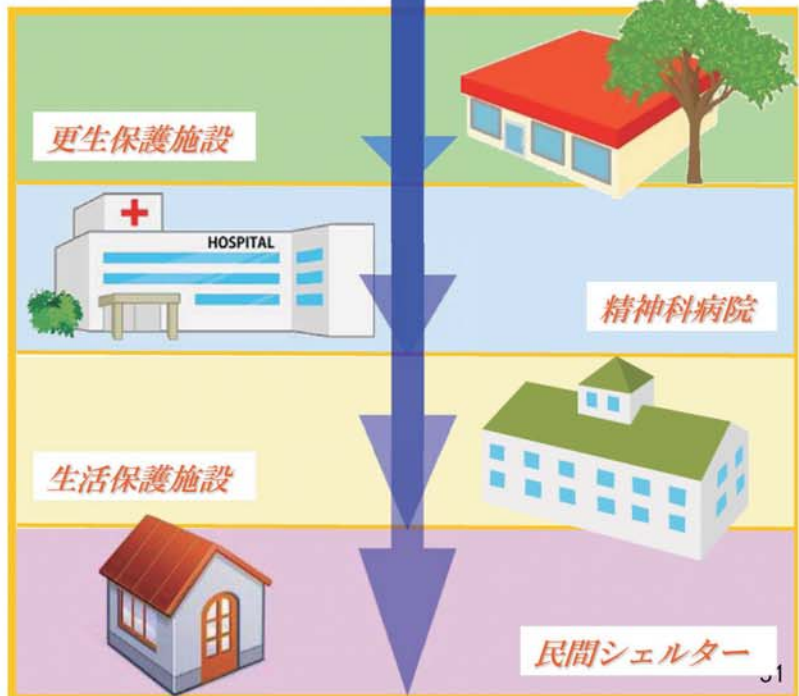
勾留期限等という時間のハードルにどう向き合うか？

ミルフィーユ型の地域での支え

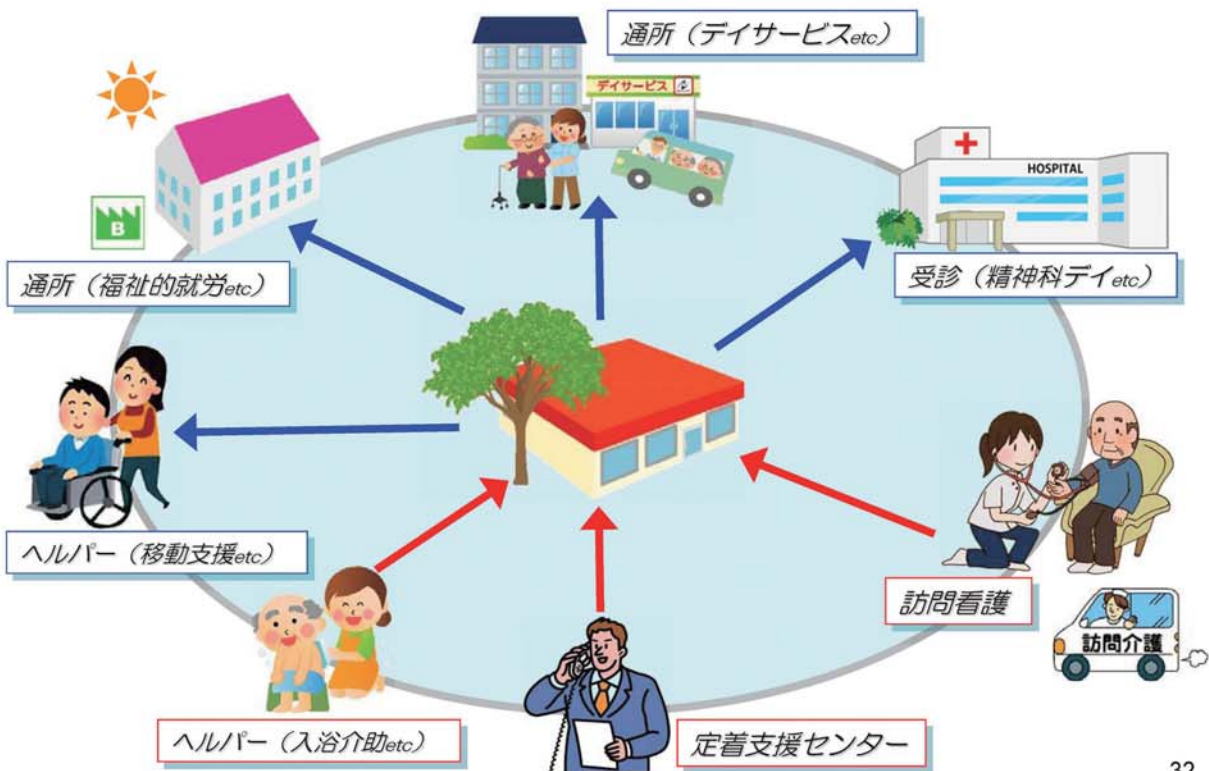
～ 多様なシェルター ～



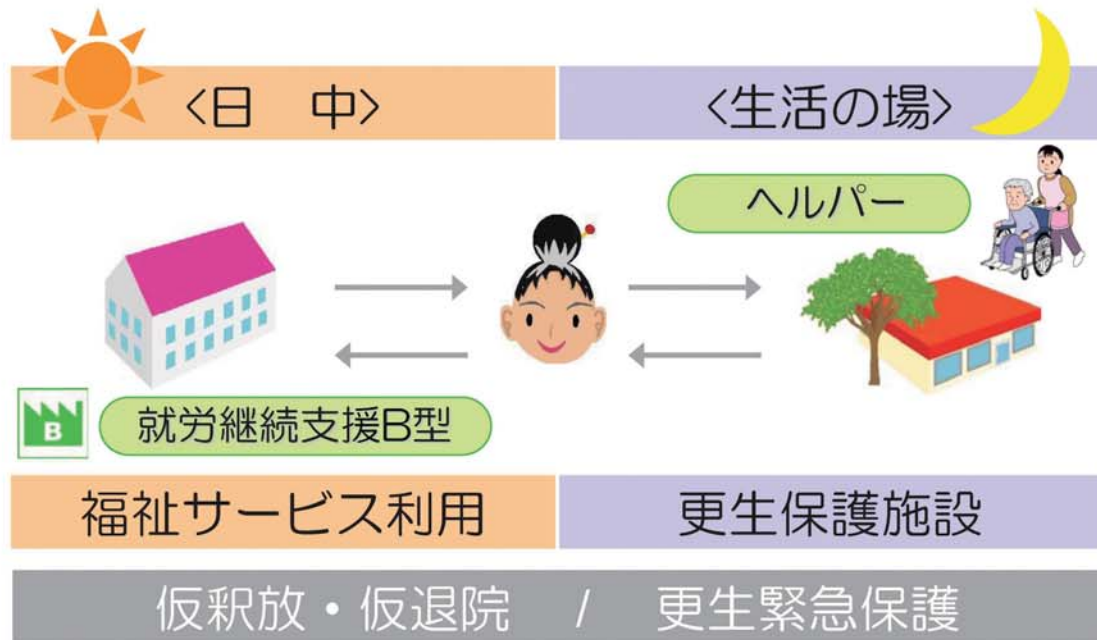
シェルターとしての
「ミルフィーユ型」支援



更生保護施設（多様なシェルター）を社会資源で包み込む



『更生保護施設』 + 『福祉』 のパッケージ支援



具体的な支援にあたって

33

罪を犯した人たちとの“出会い” (1)

キーワード

更生とは何か...

更生に必要なのか...

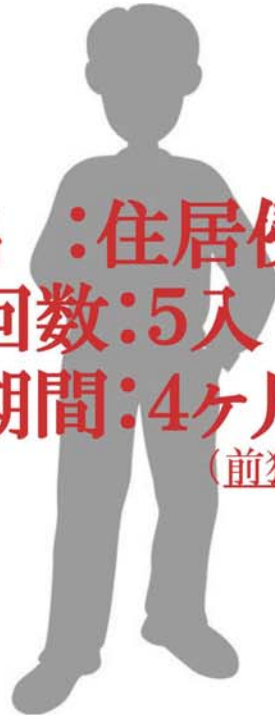


罪 名 : 住居侵入

受刑回数: 5回

再犯期間: 4ヶ月

(前犯出所時、他県定着関与)



A氏 (40代 / 男性 / 知的障がい)

35

『犯罪行為』だけに囚われすぎない視点・支援の必要性



矯正施設

罪を犯す前から排除

排除

- 愛着関係や家庭環境の欠落/脆弱性
- 社会的繋がりへの剥奪や乏しさ
- いじめ・虐待・搾取・偽装・多重債務 etc
- そして、時に福祉は残酷・・・



36

『更生』とは何か・・・

- マルナの言葉：「犯罪からの離脱について」

『スポーツの試合で。上手くいかなくなって、
敗色濃厚ってことがある。
そんな時、負けている分を何とか追いつい
たって感じさ。』

- マルナの言葉から分かったこと

犯罪からの離脱とは
「更生 (rehabilitation)」ではなく
『やり直し (Making Good)』



37

罪を犯した人たちとの“出会い” (2)

キーワード

寄り添い続ける...



罪名：放火（非現住建造物等放火）
受刑回数：10入
再犯期間：1ヵ月
刑期：4年



B氏（60代 / 男性 / 知的障がい）

39

『相談できない』

『相談したらまた怒られる』

・・・そもそもそんな発想自体なく、

『刑務所に行った方が楽だ』と刹那的思考。



SOS発信や

ニーズ表出

が困難（内在化）

『内在化されているSOSやニーズを、

こちらから出向いて掴みに行く』

アウトリーチ



“糸（関係性）”を

途切れさせない支援



自尊心が傷ついたり
自己肯定感が低くなった

人たちの “心” “目線”

に思いを馳せる

初任者研修「基礎講座（司法）」

190821 全定協初任者研修in東京

基礎講座（司法）

弁護士 社会福祉士

浦崎 寛 泰

urazaki@panda-law.jp

今日お伝えしたいこと

1. 支援中の再犯（ケース①）
 - いつ釈放されるのか？
 - 当番弁護士を呼ぶ！
 - 弁護人は何を知りたいのか？
2. 多額の借金（ケース②）
 - 時効制度の落とし穴
 - 自己破産のメリット・デメリット
 - 法テラスの活用

ケース① 支援中の再犯！

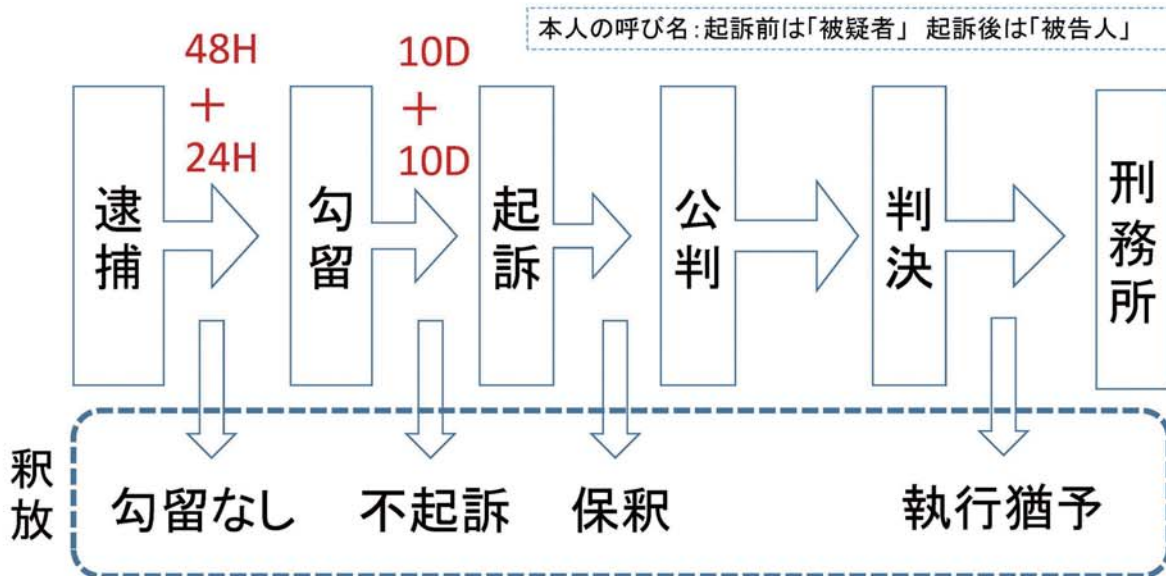
特別調整対象者Aさん(50代・男性・知的障害・窃盗等前科5件)が、矯正施設から出所し、グループホームに入居して、3年近く経過した。

最近は目立ったトラブルもなく、定着によるフォローアップもほとんど必要がないところまで来た。

ところが、他の利用者との口論をきっかけにホームを飛び出し、民家に侵入して雨宿りしているところを、住居侵入罪で逮捕されてしまった。

これからどうなるのか？まずどこに連絡すればいいのか？

刑事手続の流れ



(ポイント①)いつ釈放されるのか？

実刑判決により収監されるケースを除き、釈放されるタイミングは、主として以下の4パターンのいずれか

→タイミングを見据えて動く必要がある

1. 勾留される前に釈放されるケース(72時間以内)
2. 勾留後、起訴されずに釈放されるケース(23日間以内)
3. 起訴後、保釈により釈放されるケース
4. 判決(無罪・執行猶予)により釈放されるケース

(ポイント②)当番弁護士を呼ぶ！

弁護人は、原則弁護士のなかから選任される
(私選弁護人と国選弁護人)

私選弁護人をつけるお金がない被疑者・被告人は「国選弁護人」が選任される

ただし、被疑者に国選弁護人が選任されるのは「勾留後」のみ！
逮捕から2～3日の空白期間

当番弁護士制度

- 対象は逮捕された人(少年も含む)
- 逮捕直後から利用可能
- 24時間受付(ただし, 夜間・休日は留守電対応が多い)
- 1回, 無料で弁護士が駆けつける
- 本人から依頼することもできるし, 家族などからの依頼も可能
定着職員など第三者でも利用可能(重要!)
- 全国の弁護士会で実施している
(「当番弁護 ○○(県名)」で検索 →各県弁護士会のHPへ)

弁護士会の窓口に連絡する

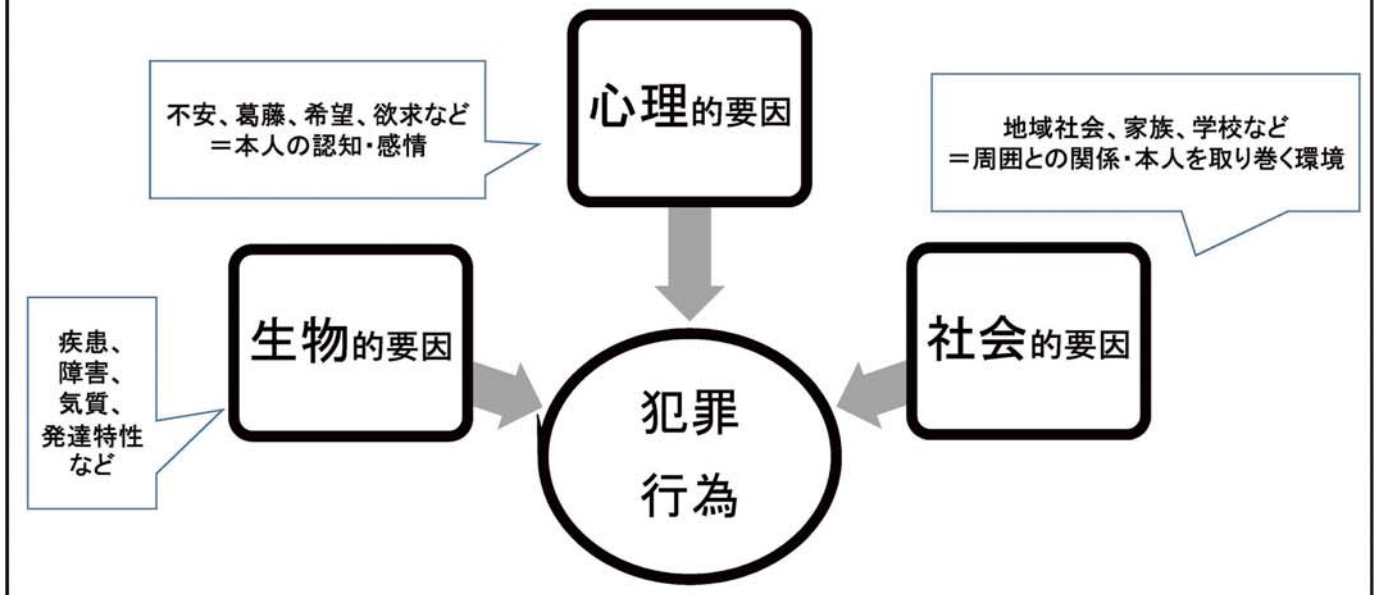
「○○地域生活定着支援センターの■■■です。Aさんの支援をしています。」

「Aさんは, ○月○日に△△をしたということで逮捕されて, ●●警察署にいます。」

「当番弁護士を依頼します。」

「Aさんのことについて事前に担当弁護士とお話がしたいので, 面会前に連絡をください。私の連絡先は, 090-××××-××××です。」

(ポイント③) 弁護人は何を知りたいのか？



ケース② 多額の借金！

特別調整対象者Bさん(40代・男性・精神障害・強盗等前科4件)は、住民票を帰住先に設定したところ、住所に多数の督促状が届くようになった。

服役前に利用していた消費者金融からの借金，飲み屋のつけ，知人からの借金など，100万円以上の債務があることが判明した。

生活保護受給中のため，返済はできない。放置しておいてよいか？

7年くらい服役していたので，すでに時効ではないか？

自己破産する場合のメリット・デメリットは？

弁護士費用が払えない場合はどうすればいい？

消滅時効

- 時効期間はいろいろ

(例) 飲み屋のツケ: 1年(短期消滅時効)

サラ金(会社)の借金: 5年(商事消滅時効)

知人(個人)からの借金: 10年(民法の原則)

注) 2020年4月以降に発生した債務の時効は、原則「5年」に統一(民法改正)

(注意点)

- 1円でも払ってしまうとリセット! (債務承認による時効中断)
- 時効を確定させるには「援用」(意思表示)が必要
→「時効を援用します(払いません)」という通知を出しておく
(内容証明郵便がベストだが、普通郵便でも可)

〒102-0071

東京都千代田区富士見2-15-11 富士見ビル

アコム株式会社 審査第一部 東京管理センター 御中

時効援用通知書

前略

貴社の私に対する債権は、すでに時効により消滅しております。

したがって、本書面をもって、消滅時効を援用いたします。

今後、私に対して請求をしないでください。

この文書は、浦崎寛泰弁護士(Panda法律事務所)に書いてもらいました。今後、私に対して請求を続ける場合は、浦崎弁護士に依頼する予定です。

草々

平成29年8月10日

自己破産のメリット・デメリット

◆メリット

免責(法的にチャラになる)→将来の強制執行(差し押さえ等)を回避

◆デメリット(?)

1. 費用 ⇔ 法テラスの活用
2. 手間 ⇔ 専門家に任せる
3. 「ブラックリスト」への登録 ⇔ すでに滞納しているならやむなし
4. 「何となく嫌」(マイナスイメージ) *最大のハードル!?

※よくある誤解(以下, 全部ウソ)

「戸籍に載る」「携帯電話が使えなくなる」「家財道具も全部没収」 → ×

弁護士費用(法テラス)



立替額の例(平成26年度標準額)

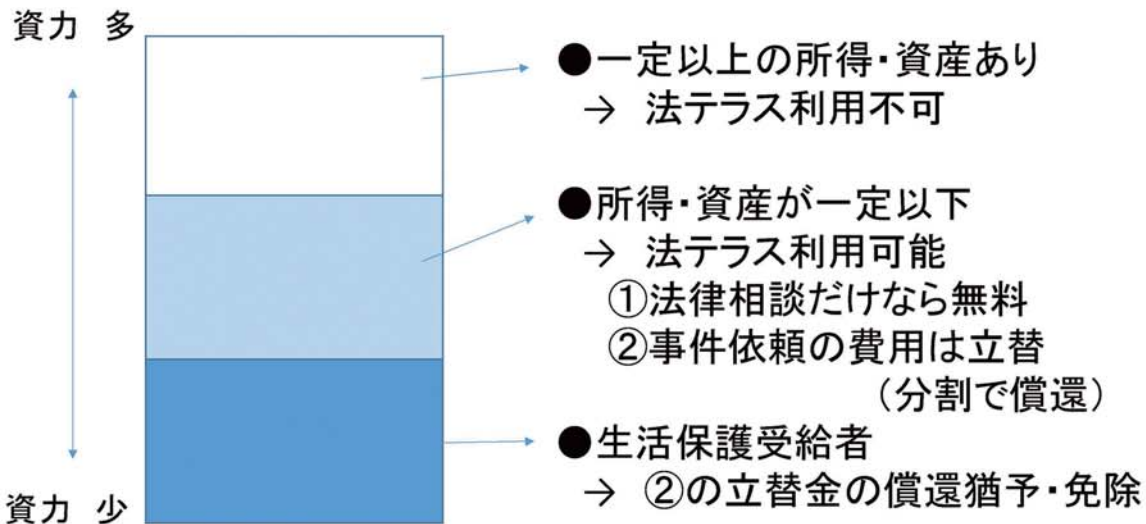
代理援助	実費	着手金	立替額合計
500万円請求の訴訟	35,000円	216,000円	251,000円
金銭的請求のない離婚訴訟	35,000円	226,800円	261,800円
債権者10社の自己破産申立	23,000円	129,600円	152,600円

※以上の費用とは別に事件の結果に応じて決定された報酬金をご負担いただきます。

書類作成援助	実費	報酬	立替額合計
訴状を作成	15,000円	27,000円	42,000円
自己破産申立書等作成	17,000円	86,400円	103,400円

生活保護受給者の場合は、立替費用の猶予・免除あり(自己負担0円)

法テラスの資力基準



Bさんのケース

- 債務のうち、飲み屋のつけと消費者金融からの借金については、消滅時効期間が経過している可能性が高い
→ 時効援用通知を出しておくのが確実(払ってはダメ!)
- 知人からの借金については、まだ消滅時効期間(10年)は経過していないと思われる(*2020年3月以前に借りた場合)
→ 生活保護受給中のため、返済は難しいだろう
→ 放置? 自己破産?
- 生活保護受給中のため、法テラスを利用すれば、相談無料&自己破産の手続費用も自己負担なし(償還猶予・免除)
→ 法テラスの無料相談を利用して、方針を相談すべし

おまけ(裏技?)

■対象者が認知症や障害により、自分で相談に行けない場合は？
→法テラスの新たな出張相談制度(特定援助対象者法律相談援助制度)がH30.1.24からスタート！

＝「認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることができない方」に対して、「関係機関から」(not本人から)法テラスに連絡し、弁護士等をご自宅や福祉施設に派遣する制度

※具体的な実施方法は、お近くの法テラスへ相談を
(「認知症のためご本人が自分で相談に行けないので、出張相談をお願いしたい。」)

まとめ

1. 支援中の再犯！

- I. 釈放のタイミングを見極めよう
- II. すぐに当番弁護士を呼ぼう
- III. 弁護人と協働しよう

2. 多額の借金！

- I. 消滅時効を理解しよう(期間, 援用)
- II. 自己破産のメリット・デメリットを理解しよう
- III. 法テラスを活用しよう

参考文献／参考サイト



- ◆ 刑事手続について知りたいときは
→ 『更生支援計画をつくる』(現代人文社)
編者：一般社団法人東京TSネット
監修：堀江まゆみ、水藤昌彦

- ◆ 時効・自己破産などについて知りたいときは
→ 法テラスのサイト内「FAQ検索」
(「法テラス FAQ」で検索)

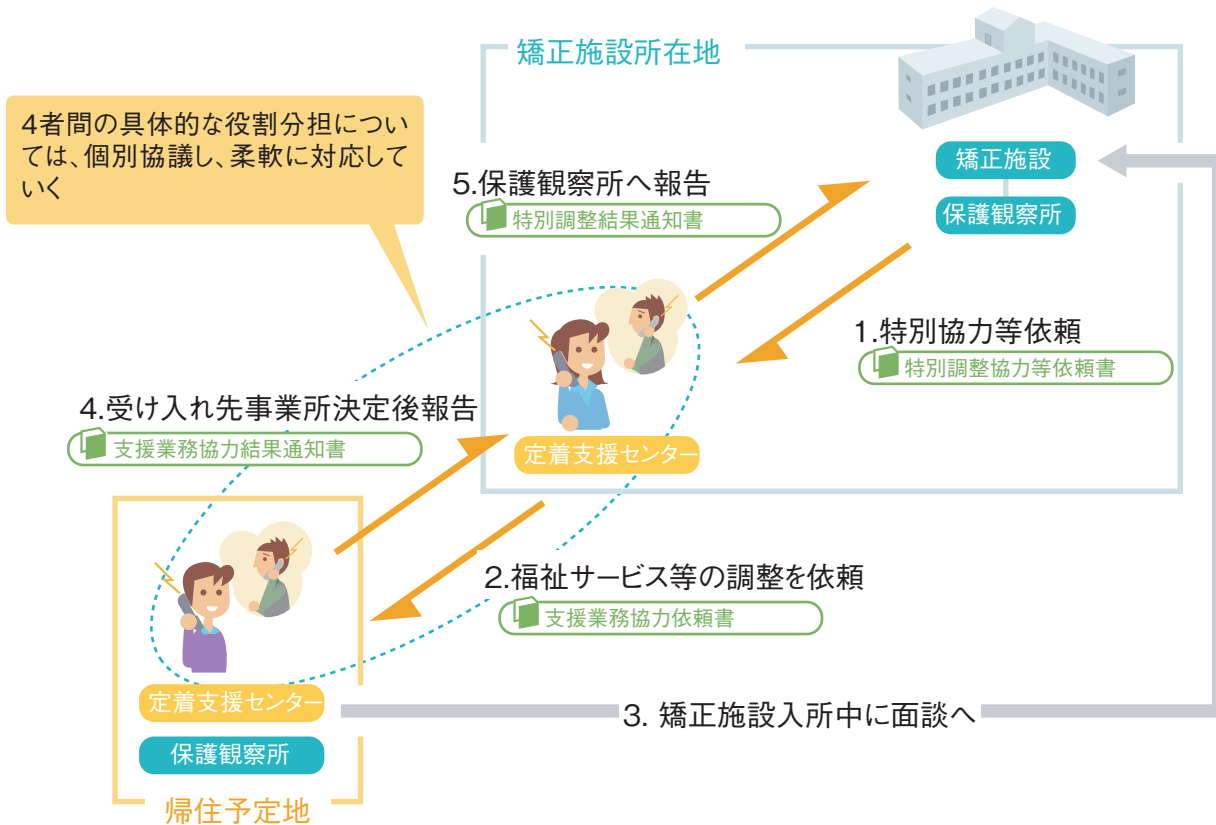


弁護士も社会資源

他の都道府県定着支援センターとの連携

対象者が他の都道府県への帰住を望む場合、希望する帰住地のセンターに「支援業務協力依頼書」にて受け入れ先の確保及びその他の必要な対応を依頼します。依頼を受けたセンターは、受け入れ先事業所等が決定次第、依頼先に「支援業務協力結果通知書」を提出します。保護観察所への「特別調整結果通知書」の提出は、はじめに特別調整協力等依頼を受けたセンターが行います。

矯正施設所在地のセンターと保護観察所、帰住予定地のセンターの保護観察所の4者間の役割分担については、現状ではルール化されたものではありません。個別事例に応じた柔軟な対応が望まれます。



具体的な支援にあたって

帰住先センターは入所中に面談を

これまで負のスパイラルの中で生きてきた、福祉の支援を必要とする高齢者、障がい者は退所する段階になっても「誰も迎えに来てくれないんじゃないか…?」という不安と孤独感を抱えています。

矯正施設入所中に行う面談・アセスメントは、このような対象者の不安の解消となります。同時にこの期間に築いた信頼関係は、これ以後の支援にあたって重要になってきます。

そのため、帰住先の定着支援センターが矯正施設入所中に、「面談」を実施することが望ましいと考えられます。

「保護上移送」の活用

福祉の支援を必要としている、「特別調整対象者」は、移動中の転倒等や再犯防止のための観点からも、矯正施設退所時の出迎えが不可欠です。

都道府県をまたぐ支援の場合に、センター側の出迎えに要する経済的負担を軽減する方法として「保護上移送」の活用があります。

保護上移送とは、帰住地から遠隔の刑事施設であったり、身体または精神に障がいを持っている場合に、退所前に帰住地の近隣の矯正施設へ移行することが出来る制度です。

司法の制度のため、保護観察所、矯正施設へ働きかけを行う必要があります。

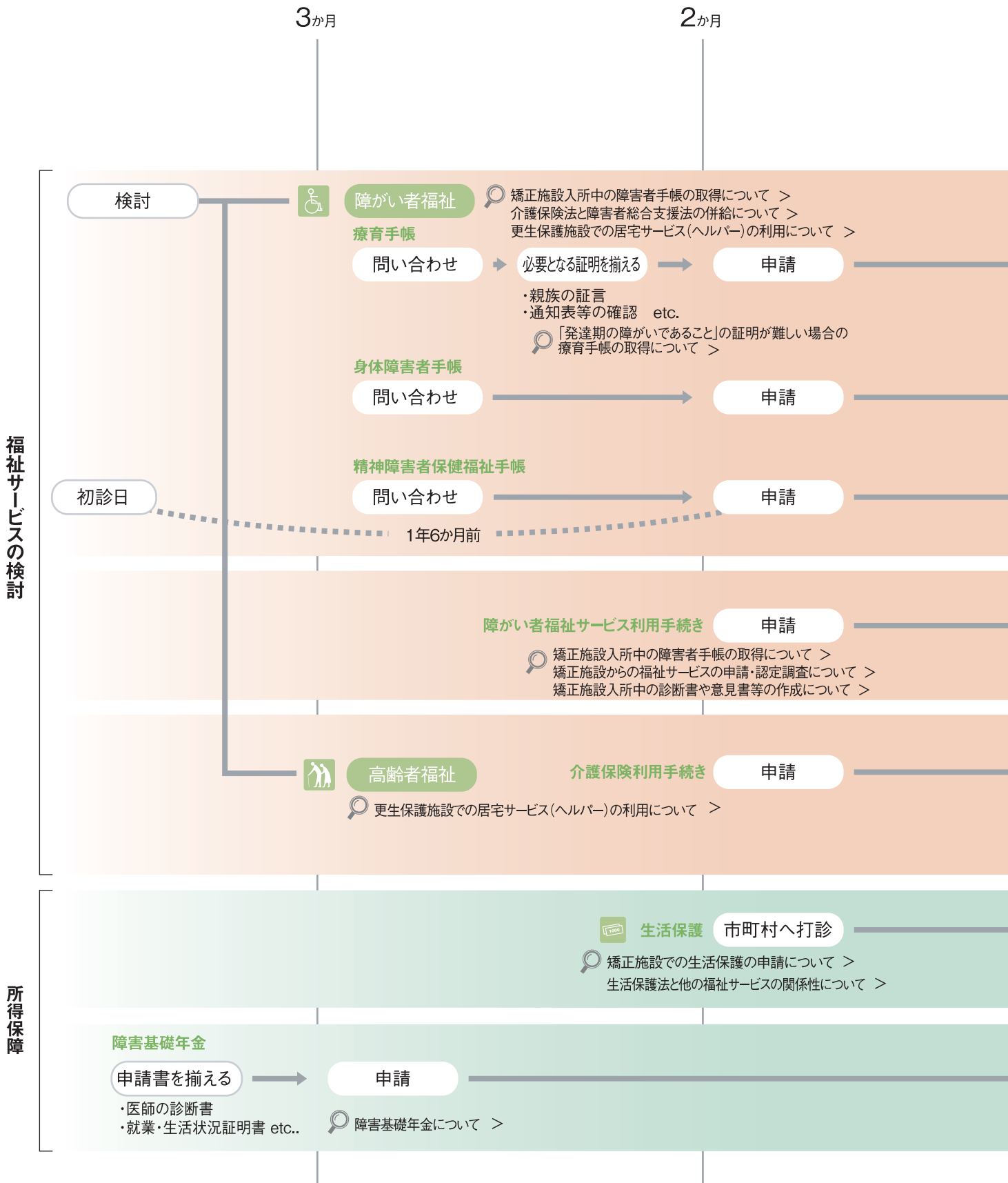
個人情報の取り扱いについて

他都道府県への移行にあたっては、特別調整対象者を選定する段階で「福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書（以下同意書）」を既に徴収しているため、帰住先予定地のセンターで改めて同意書を徴収する必要はありません。

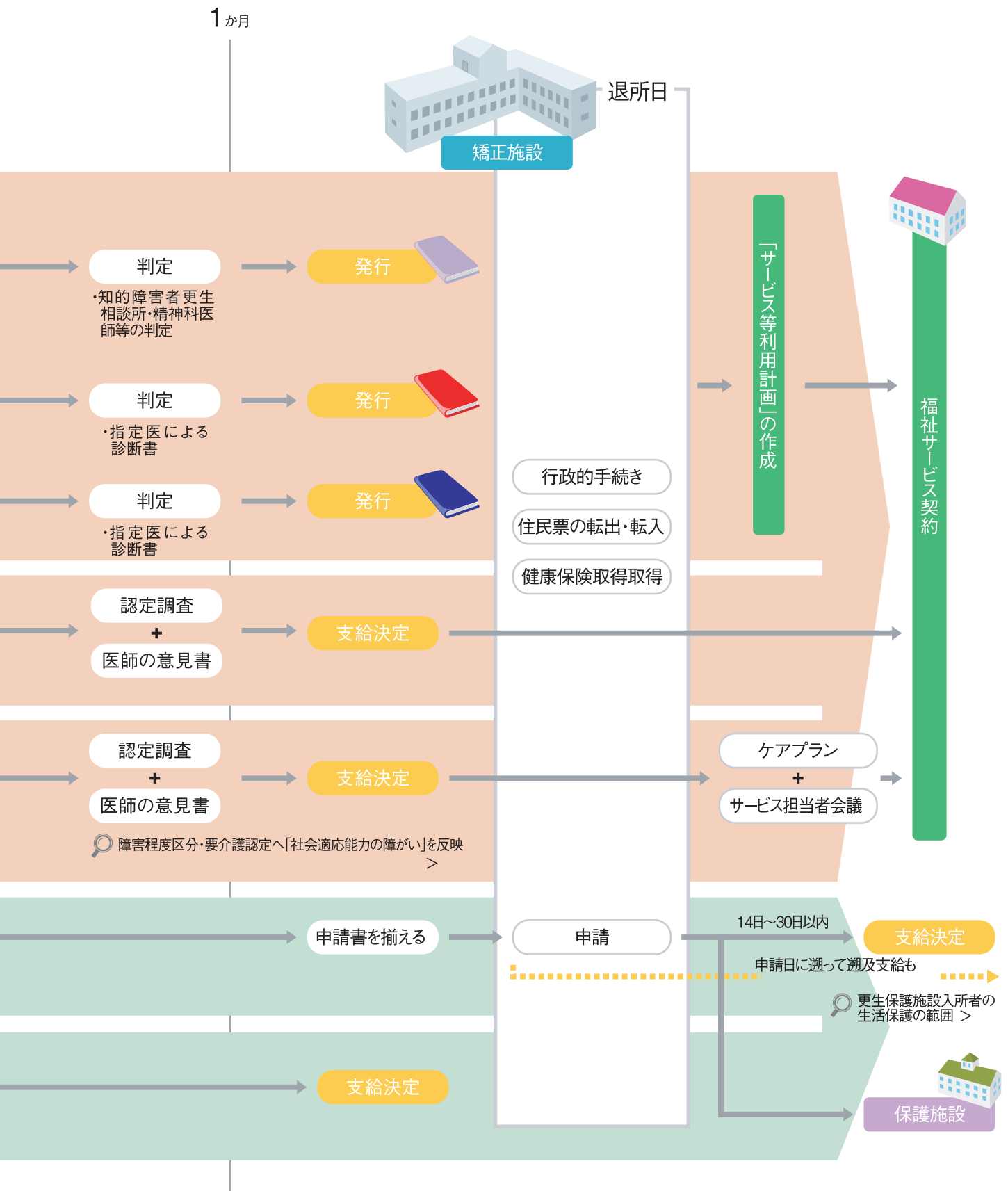
ただし、相談支援業務においては、個人情報を他の相談機関に提供する形で支援を行う際には、改めて「同意書」を徴収する必要があります。

支援にあたってのタイムテーブル

退所日までに福祉のサービスを整える場合、タイムテーブルは以下の通りになります。



- 期間はあくまで目安であるため、個々のケースに応じて異なります。
- 申請前に「合同支援会議(ケア会議)」を持ち、各機関で共通認識をはかることで、申請や認定の時間の短縮につながります。



具体的な支援にあたって

住民票・援護の実施の確定について

定着支援センターの支援対象者は長年の放浪生活や度重なる矯正施設への入所によって住民票が削除されていたり、居住地が定まっていない者が多いです。誰が福祉サービスを提供するか（援護の実施）については、居住地と大きく関係しています。つなぐ福祉サービスを検討すると同時に、援護の実施について検討する必要があります。

福祉サービスの実施市町村

① 住民票の所在地

障害者総合支援法における支給決定は原則として申請者である障がい者等の居住地の市町村が行います。介護保険法においても保険者は被保険者の居住地の市町村になります。

住民票が職権削除されていた場合の方法

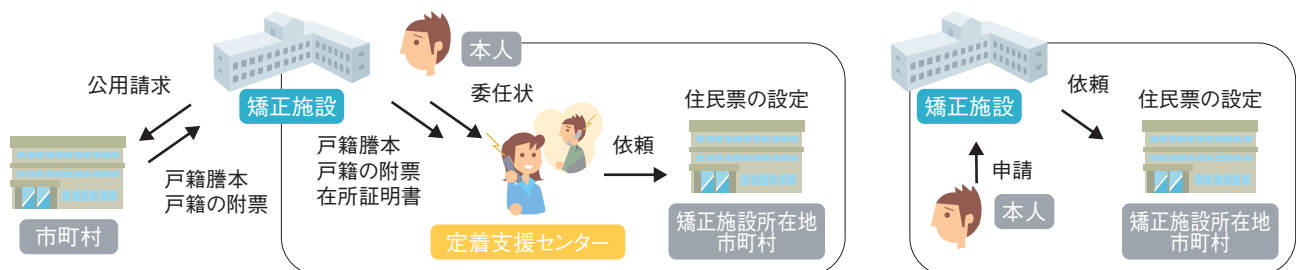
① 「昭和36年7月6日 矯正甲610号 法務省矯正局長通達」を活用しての住民票の設置

収容者が、施設を住所として住民登録の申出をなしたい旨施設長に申し出た場合は、施設長は、施設所在地の市区町村長にその旨通知する。

② 「昭和32年6月19日 社発第441号 厚生省社会局長通知」を活用しての援護の実施の決定

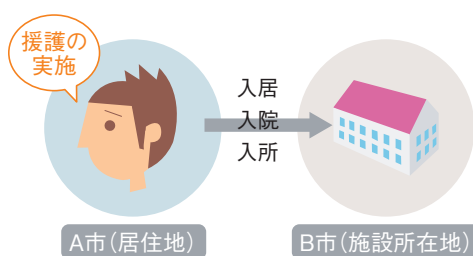
収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込みのない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また、援護の実施に当るものであること。

③ 上記の通達等を応用した住所地の確定



② 施設入所前に居住地を有していた市町村（居住地（住所地）特例施設に入所の場合）

施設所在地の支給決定等の事務及び費用負担が過大とならないよう、「居住地（住所地）特例施設」に指定された施設の入所・入居者については、入所前に居住地を有していた市町村が援護の実施者として取り扱われます。



● 居住地（住所地）特例施設

- 障がい者支援施設
- 児童福祉施設
- 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、医療保護施設、宿所提供施設）
- 共同生活援助・共同生活介護
- 旧法施設 etc.
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 有料老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 適合高齢者専用賃貸住宅
- 養護老人ホーム



矯正施設及び更生保護施設等の居住地特例について

● 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

平成26年4月1日改正

運用上の取扱い

運用上、以下の施設等についても人居前に居住地を有した市町村（継続して二以上の（1）及び（2）に掲げる施設等に人所等している者については、最初に人所等した施設等への入所等の前に居住地を有した市町村）を実施主体（介護給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療（育成医療・更生医療）、補装具）とする。

- ① 福祉ホーム
- ② 宿泊型自立訓練
- ③ 精神障害者退院支援施設

精神科病院その他以下に掲げる矯正施設等（以下「精神科病院等」という。）に入院、入所等している者又は退院、退所等して居住地特例対象施設に入所、入居等する者についても、運用上、精神科病院等に入院・入所等する前に居住地を有した市町村（継続して二以上の（1）及び（2）に掲げる施設等に入所等している者については、最初に入所等した施設等への入所等の前に居住地を有した市町村）を実施主体（介護給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療（育成医療・更生医療）、補装具）とする。なお、刑事施設又は少年院（以下「矯正施設」という。）収容前に居住地を有していないか又は明らかでない者については、矯正施設収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村を実施主体とする。

- ① 精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）
- ② 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）
- ③ 少年院
- ④ 更生保護施設
- ⑤ 自立更生促進センター
- ⑥ 就業支援センター
- ⑦ 自立準備ホーム

他法における住所地等特例の取扱い

上記整理に合わせて、国民健康保険法の住所地特例（国民健康保険法第116条の2）及び生活保護法の保護の実施機関の特例（生活保護法第84条の3）についても、2（1）に掲げる施設が住所地特例等の対象施設として位置付けられている。

生活保護の実施責任

生活保護の実施責任は次のように決められています。

	対象者	参照条文等
① 居住地	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事務所の管轄区域内に居住地を有する者(居住地保護) ● 入院前の居住地のある者 ● 刑務所又は少年院より退所し、帰住先が出身世帯である場合 	法第19条① I 法第19条① I 局第2-12-(3)
② 現在地	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住地がないか、又明らかでない要保護者であって、福祉事務所管轄区域内に現在地を有する者(現在地保護) ● 生活扶助を行うために他救護施設・更生施設に要保護者を入所若しくは入所委託をした場合(施設入所保護等の特例) ● 他管内に居住地があることが明らかであっても、要保護者が急迫した状況にあるとき、その急迫した事由が止むまでの保護を行う場合(急迫保護) ● 刑務所又は少年院を退所し、帰住先が出身世帯でない場合 ● 定着支援センターの調整を受けて、居住地特例のある施設に退所した者 ● 定着支援センターの調整を受けていたが、退所後の帰住先が見つからずに更生保護施設に一旦入所した者が、その後、定着支援センターの調整を受けて居住地特例のある施設に帰住した場合(但し更生保護施設で「医療扶助」の支給決定を受けていない者に限る) 	法第19条① II、局第2-1、局第2-1-(1) 法第19条③、法第84条の3、局第2-4、局第2-6、局第2-9、局第2-10 法第19条② 局第2-12-(3)
③ 入院・入所もしくは入所委託前の居住地	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活扶助を行うために他救護施設・更生施設に要保護者を入所若しくは入所委託をした場合(施設入所保護等の特例) ● 介護扶助を介護老人福祉施設に委託して行う場合(施設入所保護等の特例) ● 入院と同時に、または入院を直接の契機として居住地を失った場合 ● 居住地はないがその同一管内に確実な帰来先がある入院患者を保護する場合。 ● 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合。 ● 旧法の障がい者支援施設に入居し、又は共同生活介護もしくは共同生活援助を利用している場合。 ● 定着支援センターの調整を受けていたが、出所後の帰住先が見つからずに更生保護施設に一旦入所した者が、更生保護施設で「医療扶助」の支給決定を受け、定着支援センターの調整を受けて居住地特例のある施設に帰住した場合。 	法第19条③、法第84条の3、局第2-4、局第2-6、局第2-9、局第2-10 法第19条③、法第84条の3、局第2-4、局第2-6、局第2-9、局第2-10 局第2-1-(3) 局第2-1-(2)、局第2-8

● 仮釈放された場合の帰住地

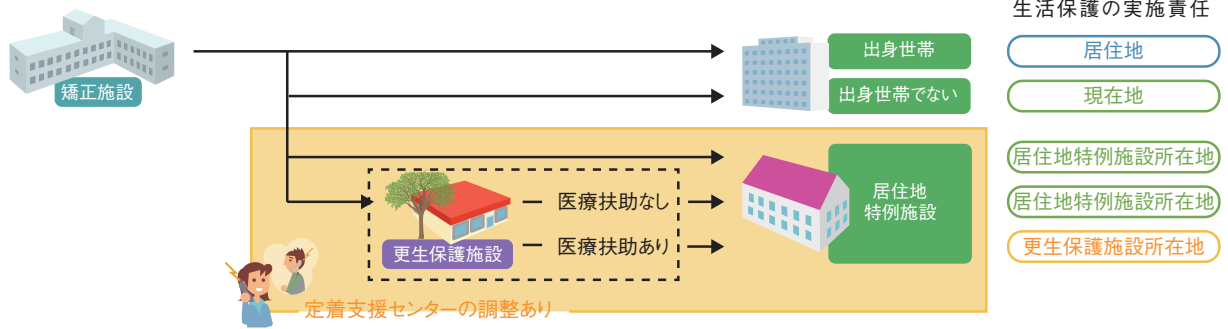
(問) 刑務所から仮釈放を許可されるにあたって更生保護施設を帰住地として指定された場合は、その地を局長通知にいう帰住地として取り扱ってよいか。

(答) 地方更生保護委員会の行う仮釈放の許可にあたって帰住地が指定された者については、その指定された地を局第2の12の(3)にいう帰住地と解するのが妥当である。

* 図 第2-12-(3) 刑務所等から釈放され、帰住先が出身世帯の場合

生活保護の実施責任の考え方

● 矯正施設（刑務所・少年院）から退所した者の生活保護の実施責任の考え方



● 矯正施設（刑務所・少年院）を退所し、更生保護施設を利用する者の生活保護の実施責任の考え方



※ このケースは長崎県定着支援センターでの事例であり、個々のケースについては行政との個別協議が必要。

実施責任の種類: 居住地 現在地 入院・入所もしくは入院委託前の居住地

● 地域生活定着支援センターの実施責任について

(問) 地域生活定着支援センターによる調整を受けて、A市の刑務所を出所した者がB市を帰住予定地とした場合、局第2の12の(3)によりB市を帰住地と解し、B市において現在地保護してよろしいか。

(答) お見込みのとおりである。

なお、帰住予定地が、入所前の居住地又は現在地によって実施責任が定められる施設等であっても、帰住予定地において現在地保護を行う。

* 同 第2-12-(3) 刑務所等から釈放され、帰住先が出身世帯の場合

支援のポイント

生活保護法と他の福祉サービスとの関係性について

生活保護の原理として、同法は最後のセーフティーネットであり、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等による援助を受けられる場合は、まずはそれらを活用する「他法優先」が定められている（生活保護法4条2項）。

支援のポイント

矯正施設での生活保護の申請について

生活保護における「補足性の原理」から、衣食医療が保証された矯正施設からは、生活保護を申請することは出来ない。しかし、退所後の受け入れ先が保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設）の場合は、退所後すぐの利用となるため、入所中に利用準備を整え、退所した日に該当市町村の福祉事務所で申請を行い、即日保護という流れになる。

支援のポイント

更生保護施設入所者の生活保護の範囲

更生保護施設に入所している保護観察対象者及び更生緊急保護の対象者については、保護観察所長からの委託により、生活保護を申請する場合は、同法の「補足性の原理」から、「医療扶助」のみしか受給することが出来ない。

所得保障について

矯正施設を退所した者が、地域で自立的な生活を行う上で所得保障が重要になります。

生活保護

生活保護とは、生活に困窮している人に対し、国が最低限度の生活を保障する制度です。要保護者であっても、福祉サービス、介護保険のサービス等を受けることが、国民の権利として保障されています。

矯正施設を退所して、頼れる親も兄弟もいない、友人もない、これからの生活をどうしていったらよいかと途方に暮れる。こういったピンチを乗り越えるための最後の砦が生活保護というサービスです。

生活保護の原理・原則

生活保護は以下の4つの基本原理に基づいて制度の実施・運営が行われています。

1 国家責任による最低生活保障の原理

憲法25条に基づき、生活に困窮する国民の保護を、国が直接の責任において実施するとともに、保護を受ける者の自立助長を図ることを規定しています。

2 保護請求権無差別平等の原理

生活保護は請求権による申請が基本となります。また、原因は問わず生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目します。

3 健康で文化的な最低生活保障の原理

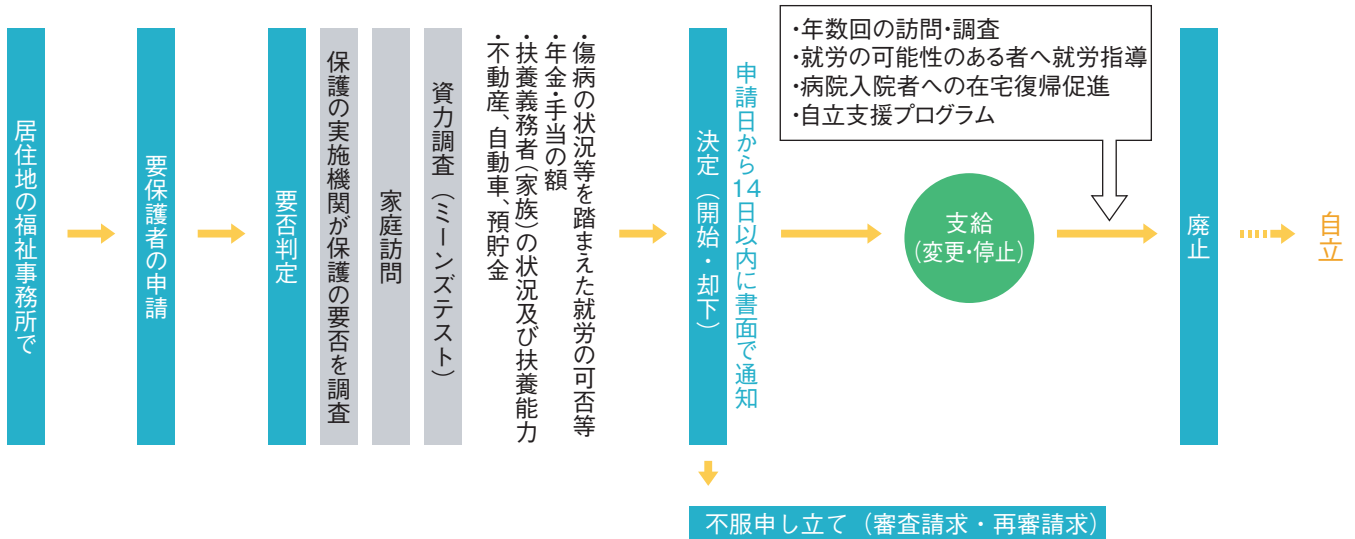
健康で文化的な最低限の生活を保障します。生活するだけのものではありません。

4 保護の補足性の原理

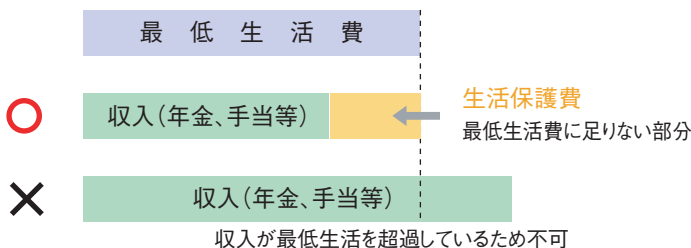
最低生活を維持するために、持っている資産や制度を最大限活用した上で、それでも不足する部分について保護をすることを定めています。要件は以下の通りです。

1. 資産の活用：
資産があれば売却あるいは活用してまず生活費にする。
2. 能力の活用：
働く意思と能力を活用することが要求される。
3. 扶養義務者の扶養：
親や兄弟（扶養義務者）からの援助が可能か？
4. 他法優先：他の制度は活用出来ないか？

生活保護の申請から実施まで



生活保護の種類と範囲



生活保護は厚生労働大臣が定める基準で計算された最低生活費から、年金等の収入を差し引いた差額が生活保護費として支給されます。生活保護費は個別状況に合わせて、8つの扶助に各種加算と一時扶助の組み合わせで成り立っています。救護施設等の「保護施設」での施設支援を除き、居宅での現金支給が原則です。

生活保護費	生活扶助	衣食その他の日常生活に必要なものを購入する生活費・光熱費
	各種加算	妊産婦加算、母子加算、障害者加算、介護保険料加算等8種類
	一時扶助	保護開始時、入学、出生等により、必要不可欠の物資を欠いており、かつ緊急やむを得ない場合に限って支給する
	教育扶助	義務教育に必要な費用（学費・学用品・給食費・通学用品）
	住宅扶助	家賃や住宅を維持するのに必要な費用
	医療扶助	健康保険に準じて治療に必要な費用を現物給付（医療券の発行）と移送費
	介護扶助	自己負担の支払い分を現物給付で行う（介護券の発行）
	出産扶助	分娩に必要な費用
	生業扶助	就労に必要な費用（小規模事業の資金や技能習得費用）
葬祭扶助	葬祭を行うもので扶養義務者がいない場合の葬儀費用（読経料も含む）	

問い合わせ先 市町村福祉事務所、支庁福祉事務所並びに福祉事務出張所

対象者 生活費に困り困窮している国民であれば誰でも利用することが可能

障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により決められた障害等級表（1級・2級）による障がいのある間は障害基礎年金が支給されます。

知的障害者のように20歳前に障がいの状態にある場合は、障がい者になる以前に加入することができないため、保険料を支払ったかどうかという拠出要件が問われない「無拠出年金」となります。なお、無拠出年金については受刑中には支給が停止します。

● 年金の手続きに必要な書類等

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 1. 障害基礎年金の裁定請求書 | 6. 印鑑 |
| 2. 戸籍謄本 | 7. 現在の診断書 |
| 3. 世帯全員の住民票
(住民票コードが記載されているもの) | 8. 障害者手帳 |
| 4. 本人の年金手帳 | 9. その他指示された書類 |
| 5. 請求者名義の普通預金通帳 | |

令和元年度給付金額(年額)

1級	975,125円
2級	780,100円

問い合わせ先 市町村の国民年金課

対象者 65歳未満にあり、障害認定日に障害等級表の定める1～2級に該当している者

生活福祉資金貸付制度

金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な世帯に対する貸付制度です。資金の貸付と必要な相談・支援によりその世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。資金の貸付には民生委員の面接が必要になります。原則1名の連帯保証人を立て、据置期間後、作成した返済計画に基づき毎月返済します。

● 申し込める貸付資金の名称

名称	内容	償還期間	据置期間
総合支援資金	生活再建までの間に必要な生活支援費用、住居入居費（敷金・礼金）等	据置期間経過後10年以内	貸付(最終貸付)の日から6か月以内
福祉資金	日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる福祉的な費用	費用により異なる	貸付日から6か月以内
教育支援資金	高等学校、高等専門学校、短大、大学の就学・入学に必要な費用	据置期間経過後10年以内	卒業後6か月以内
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有する高齢者に当該不動産を担保として貸付ける資金	据置期間終了時	契約の終了後3か月以内

問い合わせ先 都道府県社会福祉協議会

対象者

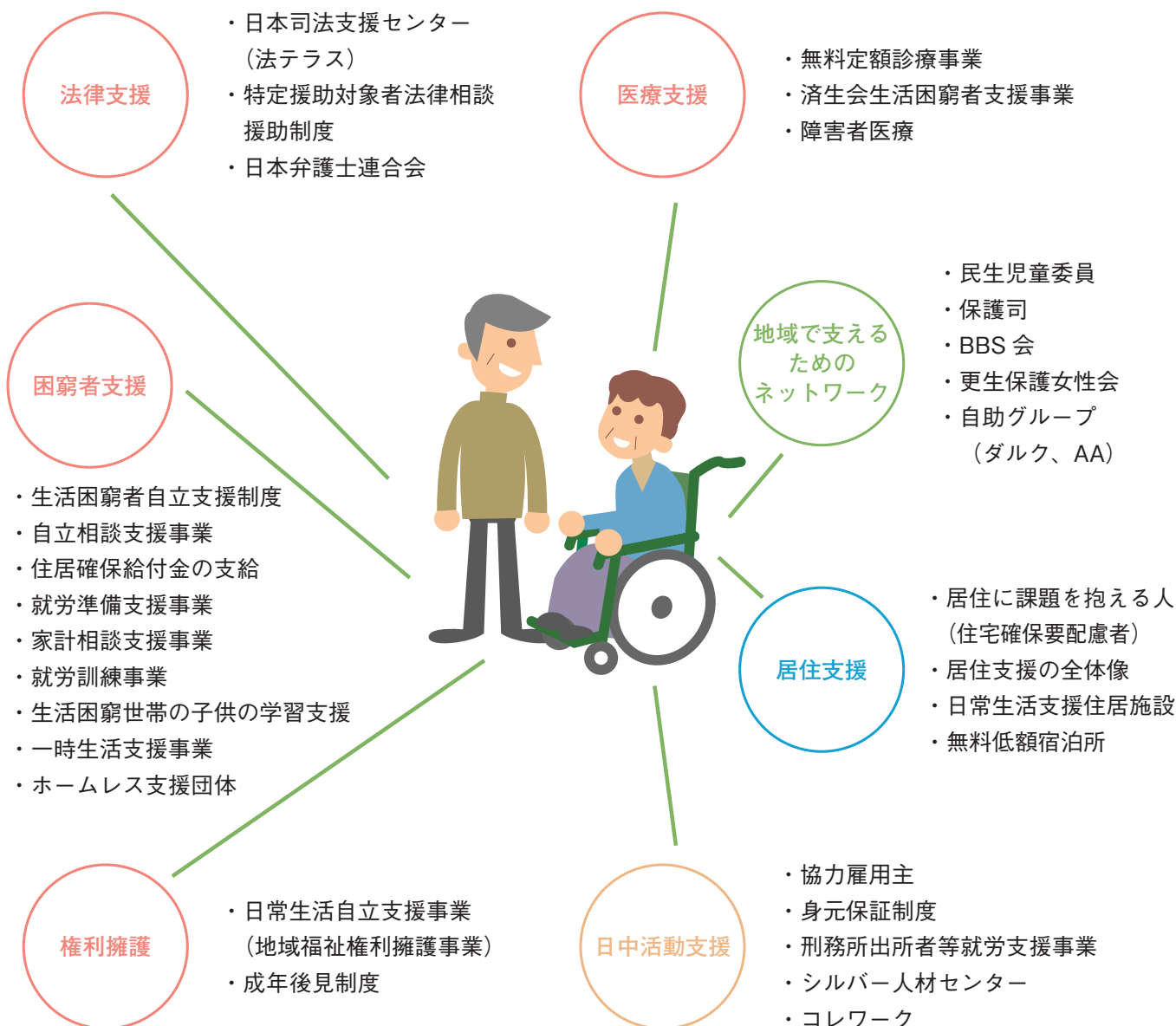
- ① 一定の所得額以下(概ね市町村税非課税程度)の家庭(生活保護を受給している方も申し込み出来ます)
- ② 知的障がい、身体障がい、精神障がいがあり、それぞれの手帳の交付を受けている方がいる家庭
- ③ 65歳以上の高齢者がいる家庭



関連するサービス・制度・事業

障がい者福祉、高齢者福祉、生活保護法以外にも、様々な社会資源がソフト、ハードともにあります。支援にあたってはこれらを有効に活用することが重要になります。

関連するサービスガイド



法律支援

日本司法支援センター（法テラス）

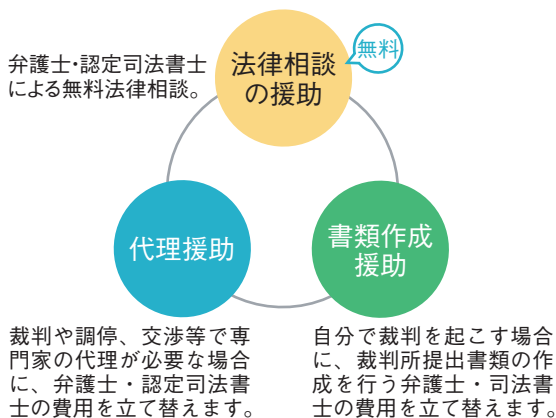
全国どこにいても、だれでも、法によるトラブルを解決するために必要な情報の提供を受け、弁護士や司法書士等のサービスを受けられるようにするための窓口です。司法制度改革の一環として平成18年10月に誕生しました。東京のコールセンター及び全国50か所に地方事務所が設置されています（平成21年4月現在）。

主な業務としては①情報提供業務（相談窓口の紹介）、②民事法律補助（経済力の乏しい人への無料法律相談と弁護士費用の立て替え等）、③司法過疎対策業務（法律サービスを十分に受けられない「司法過疎地」へ弁護士を派遣）、④国選弁護関連業務（起訴前の被疑者段階での「被疑者国選弁護人」の業務）、⑤犯罪被害者支援業務の5つがあります。

どのような時に使えるか？

● 多重債務整理・離婚問題・賠償問題等の解決（民事法律補助）

定着支援センターの支援対象者には、消費者金融からの借金による多重債務や、離婚問題、被害者への賠償について等民事上のトラブルを抱えている者がいます。これらの相談を無料で受け付けます。（事前予約制、資力要件の確認有り、相談時間は30分程度）。法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉等の弁護士等の代理が必要な場合や、本人で裁判を起こす場合で裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、弁護士・司法書士費用の立て替えを行います。



利用料金

- ・法律相談・相談窓口の紹介：原則無料
- ・代理援助、書類作成援助：弁護士・司法書士費用の立て替え（原則として、毎月1万円ずつご償還いただきます）

問い合わせ先

- ・コールセンター（全国共通）

法的トラブル：0570-078374
 （PHS・IP電話：03-6745-5600）
 平日 9：00～21：00
 土曜日 9：00～17：00

- ・各都道府県の法テラス

特定援助対象者法律相談援助制度

対象者は？

認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることができないと思われる方

認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方は、**支援者の方から法テラスにご連絡**いただくことによって、弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。

出張相談の特徴

- 1 資力（収入・預貯金）に関わらずご利用できます。
※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料5,500円をご負担いただきます。
- 2 ご自宅や福祉施設などで相談を受けられます。
- 3 法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。

ご利用のSTEP

- 1 支援者の方から法テラスへ連絡
 - ・本制度の対象になる方か、相談料が必要な方かは所定の書式にてご確認ください。
 - ・個人情報提供の同意書にご本人の署名をお取付けいただき、所定の書式と併せてご提出ください。
 - ・制度説明書をご本人にお渡しください。
- 2 法テラスから、出張法律相談の可否をご連絡
 - ・相談援助実施の可否等は、原則、上記書類が法テラスに提出された日から3営業日以内にご連絡いたします。
- 3 相談を担当する弁護士又は司法書士から、相談日程の連絡
 - ・相談担当者から、直接ご担当者様に、日程調整の連絡があります。
 - ・相談者の安心のため、可能な限りご同席をお願いします。
- 4 法律相談の実施
 - ・法律相談の結果、さらに支援が必要な場合は、適切な制度をご案内します。
 - ・支援者の皆様がやむを得ず法律相談に同席できなかった場合には、法テラスから相談結果をお知らせいたします。

日本弁護士連合会

● 生活保護同行申請

福祉事務所への生活保護の申請に弁護士が同行します。法律家が付き添うことで、福祉事務所の申請拒否・申請回避を防ぐことができます。同行する弁護士への費用は個別の審査を行い、負担能力のない人は無料で利用できます。

実際の実務については日本司法支援センター（法テラス）に委託されます。

利用料金

生活保護同行申請：原則無料

問い合わせ先

- ・各都道府県の弁護士会

困窮者支援

生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じる制度です。生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています。

利用できる事業

自立相談支援事業	どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。
住居確保給付金の支給	離職などにより、住居を失った方、または失うおそれの高い方に就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。
就労準備支援事業	社会とのかかわりに不安があるなど直ちに就労が困難な方にプログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を養い、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
家計相談支援事業	相談者が自ら家計の管理ができるように、必要に応じて貸し付けのあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。
就労訓練事業	直ちに一般就労することが難しい方のために、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中長期的に実施します。
生活困窮世帯の子供の学習支援	子どもの学習支援、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。
一時生活支援事業	住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

問い合わせ先

・都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

対象者

仕事や生活に困り、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方

ホームレス支援団体

路上生活者（ホームレス）の命と人権を守り、炊き出し等の支援を行いながら相談にのり、自立促進を行います。また、自立した後も再びホームレス生活にならないように継続したアフターケアを行っています。

ホームレス支援は民間から始まったこともあり、現在も活動の中心は民間団体によって担われています。公的な事業では「総合相談推進事業」「緊急一時宿泊事業（シェルター）」「ホームレス自立支援センター」が民間団体の委託等によって実施されています。

どのような方に使えるか？

路上生活者（ホームレス）
（障がいや年齢、所得等により対象者は限定されていません）

どのような時に使えるか？

各団体によって以下の様な事業が実施されています。利用にあたっては事業の確認が必要となります。

- 炊き出し
- 物資提供
- 保健・医療支援
- 宿所支援（シェルター）
- 相談支援
- 自立生活支援
- 居宅設置支援
- 保証人確保支援
- 就労支援

問い合わせ先

- ・NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク
ホームレス支援団体による全国ネットワーク。各都道府県のホームレス支援団体について問い合わせが出来る。

〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田2-1-32
TEL：093-571-1009
<http://www.homeless-net.org/>

- ・各都道府県の生活保護課もしくは福祉担当課

権利擁護

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、判断能力が不十分な方が、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理サービス等を受けることの出来る事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となります。

どのような方に使えるか？

認知症や知的障がい・精神障がいがあり、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等を希望する人。「判断能力の十分でない人」が対象にされるという規定ですが、「金銭管理に不安を持つ人」も利用できます。

どのような時に使えるか？

● 福祉サービスを利用する時の支援

福祉サービスに関わる情報提供・助言、利用手続きの支援(申請の代行や同行、契約の代行や立会い)、苦情解決の支援等

● 日常的な金銭管理の支援

日常的な生活費に要する預貯金の払い出し、税金・公共料金・福祉サービス利用料等の支払い、医療費の支払い、家賃・地代の支払い、年金・手当の受領確認等。

● 通帳等の預かり

預かってもらえるもの：預金通帳、保険証書、不動産権利証、契約書、実印、印鑑登録カード、銀行届出印等。

利用料金

- ・相談や支援計画の作成は無料
- ・福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理支援、通帳等の預かりは負担料金あり(各都道府県で異なる)

問い合わせ先

- ・市町村社会福祉協議会

成年後見制度

認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な方に対して、日常生活自立支援事業では対応できない、福祉事業所とのサービス契約や財産管理等の意思決定の代行や支援を行います。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があり、障がいの種類や重さにより分かれています。

どのような時に使えるか？

下図参照

問い合わせ先

- ・家庭裁判所
- ・日本司法支援センター(法テラス)
- ・リーガルサポートセンター
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉士会等

	法定後見制度			任意後見制度
	成年後見	保佐	補助	
対象者	精神上の障がいにより、判断能力が常に欠け、日常的な買物等も出来ない者。重度の認知症、重い精神疾患、知的障がい等が該当する。	自覚しない物忘れがある、日常の買物はできるが重要な財産行為は難しい等、精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な人。中程度の認知症、重度でない精神疾患・知的障がい等が該当する。	物忘れはあるが自覚がある等、精神上の障がいによって判断能力が不十分であり、不動産の処分等重要な財産行為には支援が必要な者。軽い認知症や、知的障がい・精神障がい等が該当する。	自らが後見人を選び委託契約を結び、判断能力が不十分になった時の自己の生活、療育支援、財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与するもの。
主な手続き申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人等			本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者等
本人の同意	不要	不要	必要	可能なら必要
付与される権限	取消権・代理権	同意権・取消権・代理権		代理権のみ
同意権・取消権の対象	法律全般行為 ※日常生活の行為は除く	重要な財産行為 ※9項目に限定 ※追加は可能	重要な財産行為 ※9項目の内、家庭裁判所が認めたもの	なし

医療支援

無料低額診療事業

生活に困っている人のために、無料または定額で診療を受けられる制度です

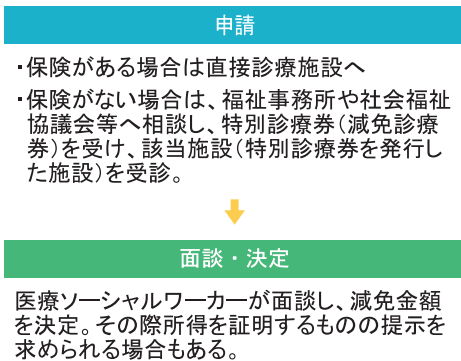
どのような時に使えるか

社会福祉法に基づく医療機関で、医療費の窓口負担金が無料(全額免除)または低額料金(一部免除)で診療を受けることができます。

どのような方に使えるか

低所得者で経済的理由により適切な医療を受けることができない方。厚生労働省では「外国人(オーバーステイを含む)」「ホームレス」「要保護者」「人身取引被害者」「DV被害者」等を対象と説明しています

利用方法



問い合わせ先

各都道府県の実施施設については以下を参照。

- ・全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F
tel.03-5842-6451 fax.03-5842-6460
<http://www.mir-iren.gr.jp/topics/muryou-teigaku.html>

- ・『医療福祉総合ガイドブック』医学書院

済生会生活困窮者支援事業

社会福祉法人 恩師財団 済生会は、明治天皇の済生勅語により、社会福祉の増進をはかることを目的に明治44年5月30日に創立され、平成23年で創立100周年を迎える社会福祉法人です、現在、41都道府県に支部をおき、370余の保健・医療・福祉活動に関わる施設を運営しています。



<http://www.saiseikai.or.jp/saiseikai/>

済生会独自の事業として、無料低額診療事業の対象者を幅広く捉え直し、刑務所からの退所者を含めた生活困窮者全般に対し、巡回医療、訪問看護等を行う「生活困窮者支援事業」に取り組んでいます。

どのような時に使えるか

刑務所からの退所者に対して、保護観察所及び更生保護施設と連携し、訪問や院内での治療、診断を行うほか、収容中の受刑者に対して診療を行います。

問い合わせ先

保護観察所

障害者医療

重度の障がいがある人の医療費の負担を軽減します。

どのような時に使えるか

病院・診療所・薬局等で、健康保険証を使って、診療や薬剤の支給を受けた際に負担する保険診療の自己負担額の全部または一部が助成されます。

入院中の食事療養費、入院時の差額ベッド代、薬の容器代、文書料など保険診療の対象とならない費用は対象外です。

どのような方に使えるか

各都道府県や市町村によって、利用できる人の範囲、自己負担の金額に差があります。また、本人、扶養義務者の所得額によっても制限があります。

自立支援医療(更生医療、育成医療等)の公費負担がある場合は、そちらが優先となります。

利用方法・問い合わせ先

市町村役場の窓口へ申請します

地域で支えるためのネットワーク

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の職務内容

- ◆民生委員の職務について民生委員法第14条では次のように規定されています。
 1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
 2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
 3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
 4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
 5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
 6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと
- ◆児童委員・主任児童委員の職務について児童福祉法第17条では次のように規定されています。

《児童委員》

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

《主任児童委員》

1. 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
2. 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

民生委員・児童委員の具体的な活動内容

機能	実例
社会調査	K市の民生委員児童委員協議会では、配食サービスの協力や声かけ、安否確認などの活動をとおり住民の実態やニーズを日常的に把握するよう取り組んでいる。
相談	その中で、民生委員・児童委員のEさんは、ある90歳の方のお宅を訪問した際、家族から、自宅で介護を続けたいが心身ともに疲労しているのでは何かしたいと相談があり、ゆっくり話を聞いた。
情報提供	家族の希望にそって、介護保険制度で利用できるホームヘルプサービスやショートステイ等のサービスについて情報提供した。
連絡通報	その後Eさんは、本人と家族の申し出により市の窓口連絡し、サービスを受けるために必要な対応を依頼した。
調整	また、介護保険制度にはない通院の送迎などのニーズに対し、サービスを利用できるよう社会福祉協議会の事業やボランティア活動利用の調整をした。
生活支援	家族が外出する時には、近所やボランティアグループと連携して留守中の見守りを行うなど、自らも支援するとともに、家族だけでは対応しきれない事柄にたいして、解決に取り組んだ。
意見具申	市の民生委員児童委員協議会では、各委員の訪問活動を通じて、在宅で介護している家族への支援の必要性を知り、問題点を取りまとめるとともに、家族がゆっくり休めるようなプログラムを行政、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員児童委員協議会等が協力して実施してはどうかという意見を市に提起した。

保護司

保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱され、非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

保護司は、保護観察官と協働して、保護観察、刑事施設や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境の調整を行うほか、関係機関団体と連携して犯罪予防活動を行っています。

問い合わせ先

- ・各都道府県の保護観察所
- ・各都道府県保護司会連合会

BBS (Big brothers and Sisters Movement)

「兄」「姉」のような身近な存在として、非行少年等とスポーツやレクリエーションを楽しんだり、悩み相談にのったりなどし、健やかに生活できるようにお手伝いをしています。全国に495の地区会があり、約4,300人の会員がいます（平成21年4月現在）。

どのような時に使えるか？

以下の様なBBS会の活動を活用し、非行少年等を地域で支えるためのネットワークを作ります。

- 更生保護施設や少年院の訪問
- 児童自立支援センター（施設）での学習支援
- 保護観察所を通して依頼があれば、保護観察対象者の方と個別に交友をもち遊びに行く等する。

問い合わせ先

- ・各都道府県 BBS 連盟（保護観察所内）

更生保護女性会

青少年の健全な育成を助け、非行や受刑をした人の更生に協力する民間のボランティア団体です。全国で1,309団体、約19万人の会員がいます（平成21年4月現在）。

どのような時に使えるか？

以下の様な更生保護女性会の活動を活用し、刑余者や非行者を地域で支えるネットワークを作ります。

- 刑務所や少年院等の訪問
- 更生保護施設へ物品の援助・入所者の慰問
- 地域で犯罪予防について話し合う「ミニ集会」の開催

問い合わせ先

- ・各都道府県更生保護女性連盟（保護観察所内）

自助グループ（ダルク、NA、AA）

同じ問題を抱えて悩んでいる人々が一堂に会し、自らの問題を率直に語り合い、傾聴し合うことで、お互いに癒され、励まし合って、問題を解決して行こうとする集まりを「自助

グループ (Self Help Group)」と言います。

覚醒剤、有機溶剤 (シンナー等)、市販薬、その他の薬物の依存症のある方による自助グループが「ダルク (Drug Addiction Rehabilitation Center)」です。リハビリ施設にて行われる、ミーティング (グループセラピー) 及びレクリエーション活動から、新しい生き方を探ります。全国49か所で活動を行っています (平成21年4月現在)。

NAとは、ナルコティクス アノニマス (NA) は、薬物依存からの回復を目指す薬物依存者 (ドラッグアディクト) の、国際的かつ地域に根ざした集まりで、世界139カ国以上で、毎週67,000回を越すミーティングを行っています。

アルコール依存症の当事者による自助グループが「AA (Alcoholics Anonymous)」です。病院や施設等でのミーティング (語り合い) を通じて、アルコール依存症からの回復を目指します。家族のためのグループとして「AL-ANON (アラノン)」もあります。

どのような時に使えるか?

- 薬物やアルコールの依存症に悩んでいる方のピアカウンセリングとして
- 受け入れ先事業所の支援の補助としての活用

問い合わせ先

- ・ダルク

居住支援

【社会福祉法の既存制度】無料低額宿泊所 (社会福祉住居施設)

生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所等を利用させる事業について、現在ガイドラインである設備・運営に関する基準を法定の最低基準として新設

【生活保護法の新制度】日常生活支援住居施設

福祉事務所が、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に対し、単独で居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託する制度が新設

居住に課題を抱える人 (住宅確保要配慮者)

● 居住に課題を抱える人とは

- ・低額所得者、高齢者、障害者 など
- ・住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

● 現状と課題

- ・低家賃の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もいる。

● 必要な対応

- ・連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったソフト面での対応

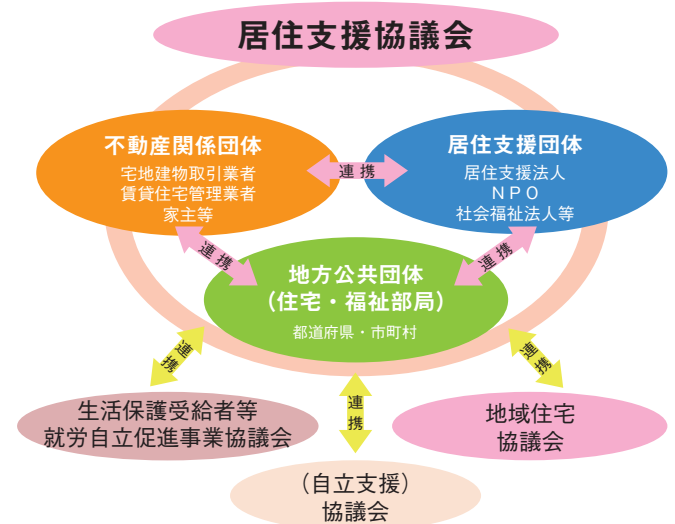
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保などといったハード面での対応

⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

居住支援の全体像

● 居住支援協議会の概要

- 居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立
- 要配慮者向けの住宅情報の提供や相談、紹介等の支援を実施
- 平成31年1月末現在77協議会が設立 (47都道府県、30区市町村)



● 居住支援法人の概要

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人*として、都道府県が指定するもの
 - 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- *住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人 (公益社団法人・財団法人を含む)
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

日中活動支援

協力雇用主

犯罪や非行歴のある人を差別することなく積極的に雇用し、社会復帰に協力してくれる民間の事業者です。現在、全国に8,471の協力雇用主がいます（平成22年2月1日現在）

どのような方に使えるか？

就労を目指す、刑務所退所者、少年院退院者、保護観察対象者。

どのような時に使えるか？

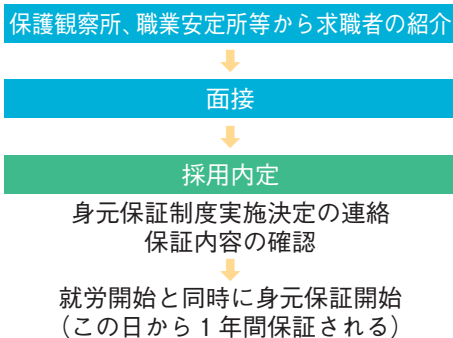
正社員としての就職の他に、パート・アルバイト、派遣社員の求人もある。また職場体験講習での利用も可能。

問い合わせ先

- ・職業安定所
- ・各都道府県の保護観察所

身元保証制度

犯罪や非行をした人の立ち直りのため、雇用主が少しでも安心感を持って、より多くの雇用が実現できるよう、就労時に身元保証人が確保できない人について、1年間身元保証をし、本人が雇用主に対して業務上の損害を与えた場合に100万円を上限として見舞金を支払う制度です。NPO法人全国更生保護就労支援会により実施されています。



どのような方に使えるか？

- ・保護観察を受けている人
- ・刑務所等や少年院を退所（退院）して、原則として6か月以内の人（更生緊急保護の対象となる人）

利用料金

身元保証制度利用料については、更生保護法人の補助等により、ほとんどの場合本人が負担することなく利用できます。

問い合わせ先

- ・各都道府県の保護観察所

刑務所出所者等就労支援事業

受刑者・在院者に対しては社会復帰に向けた社会適応訓練及び職業訓練を行い、退所に向けて矯正施設と職業安定所が連携して就労につなげていきます。

保護観察対象者・更生緊急保護対象者に対しては保護観察所が職業安定所と連携して、就労支援セミナーやトライアル雇用等のメニューを活用して就労につなげていきます。

どのような方に使えるか？

刑務所退所者、少年院退院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者。

どのような時に使えるか？

- ・刑務所及び少年院と連携した職業相談・職業紹介等の実施
- ・職場体験講習の委託
- ・職業安定所職員等による就労支援メニューの策定
- ・担当者制による職業相談・職業紹介の実施
- ・職場適応・定着支援等

問い合わせ先

- ・職業安定所

コレワーク

● コレワークの役割

「コレワーク（矯正就労支援情報センター）」は、前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置されました。

ハローワーク（公共職業安定所）に、受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

● コレワークの名称について

「コレワーク」という名称は、
「Correction：受刑者等の矯正」
「Core：中核」

「Collection：全国の受刑者等の情報収集」

を表す「コレ」に仕事を表す「ワーク」をつけることで、矯正就労支援情報センター室が、受刑者等を仕事に結び付ける支援を通じて再犯防止の核となる決意を表わしています。

※「コレワーク」という通称名は、国民の皆様に公募させていただき、決定しました。

※東京矯正管区及び大阪矯正管区の矯正就労支援情報センター室は、それぞれ、「コレワーク東日本」及び「コレワーク西日本」との通称名を使用します。

問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-29-5089

シルバー人材センター

人口の高齢化が進むなかで、就職は望まないが働く機会を得たい、何らかの収入を得たいという健康で働く意欲のある高齢者が増えています。

シルバー人材センターはこのような定年退職者等の高齢者が、臨時的且つ短期的な軽作業や特別な知識や技術を要する等の就労やボランティア活動を行い、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会へ貢献することを目的とした組織です。

どのような方に使えるか？

シルバー人材センターの趣旨に賛同し会員になった60歳以上の健康で働く意欲のある方

どのような時に使えるか？

高齢の支援者の日中活動として。

問い合わせ先

- ・各都道府県及び地域のシルバー人材センター
- ・社団法人 全国シルバー人材センター事業協会

〒135-0016 東京都江東区東陽 3-23-22
東陽 AN ビル 3 階

TEL : 03-5665-8011
<http://www.zsjc.or.jp/>

加算について

- サービス利用事業所には手厚い福祉的支援等のために「地域生活移行個別支援特別加算」と「社会生活支援特別加算」が加算される。
- 定着支援センターは支援を行ったことを証明する「意見書」を発行する。

地域生活移行個別支援特別加算

1 対象者の要件^{*1}

地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設（刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添15「地域生活定着支援事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

2 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

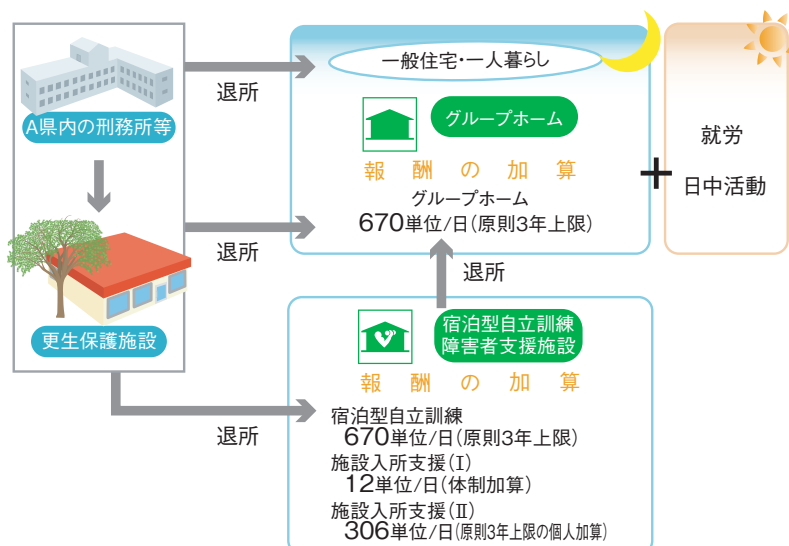
なお、こうした支援体制については、自立支援協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

3 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、共同生活介護計画の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援



社会生活支援特別加算

● 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位／日

- ・ 自立（生活）訓練事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援B型事業所
- ・ 生活訓練事業所
- ・ 就労継続支援A型事業所



就労系・訓練系サービス事業所

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法^{*5}に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「社会生活支援特別加算」を創設した。同加算では、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価して、受入れの促進を図ることとしている。

要件については p92※1（地域生活移行個別支援特別加算対象者の要件）参照



効果的な支援のあり方について

INDEX

Point 1	ネットワークで支える支援	96
Point 2	複数のネットワークで支える	97
Point 3	連絡協議会の有効活用	99
Point 4	個人情報管理について	103
Point 5	中間施設・シェルター機能の活用	105
Point 6	指定更生保護施設との連携	107
Point 7	自立準備ホームとの連携	108
Point 8	単身生活の支援体制	109
Point 9	被疑者・被告人への支援について（概要）	111

支援にあたっての基本理念

「しあわせづくり」へのコーディネートを！

刑務所を退所した人は「特別な人」かもしれません。しかし「特別」なのは、福祉が届かなかった本人が生まれ育った環境にあります。幼い頃の親の離婚、貧困、虐待、無教育等の劣悪な環境によって、人間不信、孤独、自信がない、ひがみ等が重層的に蓄積され、一般社会からも見放された結果が「犯罪」であると言えます。

一人一人に着目すると「福祉の支援を必要としている人達」であることが分かります。

したがって、受入先事業所のあっせんにあたっては、「犯罪」に着目した再犯防止の観点からの管理的・隔離的な処遇体制ではなく、「人」に着目した本人の「しあわせづくり」のために共に歩んでゆける福祉サービスのコーディネートの必要になります。

Point 1

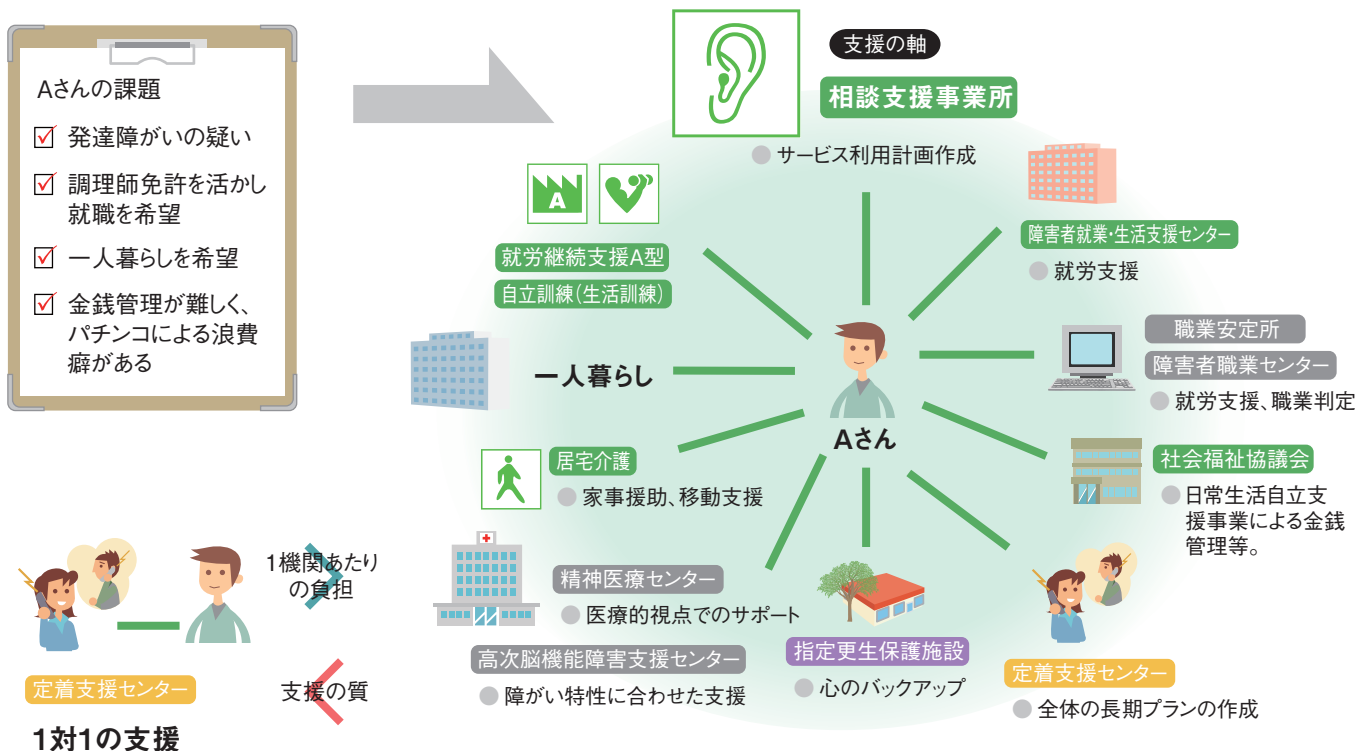
効果的な支援のあり方について

ネットワークで支える支援

重層的な課題を持つ罪を犯した障がい者・高齢者の支援にあたっては、多機関が連携したネットワーク(面)による支援が、効果的な支援にあたっては、物理的な負担を減らす面でも効果的です。

- 対象者が抱える重層的な課題を様々な社会的問題を照らす「鏡」と捉える
- 複合的な課題を解決する多機関によるネットワークを構築する
- 地域力を高めるという視点を大切に支援を行う

- 多くの課題によって形成されたネットワーク



効果的な支援のあり方について

「課題」が多いからこそ魅力的

罪を犯した障がい者、高齢者の中には、帰る場所がない、お金がない、頼れる身内・知人がいない、手帳がない等の重層的課題を抱える者が少なくありません。

しかし、それらをマイナスの課題として捉え、処遇困難者としての烙印を押すのではなく、「制度の不備」や「社会資源の欠落」「ネットワークの不整備」等の社会的問題を顕著に照らしてくれる「鏡」というプラスの視点で捉える必要があります。

「点」から「1対多」による「面」での支援へ

重層的な課題に取り組むことで、必然的に矯正、保護、福祉、医療、労働、行政等の分野を超えた有機的なネットワークが形成され、地域の中で「点」だった社会資源が「面」へと発展していきます。

多機関チームによる「1対多」の支援は、特に受入先事業所へ移行した後のフォローアップ業務において有効になります。

一つの機関(事業所)による「1対1」と比べると、各機関の物理的、精神的な負担が軽減されるだけでなく、それぞれの役割を組み合わせ、効果的で質の高い支援が期待できます。

「地域力」を高める

対象者にとっては、受入先事業所へ移行してからの、本当の生活のスタートです。多機関ネットワークを形成し、対象者を支えるための「地域力」を高めるという視点も、定着支援センターには求められます。



Aさんの支援にあたって開催された「合同支援会議(ケア会議)」。社会福祉協議会、行政、障害者就業・生活支援センター、更生保護施設、受入先福祉事業所(障がい者福祉)、職業安定所等の各分野の関係者が一同に揃った。

効果的な支援のあり方について

複数のネットワークで支える

対象者の支援へは福祉と法務の両分野にまたがった支援が必要になってきます。目的に応じた複数のネットワークを立ち上げ、協働体制の中で支援を行うことが有効です。

- 福祉と法務の各分野での円滑な連携のため「運営推進委員会(例)」を立ち上げる
- 対象者を支えるネットワークを作り、協働体制の中で支える

各分野との連携の中で支える

福祉の支援を必要とする人達は、法務と福祉の法間に落ち込んだ人達です。したがって、福祉のみではなく、行政、法務等の各分野とネットワークを作り、協働支援を行っていく必要があります。

ネットワークは役割と目的に応じて複数立ち上げます。指導的なバックアップ機関の役割を担う「運営推進委員会」、保護観察所の主導による実務者レベルでの「連絡協議会」、個々のケースについて検討する「合同支援会議（調整会議・ケア会議）」。これらの連携の中で支援を行うことが効果的です。

例

長崎県
定着支援センター



主催
保護観察所

連絡協議会

保護観察所が開催する、より実務者レベルで構成される連絡協議会。全体の支援にあたって必要となる行政的な手続きや課題点についての協議及び調整を行う。

- 検討事項**
- 実務上の情報交換
 - 支援にあたっての課題点についての検討
 - 支援にあたっての行政的な手続きについての協議及び調整

開催期間 3か月に1回（長崎県の場合）

- メンバー**
- 刑務所
 - 保護観察所
 - 指定更生保護施設
 - 都道府県労働局
 - 障害者職業センター
 - 都道府県福祉保健課
 - 都道府県障害福祉課
 - 都道府県高齢福祉課
 - 都道府県生活保護課
 - 福祉事業所
 - 定着支援センター



- 矯正管区（オブザーバー）
- 地方更生保護委員会（オブザーバー）
- ホームレス支援団体（オブザーバー）
- シルバー人材センター（オブザーバー）
- 日本司法支援センター（オブザーバー）

主催

定着支援センター

運営推進委員会

法務と福祉、行政等の関係者による、指導的な役割を担うバックアップ機関。それぞれの専門的な分野や見地からの助言を行うと共に、福祉の支援を必要とする人についての問題を共有することを大きな目的とする。



検討事項

- 福祉の支援を必要とする退所者の問題に関する啓発・問題の共有
- 専門分野や見地からの助言
- トップレベルで協議が必要な課題点の解決に向けた検討
- 連携にあたっての課題点の解決

開催期間

年に3回（長崎県の場合）

メンバー

- 都道府県福祉保健課
- 都道府県医師会
- 都道府県弁護士会
- こども・女性・障害者支援センター
- 発達障害者支援センター
- 都道府県社会福祉協議会
- 都道府県民生委員児童委員協議会
- 都道府県労働局
- 職業安定所
- 障害者職業センター
- 保護観察所
- 保護司会連合会
- 更生保護施設連盟
- 更生保護職業補導協議会連盟
- 精神障害者社会復帰施設協会
- 身体障害者福祉協会連合会
- 都道府県育成会
- 市町村福祉保健課
- 市町村社会福祉協議会
- 市町村民生委員児童委員協議会
- 若者自立支援ネットワーク
- 定着支援センター

- 矯正管区（オブザーバー）
- 地方更生保護委員会（オブザーバー）

主催

定着支援センター

合同支援会議（ケア会議）

対象者の帰住（予定）地で行われ、支援の出口で開催される合同支援会議。福祉と行政の関係者を中心に、具体的な支援にあたっての協議を行う。

検討事項

- 個別の対象者の実際の支援に向けてのケア会議
- 個々の対象者についての情報共有・申し送り
- つないだ後の支援体制の確認

開催期間

対象者の支援に合わせて随時開催

開催場所

対象者の帰住（予定）地

メンバー

- 受入先福祉事業所
- 指定更生保護施設
- 相談支援事業所
- 地域包括支援センター
- 医療機関（OT、PT、MSW）
- ケアマネージャー
- 居宅介護支援事業所
- 定着支援センター

主催

定着支援センター

合同支援会議（調整会議）

支援の入口で開催される合同支援会議。法務関係者と共に対象者が入所している矯正施設で開催され、行政上の手続きを中心に調整を行う。

検討事項

- 個々の対象者についての情報共有・申し送り
- 司法上の手続きの検討・調整

開催期間

支援の開始時に実施

開催場所

対象者が入所している矯正施設

メンバー

- 矯正施設
- 保護観察所
- 定着支援センター

効果的な支援のあり方について

連絡協議会の有効活用

保護観察所の主催により開催される連絡協議会は、様々な課題を解決する場所として有効です。

- 各分野の情報を共有する
- 定着支援センターの支援にあたって出現した課題点を共有し、解決方法を協議する
- 課題点を解決する新しい仕組み・システムを構築する

連絡協議会を活用して課題の解決を図る

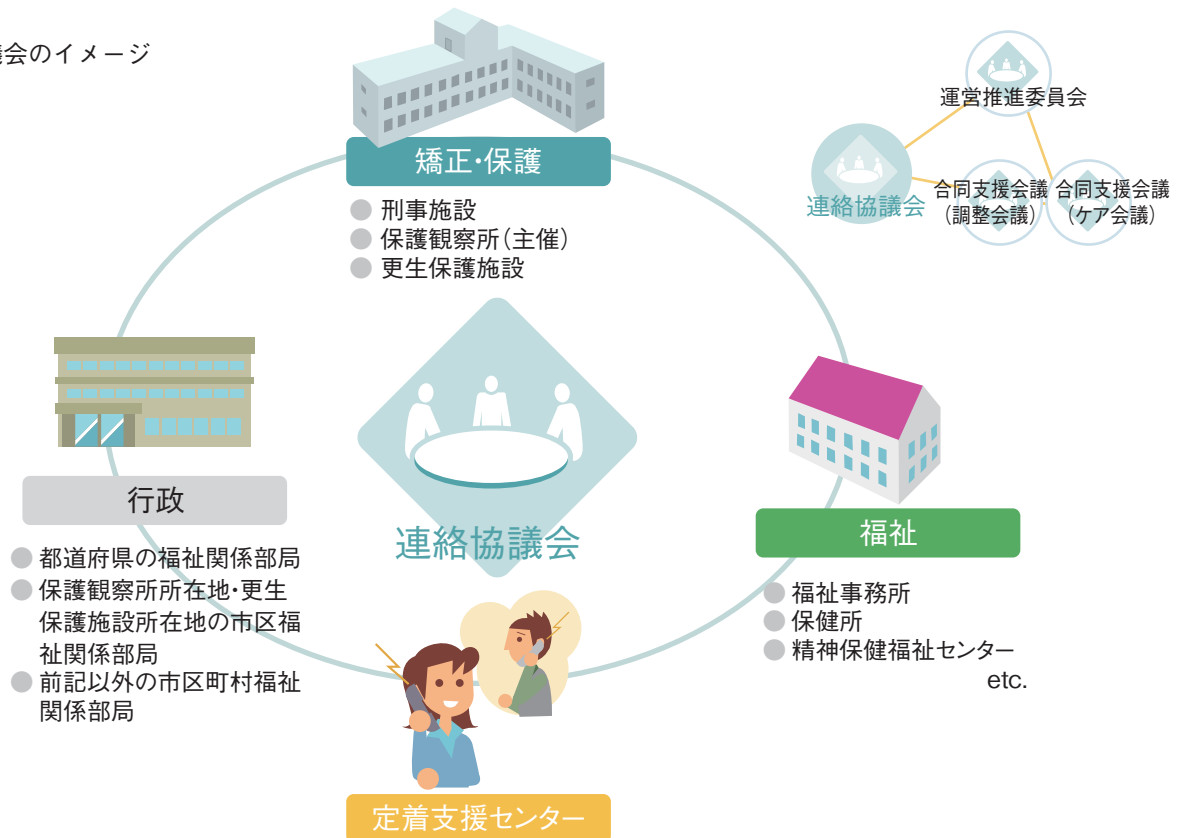
定着支援センターが形成するネットワークの中で、「連絡協議会」は保護観察所の主催で開催される公式のもので、「矯正・保護」「行政」「福祉」の出席が定められています。

対象者の支援を行う中では各分野をまたいだ課題が生じます。制度的な見直しを訴える一方で、現場レベルの連携や、制度の柔軟な運用によって解決が可能な課題について

は、関係者が一堂に集う「連絡協議会」を利用し、解決を図って実績を積み重ねていくという姿勢が必要になります。

「連絡協議会」において、活発に問題提起し、課題や必要な情報を共有する中で、解決に至った事例も報告されています。

● 連絡協議会のイメージ



(1) 連絡協議会の趣旨

自立困難な対象者に対する釈放時の保護又は措置の実施に当たり、必要な福祉サービス等が受けられるよう、刑事施設等及び保護観察所においては、従来から地方公共団体の福祉関係部局、公共の衛生福祉に関する機関等と個別事案に応じた連絡調整等を行っているところであるが、福祉サービス等を必要とする自立困難な対象者の円滑な地域生活定着支援における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、今後、これらの連絡調整等を一層円滑に進めるために、各関係機関が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う定期的な協議会を開催し、刑事施設等及び保護観察所と地域生活定着支援センター、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互理解の促進及び連携体制を構築するものとする。

「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」

連絡協議会の役割 ① 情報共有

福祉施策の動向、刑事施設等の収容動向、更生保護制度の運用動向、各種社会資源の所在及びその動向について、関係機関からの説明及び情報提供により情報共有する。

連絡協議会の役割 ② 支援の過程で明らかになった課題点について

支援で明らかになった課題点について共有し、解決方法を協議する。

- ☑ 矯正施設側からの詳細な医療情報の事前提供がなく、中間施設に受け入れた直後に重病が発覚した事例があった。

➡ 連絡協議会にて矯正施設退所後、医療的支援が必要となった指定更生保護施設の事例と定着支援センターの統計を提出する。課題点を共有し、解決にむけたお互いの分野での「出来ること」と「出来ないこと」を理解したことで、矯正施設への医療情報の依頼方法や候補者の選定のあり方等、解決に向けた協議がしやすくなる。(長崎県)

- ☑ 明らかに知的障がいも有していても高齢であればある程、療育手帳の申請・取得は困難なものになる。高齢であっても「療育手帳」を円滑に取得できる統一された見解等が必要ではないか。

➡ 運営推進委員会の事例ではあるが、長崎県では73歳で療育手帳を取得した事例があった。複数の事例を通してチャレンジをすると共に、運営推進委員会の委員に知的障害者更生相談所所長が就任されていることで、定着支援事業の趣旨・目的・実務上直面している課題点等が、更生相談所の現場職員へトップダウンで周知されることに繋がっている。(長崎県)

- ☑ 矯正施設所在地の定着支援センター、保護観察所、帰住予定地の定着支援センターと保護観察所の4者間の基本的な業務の流れ、役割分担が不明瞭。

➡ それぞれの事例に応じて柔軟に対応していく。

連絡協議会の役割 ③ 新しい支援の仕組み（システム）の構築

課題点を新たに解決するための新しい支援の仕組み（システム）を構築する。

- ☑ 残刑期が少ない状態での特別調整が多い。残刑期近の特別調整協力等依頼は、時間的余裕がなく、結果として受入事業所等が確保されないまま満期出所となってしまう、その後の調整がより一層困難なものになってしまう。
- ☑ 「特別調整対象者」の選定にあたって、障がい認知が出来ていない対象者や、知的障がいを有している対象者に対して、本人の納得と支援の必要性に相違が起ってしまう。

➡ 矯正施設、保護観察所、定着支援センター以外にも検察庁や保護司、県担当課等が参加した「連絡協議会」を毎月開催し、その協議会の中で特別調整対象者の「選定（合意検討）」を行っている。(栃木県)



「高齢又は障害により自立困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援事業連絡協議会」

- 検討事項**
- 矯正施設は、特別調整候補者にかかる「個別票」又はそれに準ずる資料を作成し、協議会に送り検討する。特別調整候補者は、連絡協議会の合意を持って行う。
 - 特別調整等の進行状況報告
 - 研修
 - 連携にあたっての課題点の解決 etc.

開催期間 月に1回

- メンバー**
- 保護観察所（主催）
 - 矯正施設（刑務所）
 - 都道府県保健福祉部
 - 保護司連合会
 - 保護司会
 - 協力事業主会
 - 定着支援センター
 - 地方検察庁（オブザーバー）
 - 地方更生保護委員会（ゲスト）
 - 年金事務所（ゲスト）

栃木県
定着支援センター

➔ 「特別調整対象者」となる障がい・高齢受刑者が円滑な社会復帰のために、矯正施設・更生保護施設等と協議会を結成し、矯正施設において社会復帰支援指導を実施している。(長崎県)



「長崎県における高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導に関する協議会」

- 検討事項**
- 長崎刑務所における高齢者受刑者等に対する社会復帰支援指導について
 - 実務上生じている課題点の協議・情報共有・意見交換
- 開催期間** 1回/2～3か月
- メンバー**
- 長崎刑務所
 - 佐世保刑務所
 - 長崎保護観察所
 - 指定更生保護施設「雲仙・虹」
 - 定着支援センター
 - 外部講師
 - ・理学療法士
 - ・言語聴覚士
 - ・作業療法士
 - ・保護司(学校職員)
 - 篤志面接委員

長崎刑務所における高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導

趣旨 高齢受刑者及び障がいを有する受刑者が出所後の社会生活において、再犯を犯すことなく、健全に生きることを目的として、受刑期間中に、それに相応しい生き方や生活の仕方、就労意欲の持ち方、食事の取り方、健康管理の方法、余暇時間の過ごし方、家族や地域社会との交流の仕方等に関する具体的な「社会復帰支援指導」を行い、もって、高齢受刑者等の社会復帰の促進を図る。

対象者 定員 20名程度 ① 特別調整対象者(退所3か月前の者)
② 高齢受刑者・障がいを有する受刑者(退所の近い希望者から順次選出)

プログラム ① 刑務所内での「社会復帰支援指導」
高齢及び障がいを持つ受刑者が退所後の生活において、再犯することなく生活できるよう、受刑期間中から、彼らに特化した専門的な指導を行う。

社会復帰に資する知識等の付与	社会復帰に資する能力等の開発
社会福祉士 社会福祉制度の説明等	作業療法士 コミュニケーション・スキルズ・トレーニング、脳トレーニング
保護司 高齢社会における生活方法等の講話	言語聴覚士 口腔ケア
定着支援センター職員 特別調整の説明等	理学療法士 筋力アップ体操
指定更生保護施設「雲仙・虹」職員 「雲仙・虹」における生活等の説明	ゲートボール協会副会長 ゲートボール等
工場担当者 作業指導(園芸・草取り等)の実施等	篤志面接委員 音楽療法(カラオケ等)

1指導単位につき毎週1回程度。1コマあたり約1時間～1時間30分程度

② 受刑中からの「刑事施設外処遇」(更生保護施設等の見学)

受刑中に受刑者本人が堀の外に出て、帰住予定の更生保護施設や就労の場を実際に見学することで、退所後の具体的な生活環境をイメージしてもらい、円滑な社会復帰につなげる。(「刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第87条に基づく)



「社会復帰支援指導プログラム」へ

刑事施設における一般改善指導 社会復帰支援指導プログラム

法務省は、刑事施設において、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、2014年度（平成26年度）から、「社会復帰支援指導プログラム」の試行を一部の施設で開始し、2017年度（平成29年度）から全国的に展開している。同プログラムは、刑事施設の職員による指導のほか、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得て実施している。その内容は、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導などである。2018年度（平成30年度）の受講開始人員は761人であった。

社会復帰支援指導プログラムの概要

■ 指導の目標

高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し

- ①基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。
- ②出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

- 対象者
 - ①特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む）
 - ②その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者
- 指導者 刑事施設職員（刑務官、法務教官、社会福祉士等）、関係機関・団体職員
- 指導方法 グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話 等
- 実施頻度等 1 単元60分 全18単元 標準実施期間：4～6 か月

カリキュラム

単元	単元項目	概 要
1	オリエンテーション	プログラムの目的と意義を理解させ、動機付けを図る。
2	基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング）	体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。
3	基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング）	物事を考えることが老化防止につながることを理解させ、日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。
4	基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について）	健康管理の必要性、自己管理の方法、病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。
5	同②（心の健康）	心の健康について理解させ、健康を維持する方法を学ばせる。
6	基本的な生活能力の習得①、②（対人スキル等）	地域社会の一員として、良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ、対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。
8	基本的な生活能力の習得③（金銭管理を考える）	これまでの金銭の使い方などを振り返らせ、自分の金銭管理の問題性を認識させ、適切な金銭管理について理解させる。
9	各種福祉制度に関する基礎的知識の習得①（概要）	社会復帰後に、健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できることを理解させる。
10	同②（就労支援と年金）	就労の確保の方法を理解させるとともに、老齢年金等の基本的な内容を理解させる。
11	同③（各種福祉制度）	健康保険及び障害者福祉、高齢者福祉、介護保険について学ばせるとともに、社会で直面することが予想される困難場面について整理させる。
12	同④（生活保護）	生活保護制度の仕組み、受給資格や申請の仕方等について理解させるとともに社会福祉に対する関心を喚起し、関係窓口の利用の仕方について学ばせる。
13	同⑤（特別調整と更生緊急保護）	特別調整と更生緊急保護について理解させる。
14	同⑥（まとめ）	出所後に直面することが予想される危機的場面について考えさせる。出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。
15	再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守）	社会生活においてルールや約束事を遵守する構えを身に付けさせる。
16	同②（安定した生活への動機付け）	安定した生活を送るための具体的な方策を考えさせる。
17	同③（危機場面への対応）	再犯しないために、適切な問題解決の仕方を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ、適切な対処法を具体化させる。
18	同④（本プログラムのまとめ）	本指導を振り返らせ、円滑な社会復帰のために、受講者が抱えている不安や悩みを整理させ、円滑な社会復帰のための方策を具体的に考えさせる。

出典 再犯防止推進白書2019より

個人情報の管理について

定着支援センターの業務における個人情報の取り扱いについては、以下のように示されています。

地域生活定着促進事業実施要領

■ 実施上の留意事項

● 対象者の個人情報保護の徹底

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針

■ 事業の一般原則

- (1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- (2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、また、本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

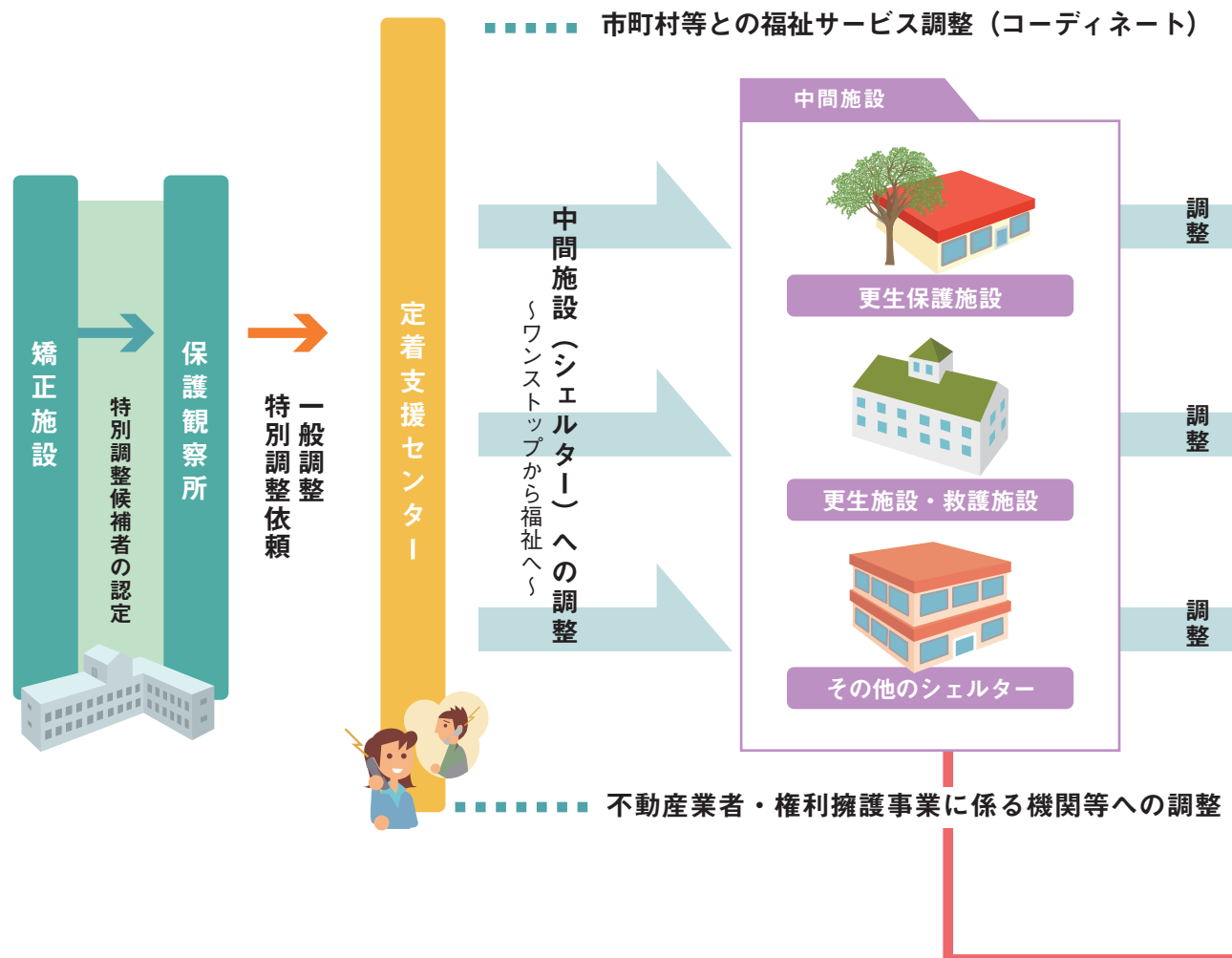


効果的な支援のあり方について

中間施設・シェルター機能の活用

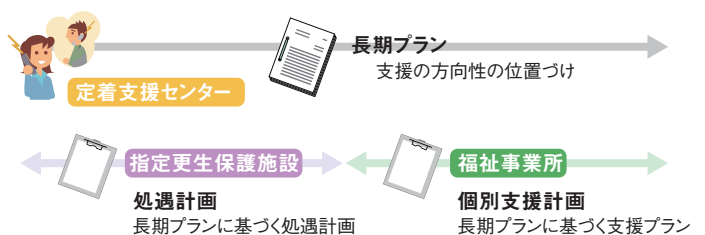
矯正施設から福祉的な支援につなぐには、シェルター機能を持つ中間施設の活用が効果的です。

- 矯正施設から直接福祉事業所へ移行するには様々な困難性がある
- 中間施設(更生保護施設、救護施設等)を活用し効果的な支援を行う
- 長期的な方向性は定着支援センターが提示し、中間施設等に丸投げしない



長期的な方向性は定着支援センターが提示

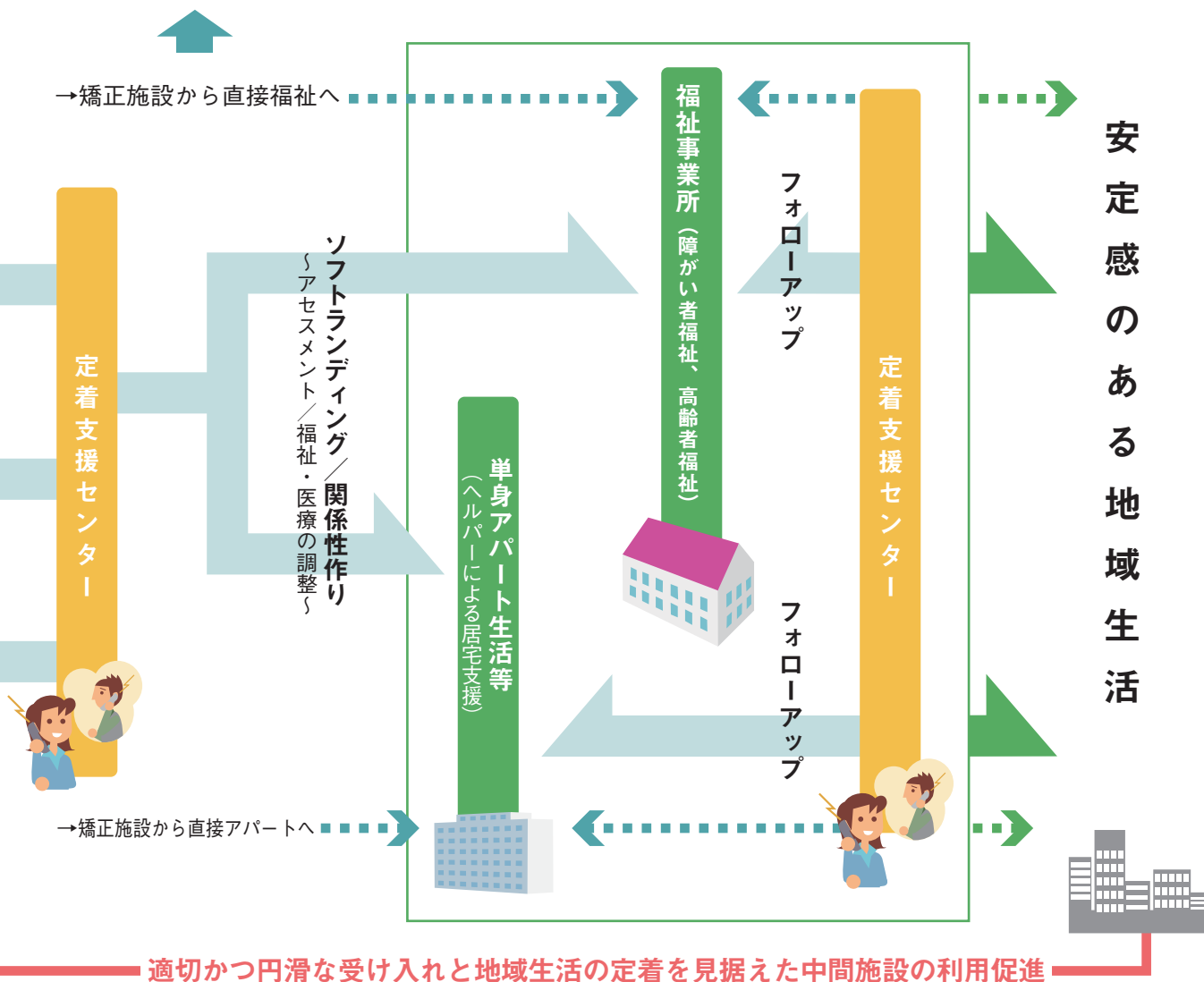
罪を犯した障がい者・高齢者の支援は、更生保護施設等の中間施設からその近隣の福祉事業所、そしてふるさとの福祉事業所へと複数の福祉事業所をまたいだ支援を行います。その際、事業所ごと施設ごとに個別支援計画を立てては、効果的な支援は望めません。更生保護施設の利用にあたっては、退所後の受け皿探しを含めた、施設間のコーディネート、方向性の提示は定着支援センターが担うことで、一環性のある支援が保証できます。



矯正施設から直接福祉への困難性

- 1 矯正施設の中で実施するアセスメントの限界
 - ・素顔の本人像が見えづらい
 - ・生活実態／生活レベルが見えない(把握できない)
 - ・刑期終了までの時間がない(早めの依頼が重要)
- 2 個人情報の不足
 - ・福祉的手立てや社会生活に必要な情報の不足
 - ・医療情報の不足

- 3 福祉側の矯正施設への面談(回数)の限界
 - ・基金事業(費用等)はあるが申請手続き等が煩雑
- 4 地域生活の安定に対する不安感
 - ・詳細な身体レベル(疾病等)が分からない不安感
 - ・社会内での生活実態／生活レベルが見えない不安感
 - ・「刑務所」「受刑者」「罪名」等に対する恐怖感(負のイメージ)



効果的な支援のあり方について

中間施設利用中の効果的支援

- 1 本人の特性に応じた福祉サービスの調整と受け入れ福祉のあっせん
- 2 中間施設 / 定着支援センターによるアセスメント
- 3 特に医療的状況の把握と福祉への情報提供
- 4 信頼関係の構築期間 (フォローアップを見据えた関係作り)
- 5 福祉事業所の見学・体験実習の実施 (本人及び受け入れ側双方にとっての安心感)

効果的な支援のあり方について

指定更生保護施設との連携

福祉の支援を必要とする矯正施設退所者のために、指定された57の更生保護施設へ福祉の専門職が配置されました。この指定更生保護施設を積極的に活用することで効果的な支援が提供できます。

- シェルター機能としての「更生緊急保護」の活用
- 法務から福祉へのソフトランディング期間により地域生活への不安を軽減
- 更生緊急保護期間を活用し、受入先事業所へのバックアップ体制の確立

指定更生保護施設設置までの流れ

平成18年9月に全国の更生保護施設101か所を退所した479人を調査した厚生労働科学研究班（田島班）によれば、知的障がいとされる「知能指数69以下」は91人（19.0%）、自立退所した54人中で福祉施設が移行先だった者は1人でした。（厚生労働科学研究報告書『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』）

この調査結果を踏まえ、退所後の「受け皿」にあたる更生保護の分野でも改革が進められました。

社会福祉法人等の更生保護事業への参加が行われると共に、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者を保護する指定更生保護施設」に指定された全国71の更生保護施設へ福祉の専門職が配置されました。

総合施設としての指定更生保護施設の2つの役割



指定更生保護施設

更生保護施設は「障がい者」や「年齢」という枠に捉われないことなく利用が可能な総合施設としての役割を持っています。

① シェルター機能

福祉の手立てが整わない等の理由により、刑期終了日と受入先事業所への入所日に「タイムラグ」が生じることがあります。特に満期出所の受刑者にとっては、退所後すぐの居住先の整備は急務となります。こういった「更生緊急保護」の対象となる方のシェルターとして活用できます。

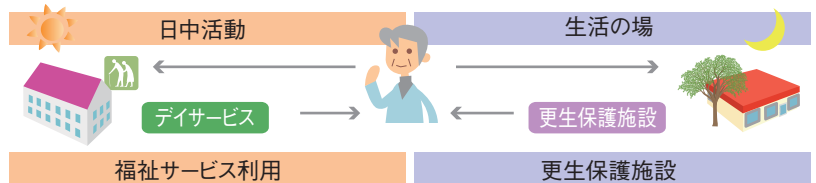
② 「法務」から「福祉」へのソフトランディングを行う中間施設

福祉の専門職が配置されたことで、これまで不足していた福祉的な支援が可能になりました。配置された専門職が、「福祉」の観点で時間をかけたアセスメントを行い、受入先事業所に、本人の素顔に近づいた詳細な個人情報を提示することが可能になりました。また、「福祉の支援ニーズ」が明らかになった場合にも、福祉の社会資源へ結びつきやすくなりました。

「保護」と「福祉」の連携体制

福祉への円滑な移行には、更生保護施設で生活しながら、日中は帰住先に合わせた福祉サービスを利用するという「法務」と「福祉」の連携体制（パッケージ支援）が有効です。利用者本人にとっては、移行先に合わせた福祉事業所の「体験利用（実習）」が出来ることで、福祉サービス利用にあたっての不安の軽減につながります。

- 生活は「法務」の制度、日中は「福祉」の制度を利用



更生緊急保護期間を利用したバックアップ体制

更生緊急保護の対象者で、受入先事業所で問題行動が発生し、6か月の更生緊急保護の期間内に更生保護施設に引き上げて再アセスメントを行った事例がありました。

受入先事業所の不安を解消するバックアップ体制として有効になります。

- 更生緊急保護期間を利用して再アセスメントを行った事例



自立準備ホームとの連携

自立準備ホーム

- ◇ あらかじめ保護観察所に登録された NPO 法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして、自立を促します。
- ◇ 施設の形態はさまざまで、社会福祉施設のように集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合があります。いずれの場合もホームの職員が毎日生活指導などを行います。
- ◇ 居室は共同又は個室です（施設や住居により異なります）。

費用

- * あなたが十分なお金を持っていない場合には、自立の準備ができるよう、宿泊費用は国が負担します。そのため、仕事で得た賃金の多くを自立資金に当てることができます。
- * 食事に要する費用は、あなたの収入の状況に応じて、無料で支給する場合があります。

規則

- * 施設の規則（門限、禁酒、掃除当番など）に従って生活し、仕事や貯金をして自立を目指してもらいます。職員の指導や助言を受けながら、自立に向けた準備を進めます。
- * 規則を守れない人は入所できません。

生活指導など

- * 自立に向けた日々の生活指導などのほか、全体集会やいろいろな講習が行われる施設もあります。例えば、飲酒による害や薬物を使用することによる害に関する教育や、社会適応のための訓練など、安定した社会生活を送る上で必要な知識や能力を身に付けてもらうものです。

Q 1 「自立準備ホーム」という言葉を初めて聞きましたが、更生保護施設とは具体的に何が違うのですか。

自立準備ホームは、あらかじめ保護観察所に登録された NPO 法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行うもので、施設や居室もさまざまな形があります。

しかし、施設や団体ごとに生活を送る上でのルールが決められていて、ホームの職員が生活指導や助言を行うところは更生保護施設と変わりません。

Q 2 更生保護施設と自立準備ホームのどちらに入るか選べますか。

選ぶことはできません。

居室数が多い更生保護施設への入所が中心となりますが、保護観察所が、あなたや受入れ側の状況などを総合的に判断して、施設や居室を決定します。もちろん、施設の入所状況などによっては入所できない場合もあります。

Q 3 事前に、自分が入ることになる施設がどんなところなのか知ることは可能ですか。

実際に帰る施設が決定したら、必要に応じて施設の概要などをお伝えすることができます。

Q 4 施設で生活できる期間はどのくらいですか。

個人ごとに保護観察所が決定しますが、平均して 2～3 か月程度です。決められた期間内に、早く仕事を見付けるなどして、自立に向けた準備をすることになります。また、入所できる期間の上限は、法律で決まっていますので、その期間を過ぎると入所できません。

詳しくは、保護観察所にお尋ねください。

Q 5 施設で規則を守らなかったらどうなりますか。

その施設から退所を求められることとなります。違反の内容によっては、仮釈放などが取り消される場合もあります。

Q 6 施設に入所中はどのようなことを心掛けて生活すればよいでしょうか。

規則を守り、早く仕事につき、生活を安定させるなど自立に向けた着実な生活をしてください。施設で生活できる期間は限られていますので、この間に、自立に向けてしっかりと計画を立て、今度こそ失敗しない生活を送るという強い気持ちを持つこと、そして実際に行動に移すということが必要です。

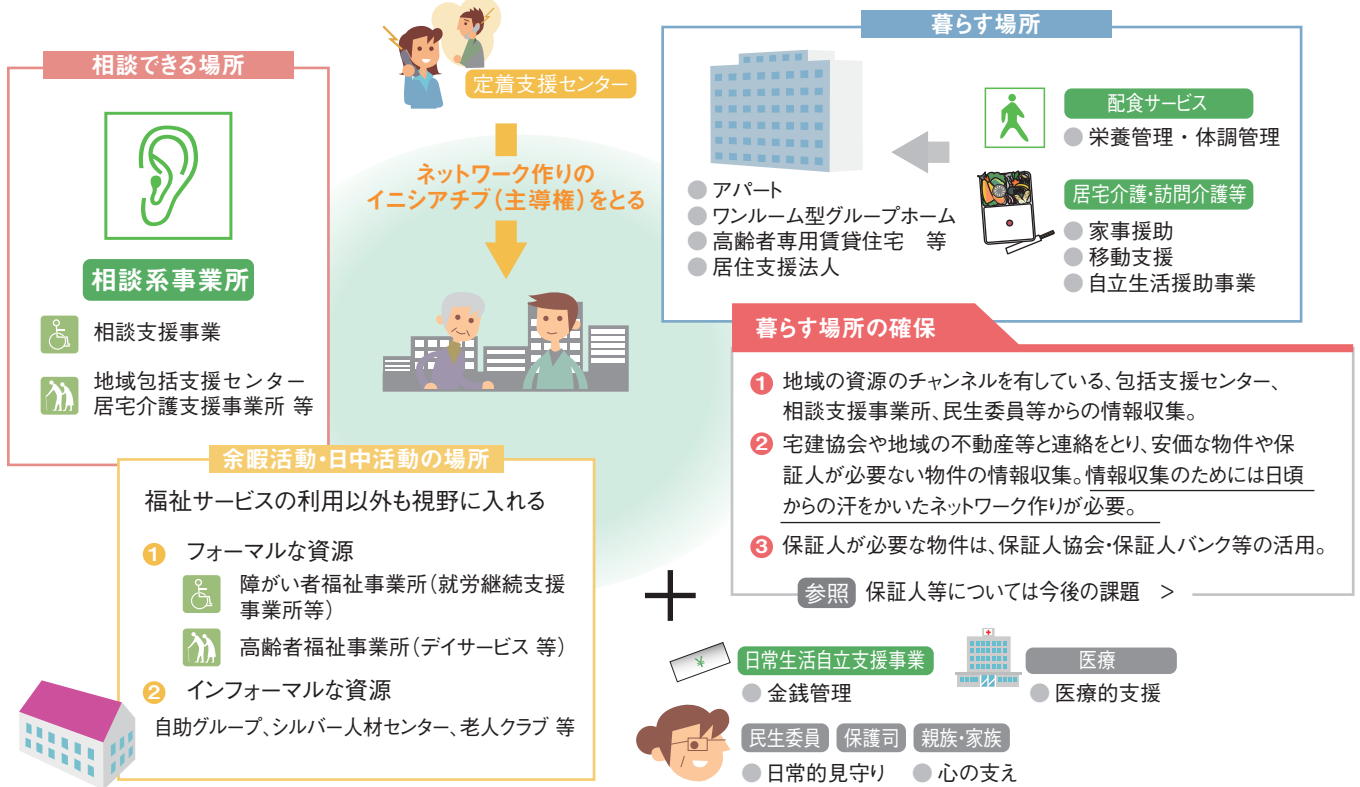
効果的な支援のあり方について

単身生活の支援体制

支援の対象者には、長年のホームレス生活や、精神障がい・発達障がいという障がい特性によって、集団での生活になじめない方が多くいます。このような方にはアパート等での単身型の生活も有効です。

- 単身生活はフォーマル・インフォーマルな地域資源のネットワークによって支える
- 「居場所（「暮らす場所」「日中活動の場所」「相談する場所」）」を確保することで地域からの「孤立」を防ぐ

● 単身生活に必要な3つの「居場所」



ニーズが高い単身生活

長年のホームレス生活や、精神障がい・発達障がい等の障がい特性によって、グループホーム等の関係性の濃い集団生活ではなく、単身生活を望まれる方が多いです。

平成23年に全定協が実施した調査では、定着支援センターの支援者では23.8%、指定更生保護施設の入所者では44.2%が、アパート等の単身生活に移行しています（全定協アンケート調査）。

ただし、単身生活とは、支援を切るものではありません。対象者は地域で自立した生活をするためには、様々な「障がい」を抱えています。

単身生活を支えるネットワークを作ることが定着支援センターの役割になります。

単身生活に必要な3つの居場所

その際にポイントとなるのが、地域からの「孤立」を防ぐための「居場所」をつくることです。それが「暮らす場所」「余暇活動・日中活動の場所」「相談できる場所」の3つです。

「相談できる場所」は、単身生活を送る上での地域の窓口となり、ネットワーク全体の支援の「軸」となります。

対象者には、暇をもてあましギャングルに溺れてしまったり、反社会的行為に至ってしまった事例も少なくありません。こうしたことを防ぐために、日常的に利用できる「余暇活動・日中活動の場所」の確保が必要になります。

フォーマル・インフォーマルな資源でネットワークをつくる

地域での単身型生活を支える上では、3つの「居場所」の隙間を埋めるための「資源」が必要不可欠です。

具体的には、浪費癖により金銭管理が難しい方には「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」を活用したり、アディクション（依存症）に対しては「自助グループ」の活用や、介護保険の対象とならないような方には「シルバー人材センター」等の活用といったフォーマル・インフォーマルな「資源」をバリエーション豊富に組み合わせ、ネットワークを「点」から「面」へと展開させていかなければなりません。

そのためにも、定着支援センターや相談系事業所の支援の「軸」となる機関が、イニシアチブ（主導権）をとってネットワークを作っていく必要があります。

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

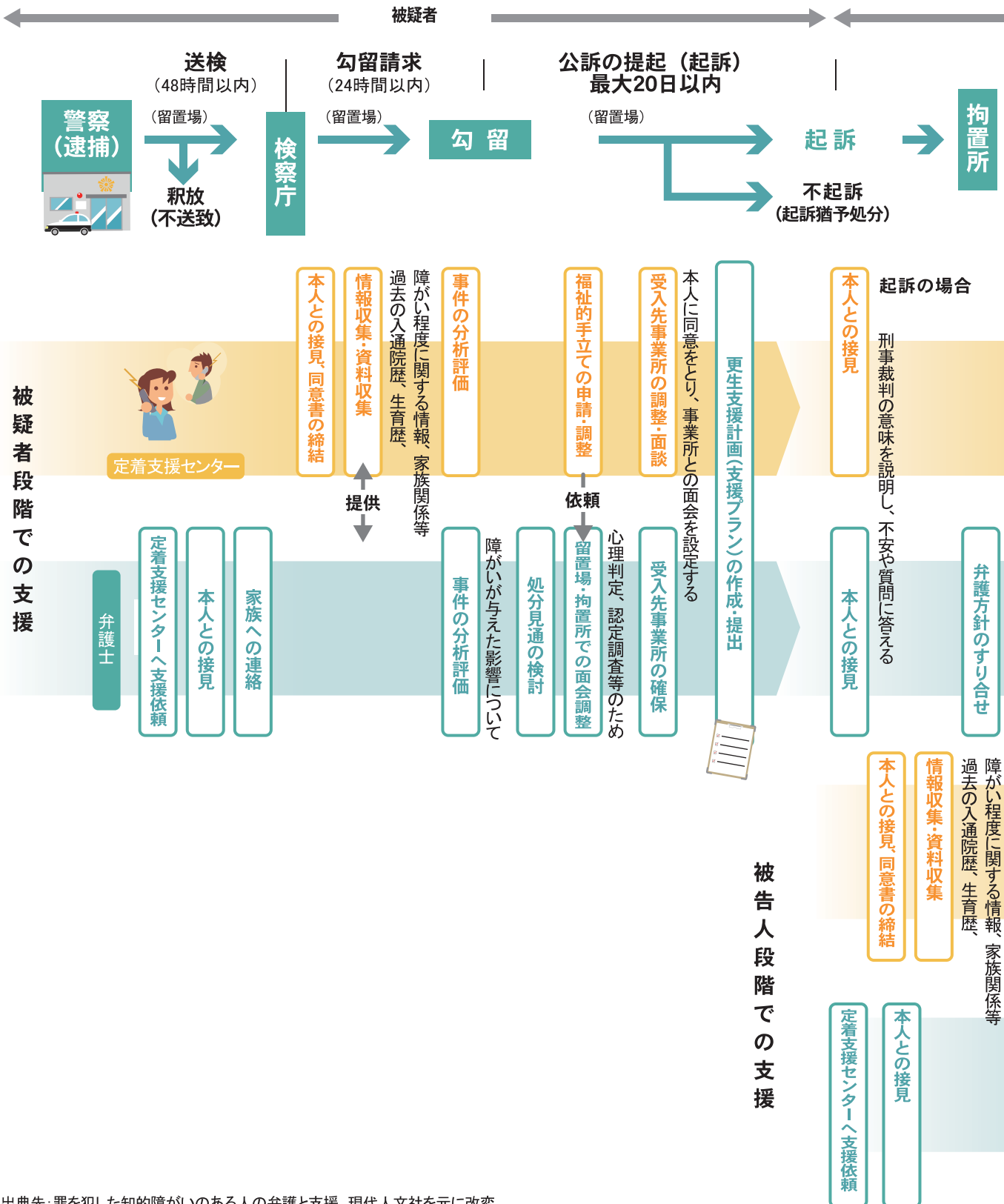


効果的な支援のあり方について

被疑者・被告人への支援について(概要)

警察・検察に勾留されている「被疑者」、裁判中の「被告人」から相談が寄せられることがあります。弁護士と連携しながら支援を行います。

- 被疑者・被告人の支援にあたっては、①取り調べ・裁判の為の支援と②福祉的支援体制の構築が中心になる
- 弁護士を中心に支援チームを構築し支援にあたる
- 情状弁護においては福祉的支援体制を確立し「更生支援計画」を軸に適正な刑罰を訴える



出典先: 罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援、現代人文社を元に改変

「被疑者・被告人」の支援の方向性

「被疑者・被告人」の支援においては、①取り調べ、裁判が適切に行われるための支援(冤罪防止、法的手続きの説明)と、②再犯防止のための福祉的支援体制(社会内訓練等による更生支援)を構築することが中心になります。

弁護士との支援チームの構築

「被疑者・被告人」となった者については、刑事手続が大きく関わってくるため、弁護士を中心とした支援チームを構築し支援にあたります。

- 定着支援センター
- 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士(「更生支援計画」の作成)
- 弁護士
- 受入先福祉事業所 職員
- 行政(障害福祉担当部署、生活保護担当部署、保健所等)
- 知的障がい者の場合は知的障害者更生相談所等の判定・相談機関、発達障がい者の場合は発達障がい者支援センター
- 必要に応じて医師(精神科医)等

効果的な支援のあり方について

「更生支援計画」による情状弁護

刑事裁判においては、①起訴事実が間違いないか、②適正な量刑・処分のあり方が争われます。

起訴事実が間違いない場合、裁判ではどのような刑罰を与えるかが争われます。その判断材料となるのが「情状事実」です。「情状事実」は、犯行の手口、被害状況等の犯罪そのものに関する事情(犯情)と、被害弁償、反省状況、家族・監督者の有無、及び再犯の可能性等(一般情状)に分かれます。

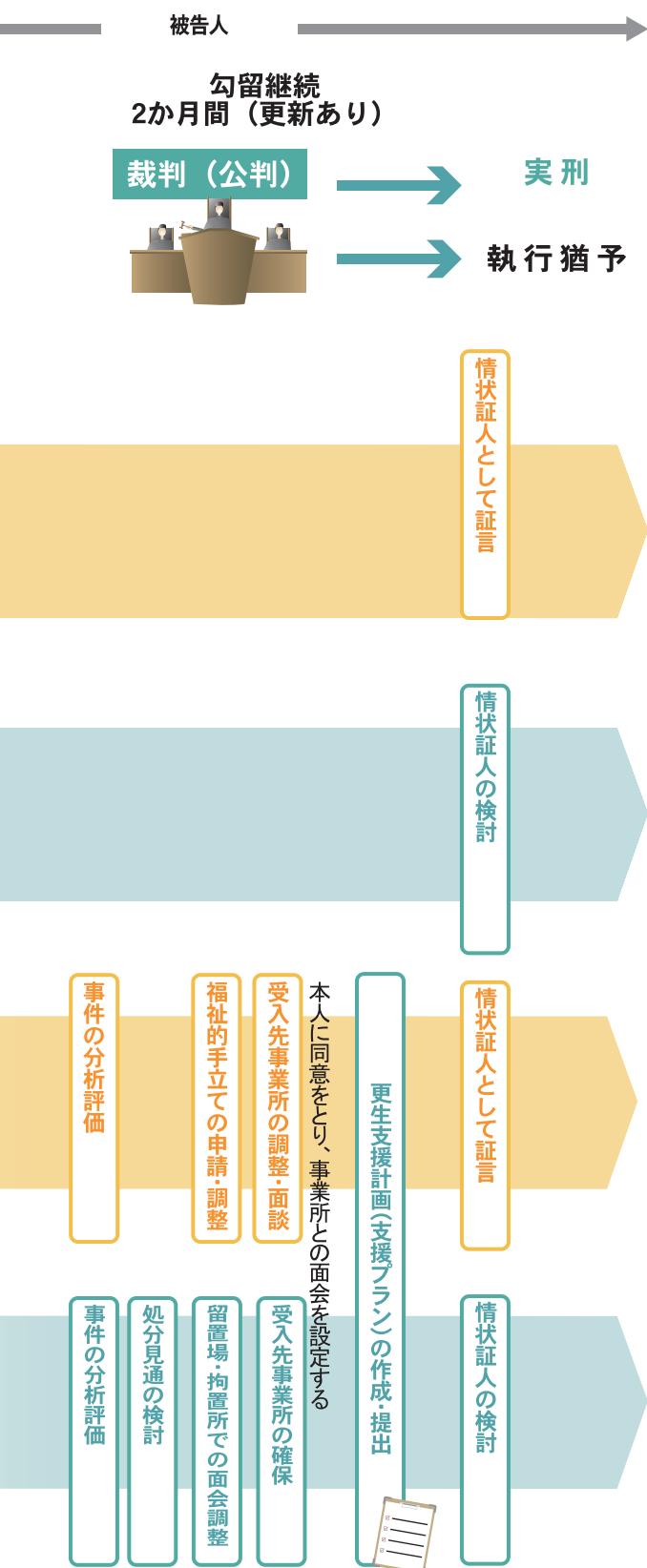
知的・発達障がい者はその特性から、単なる懲役刑では反省を促させたり、順法精神を身につけさせ、再犯を防ぐ効果が薄いことが指摘されています。「被疑者・被告人」の支援においては、本人の特性に応じた再犯防止の福祉的支援体制を確立し、これを「情状事実(一般情状)」として本人にとって適正な刑罰を訴えることとなります。

その中心となるのが「更生支援計画」ならびに実際に支援する者の存在です。

「更生支援計画」では、事件に至った背景について情報を収集し、事件を起こした問題・課題点を分析(アセスメント)した上で、それを防ぐための福祉の手立てについて検討します。障害者総合支援法や介護保険のサービスを利用する場合は、ケアプランや個別支援計画がこれにあたる場合もあります。作成した「更生支援計画」は本人の了解を得た上で裁判所に提出します。

また、量刑決定にあたっては、不起訴あるいは実刑を免れた場合(執行猶予)に、実際に支援を行う者の有無も重要になります。弁護士と連携をして受入先事業所の調整を行います。裁判では受入先事業所あるいは「更生支援計画」の作成者が情状証人となって出廷することもあります。

起訴される前の「被疑者」段階においても、「更生支援計画」等の提出により起訴を回避するという支援も可能です。しかし、逮捕後23日以内に「更生支援計画」を作成し、受入先事業所を調整しないといけないという時間的な制約が大きいです。



資 料 集

地域生活定着支援センターガイドブック 令和2年版

用語集	114
-----------	-----

関係書類・書式

地域生活定着促進事業実施要領	124
地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針	126
特別調整協力等依頼書	131
福祉サービス等調整計画通知書	132
支援業務協力依頼書	133
支援業務協力結果通知書	134
特別調整協力結果通知書	135
刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との 連携の確保について	136
フェイスシート（簡易版） <small>参考資料</small>	139
フェイスシート（中間施設・福祉事業所用） <small>参考資料</small>	140
フェイスシート（詳細版） <small>参考資料</small>	146
福祉サービス等調整計画通知書 <small>参考資料</small>	155
移行計画書（導入期） <small>参考資料</small>	156
意見書（地域生活移行個別支援特別加算） <small>参考資料</small>	160
福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書 <small>参考資料</small>	161

社会資源一覧

全国地域生活定着支援センター	163
矯正管区	164
刑務所・少年刑務所	164
少年院	166
少年鑑別所	167
保護観察所・地方更生保護委員会	168
更生保護施設	169

注）本資料集は一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会が独自に作成したものです。

- ※ 設置数は支所・分所を含む。
- ※ 法律用語を除いて「障がい」「障がい者」で統一。

【 あ 】

言渡しの日 事件を起こした者が、裁判で判決を言い渡された日のこと。

委託保護 更生保護施設が保護観察所長の委託に基づき保護を行うこと。

一般刑法犯 → 「**刑法犯**」

一般遵守事項(いっばんじゅんしゅじこう) すべての保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。一般遵守事項・特別遵守事項に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

参考 特別遵守事項

一般調整 特別調整でない従来の生活環境調整制度のこと。

参考 特別調整

医療刑務所 身体・精神上の疾病や障がいがある受刑者を収容する施設。薬物やアルコールの依存症も対象となる。身体・精神疾患等の者を収容する施設として東京都八王子市・大阪府堺市に、精神疾患等の者を収容する施設として愛知県岡崎市・福岡県北九州市の、全国に4か所に設置されている(平成21年4月現在)。

医療少年院 家庭裁判所によって心身に著しい故障があると

審判された、おおむね14歳以上の罪を犯した少年を収容する施設。満26歳まで収容できる。

全国に2か所設置されている。(平成21年4月現在)

医療保護入院 精神保健福祉法33条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

精神障がい者で、医療及び保護のために入院を要すると精神保健指定医によって診断された場合、精神科病院の管理者が本人の同意がなくても、保護者または扶養義務者の同意により、入院(4週間限定)させることができる制度。

参考 措置入院

引致(いんち) 一般的には、身体の自由を拘束した者を一定の場所又は一定のところへ強制的に連行することをいう。保護観察所における引致は、保護観察対象者に遵守事項を遵守しなかったことを疑うに足りる十分な理由がある場合等に仮釈放の取消しの申出等の前提として、所要の調査をするため、保護観察対象者を強制的に保護観察所等一定の場所に連行する必要がある場合にとられることが多い。

恩赦(おんしゃ) 行政権によって、国の刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、または裁判の効力を変更もしくは消滅させる制度であり、大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の5種類がある。

【 か 】

確定の日 判決内容が確定する日。通常は言渡しの日から15日目であり、判決内容に不服がある場合、言渡しの日から確定の日までの15日間であれば上訴できる。

家庭裁判所調査官 → 「**少年審判**」

仮釈放制度 受刑者を刑期満了前に釈放し、円滑な社会復帰を促進すること等を目的とする制度。①有期刑3分の1、無期刑10年を経過していること、②改悛の状があることが要件となっており、「引受人」「帰住地」があることも重要な考慮要素となる。

参考 満期釈放

科料(かりょう・とがりょう) 財産刑(財産の剥奪を内容とする刑罰)の一種。金額は1,000円以上1万円未満であり、刑罰の中で最も軽い。科料を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

参考 労役場

観護措置 観護措置は、家庭裁判所が調査・審判を行うために、少年の心情の安定を図りながら、その身柄を保全するための措置である(少年法第17条第1項)。観護措置には、家

庭裁判所調査官の観護に付する措置と、少年鑑別所に送致する措置とがある。

参考 少年審判、審判、保護処分

帰住予定地(帰住地) 刑務所等を退所した後、本人が帰ろうとしている場所のこと。

起訴(公訴の提起) きそ(こうそのていき) 検察官が裁判所に対して、被疑者が犯人だとして刑事裁判を求めること。「公訴の提起」ともいう。裁判にかけることを「起訴」、かけないことを「不起訴」という。起訴によって対象者が「被疑者」から「被告人」に変わる。

起訴猶予 不起訴処分の一つ。起訴に十分な客観的な証拠があり、起訴する条件がそろっていても、被疑者の性格・年齢・境遇・情状等を考慮して、検察官の裁量で起訴しないこと。

参考 不起訴

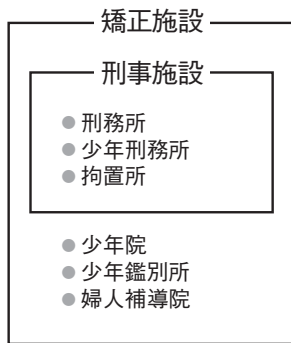
逆送(ぎやくそう) 少年の事件は基本的に家庭裁判所にて審判が行われるが、死刑、懲役、禁錮に当たる事件で、同所の審判により、事件の性質や情状から保護処分には適さず、成人と同じような刑事処分が適当と判断した場合に、検察官に

送致されること。「検察官送致」とも呼ばれる。送致された少年は成人と同じように公開の法廷で裁判が行われる。平成12年の少年法の改正により16歳未満の少年でも逆送して刑事処分の対象となることが可能となった。

矯正管区(きょうせいかんく) 矯正施設の適切な管理、運営を図るために設けられた法務省の地方支分部局。札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8矯正管区が設置されている。

矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

図1 矯正施設・刑事施設の範囲



参考 刑事施設、刑事収容施設

協力雇用主 犯罪や非行歴のある人を積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者。全国に8,471の協力雇用主がいる(平成22年2月1日現在)。

禁錮(きんこ) 自由刑(施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰)の一種。懲役と違い義務としての刑務作業は科されない。ただし、本人の申出によって刑務作業につくことは認められており、禁錮受刑者のほとんどが就業している。懲役と同様に「有期禁錮」と「無期禁錮」がある。過失犯に科される傾向が多い。

虞犯少年(ぐはんしょうねん) 20歳未満で、まだ罪を犯していないが、保護者の正当な監督に従わない等の不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある者。

参考 触法少年、犯罪少年

刑期起算日 刑期計算上の初日のこと。

拘禁中の者については、裁判の確定の日。上訴の放棄または取下げによって裁判が確定する時は、その申立書または取下書を所長又は代理者に提出した日。拘禁されていなかった者については、拘禁された日。

刑事裁判 刑事事件について、被疑者を検察官が起訴することによって始まり、起訴状に書かれた事実を証拠に基づいて判断し、被告人を有罪と認めるときは、どのような刑罰を科するのが適当かを審理する手続き。

参考 民事裁判

刑事施設 刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。現在、全国に77か所設置されており、うち少年刑務所、拘置所はそれぞれ7か所、8か所ある(平成21年4月現在)。

参考 矯正施設、刑事収容施設

刑事収容施設 刑事施設、都道府県警察に設置される留置施設、海上保安留置施設の総称。

参考 矯正施設、刑事施設

刑事収容施設法 正式には「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」。

平成17年に制定された刑事収容施設の管理運営及び被収容者の処遇等について規定した法律。それまで刑務所における受刑者は、明治41年に制定された「監獄法」に基づいて処遇されていたが、被収容者の権利保障や受刑者処遇の原則や内容が不十分な点等の理由から、今日的な刑罰とはそぐわないものとなっていた。平成15年に設置された「行刑改革会議」の提言が契機となり制定へ結びついた。

特徴としては①刑事施設の管理運営の透明化、②受刑者の権利義務、職員の権限の明確化、③受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るための矯正処遇の内容等を明確に示したこと等がある。特に受刑者処遇の目的として社会復帰を原則とすることが明示されたことで、「作業」のみを義務づけていた処遇から、改善指導等の教育的な処遇の充実が図られるようになった。

継続保護事業 更生保護事業の一つ。保護を必要とする者を更生保護施設に収容して、宿所および食事の供与、社会生活に適應させるために必要な生活指導等を行うこと。

刑罰 犯罪を行った者に対して法律上科せられる制裁。日本では刑の重い方から、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料がある。

刑法犯 刑法及び次の法律(特別法)に規定する罪を犯した者。

- ①爆発物取締罰則、②決闘罪ニ関スル件、③印紙犯罪処罰法、④暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律、⑤盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、⑥航空機の強取等の処罰に関する法律、⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律、⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

「一般刑法犯」とは、刑法犯全体から交通事故の場合の自動車運転過失致死傷等を除いた者。これらは過失犯であり量的にも多く数の変動があるため、全体の傾向を正確に知るために使用される。「特別法犯」とは刑法犯以外の特別法上の罪を犯した者。

刑名 死刑・懲役・禁錮・拘留・罰金・科料等の刑罰の名称。

参考 罪名

経理作業 刑事施設で受刑者に課される刑務作業の一つであり、刑事施設を自営していく上で必要な炊事(受刑者等に食べさせる食事を作る係)、洗濯、清掃等の作業を指す。刑事施設内において、ある程度の作業成績や受刑態度、能力を認められた受刑者に対し、これらの作業を行わせることが多い。

検挙 犯罪について被疑者を特定し、送致・送付又は微罪処

分に必要の捜査を遂げることをいう。逮捕と違い身柄の拘束は伴わない。

参考 逮捕

検挙件数 認知された事件の被疑者が判明し、検察庁へ送致された件数。警察による事件解明を示す指標となる。

原告 民事訴訟（行政訴訟も含まれる場合もある）を提起した側の当事者のこと。対義語は「被告」。

参考 被告人

抗告(こうこく) → 「裁判のしくみ」

更生保護 罪を犯した者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように、改善更生を行うこと。保護観察、更生緊急保護、仮釈放、仮退院等の対象者への措置及び諸活動を指す。

社会内において様々な関係者、社会資源等と連携して処遇されることから、「社会内処遇」とも言われる。地方更生保護委員会・保護観察所の公的機関のみではなく、実質的な活動を担う更生保護法人及び保護司の民間関係者、あるいはBBS会・更生保護女性会の民間ボランティアが協力した、「官民共働」による活動が大きな特徴である。

更生保護施設 矯正施設退所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な指導を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする施設。全国に104施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人や社会福祉法人、NPO法人等によって運営されている（平成22年10月現在）。

更生保護女性会 犯罪や非行をした人たちの立ち直り支援や、地域の犯罪・非行の予防活動、子育ての支援活動等を行う、女性のボランティア団体。全国で1,309団体、約19万人の会員がいる（平成21年4月現在）。

控訴(こうそ) → 「裁判のしくみ」

【 さ 】

在所証明書 刑務所に入所していたことを証明する証明書。住民票を更生保護施設の住所に移す際や、入所中に更新期間が切れている免許証等の更新・再発行や保険証等の支払い免除のための申請等に必要書類。

裁定(通算)(さいてい(つうさん)) 未決通算の一つ。裁判所の裁量によって未決勾留の日数全部又は一部を刑に算入することができる。裁定通算の日数は、判決の主文において明示される。

参考 法定(通算)、未決通算

拘置所(こうちしょ) 主に被疑者、被告人等の身柄を収容する施設。

参考 被疑者、被告人

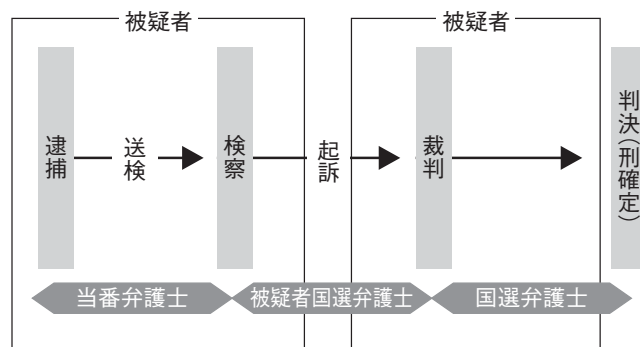
拘留(こうりゅう) 自由刑の一種。1日以上30日未満の間、刑事施設に拘置される。禁錮と同様に義務としての刑務作業は科されない。

勾留(こうりゅう) 罪を犯したことが疑われ、かつ①住居不定、②罪証隠滅のおそれ、③逃亡のおそれのいずれかの理由から、捜査を進める上で身柄の拘束が必要な場合に、検察官の請求に基づいて裁判官が勾留状を発付して行う強制処分。原則10日であり、やむを得ないときは10日（内乱罪等の場合には15日）を限度に延長できる。

国選弁護制度 被告人が貧困その他の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、被告人の正当な利益を保護するために、被告人からの請求によって国がその費用で弁護人を選任する制度。

参考 被疑者国選弁護制度、当番弁護士制度

図2 被告人国選弁護人、被疑者国選弁護人、当番弁護士の違い



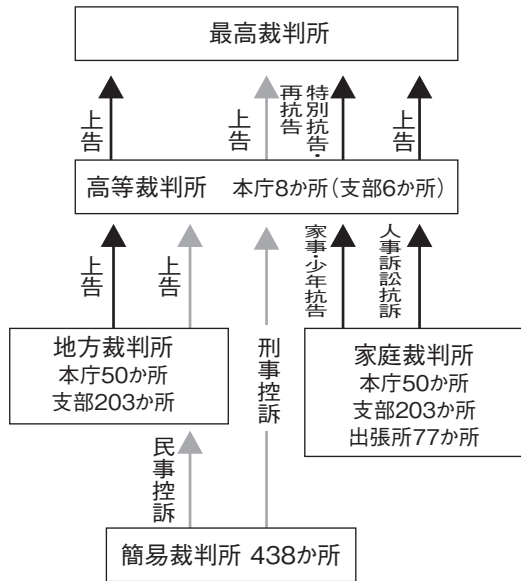
コラージュ collage 雑誌や広告・新聞等から写真や絵を切り抜き、台紙に貼って1枚の作品を作成させる美術の表現方法の一種。作成する過程で達成感を味わったり、無意識的な自己を認識する一助とする。行動観察として少年鑑別所で実施されている。

裁判の仕組み わが国では正しい裁判を実現するために、三つの審級の裁判所を設けて、当事者が望めば、原則的に3回までの反復審理を受けられる三審制を採用している。

事件の内容によって、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われる。第一審の判決に不服のある者は上級の裁判所に不服申立ができ（第二審）、第二審の判決にも不服がある者はさらに上級の裁判所に不服申立ができる（第三審）。最高裁判所は終審の裁判所であるので、その裁判は最終のものとなる。

第一審から第二審への不服申立を「控訴」（少年法では「抗告」）、第二審から第三審への不服申立を「上告」という。

図3 裁判の仕組み



再犯防止推進法 正式には「再犯の防止等の推進に関する法律」。再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

本法第5条において、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと、本法第7条第1項において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならないこと、本法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことなどが規定されている。（法務省 HP）

罪名 殺人罪・放火罪のように、犯罪の種類を表す名称。

参考 刑名

作業報奨金 刑務作業に対する報奨金。日本では賃金制は採用されておらず、平成28年度では1人平均4,320円/月になる（『平成29年版犯罪白書』）。原則として釈放され社会復帰する際に支給される。（平成29年版犯罪白書）

試験観察 少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、適当な期間、家庭裁判所調査官の観察に付すこと。「在宅の試験観察」と、民間の篤志家や施設等に住み込みながら指導を受ける「補導委託」に分かれる。

示談 犯罪により生じた財産的被害の賠償について、当事者同士で話し合うこと。損害賠償、謝罪等が受け入れられ、示談が成立している場合は、被害者が加害者を許していること（宥恕）の表れの一つとして、被告に有利な量刑となりうる。

執行猶予 裁判所が刑を宣告した場合において、刑の執行を一定期間猶予し猶予期間を無事経過した時は、その刑を免除

する制度。執行猶予中は保護観察に付することもできる。

指定居住地 矯正施設から仮釈放等になって社会復帰する者が、そこに帰って生活することを指定される場所のこと。

指定更生保護施設 「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」の指定を受けた更生保護施設のこと。特別な支援を行うために、福祉の専門職が配置されており、全国で57か所が指定を受けている（平成21年4月現在）。

指導監督 → 「保護観察」

児童養護施設 保護者がいない、虐待されている等、家庭における養育が困難で保護を必要としている子供を入所させ、その自立を支援することを目的とする施設。少年法による保護処分の一つに「児童自立支援施設等送致処分」がある。全国に569か所設置されている（平成20年10月現在）。

社会復帰促進センター → 「PFI 刑務所」

社会復帰調整官 保護観察所において心神喪失者等医療観察法の対象者の生活環境の調整及び精神保健観察に従事する者。制度発足に伴い新たに配置され、全国で98人配置されている（平成22年3月現在）。

参考 心神喪失者等医療観察法

釈放事由（しゃくほうじゅう） 仮釈放や満期釈放等、身柄拘束を解かれた理由を指す。

就業支援センター → 「自立更生促進センター構想」

終身刑 受刑者を生涯刑事施設に拘禁する刑罰。仮釈放の可能性が認められていない「無期刑」であり、わが国の現行法では存在していない。米国や豪州の一部の州、オランダ、中国等で採用されている。社会復帰がなく受刑者に絶望感を抱かせるという人道的な見地からの批判もある。

準初入（じゅんしゅにゅう） 再犯加重の要件を満たさない者のうち、入所度数が2回以上で5年間再犯をしていない者のこと。「準初〇入」と記載される。

参考 入所度数、累犯

上告（じょうこく） → 「裁判のしくみ」

常習累犯窃盗 窃盗罪・窃盗未遂罪にあたる行為を常習的にする罪。過去10年間に3回以上これらの罪で懲役刑を受けた者が、新たに罪を犯すと成立する。3年以上の有期懲役とされ、一般の窃盗罪よりも重い。

少年院 家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。平成29年4月1日現在、全国に52庁（分院6庁を含む。）が設置されている。少年の年齢や心身の状況により、第1種、第2種及び第3種の3つの種類に分けて設置されており、どの種類の少年院に送致するかは、家庭裁判所において決定される。

なお、第3種を除き、男女は別の施設を設けています。そ

のほか、刑の執行を受ける者を収容する第4種の少年院もある。

少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のあるさまざまな教育活動が行われている。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立つ。また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れている。

	年齢	心身の状況	犯罪傾向の程度
第1種少年院	おおむね12歳以上 23歳未満	著しい 障害なし	
第2種少年院	おおむね16歳以上 23歳未満		犯罪傾向が進んでいる
第3種少年院	おおむね12歳以上 26歳未満	著しい 障害あり	
第4種少年院	少年院において刑の執行を受けるもの		

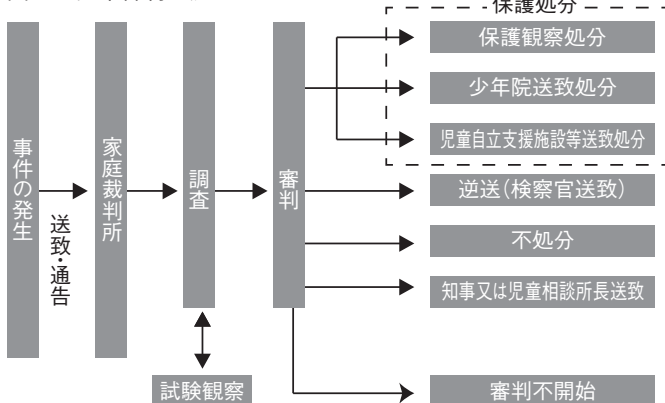
少年鑑別所(鑑別所)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設である。

少年審判 非行少年(20歳未満の男女)は、14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者(犯罪少年)、14歳未満の刑罰法令違反者(触法少年)及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(虞犯少年)とに分かれる。

すべての少年事件は一旦家庭裁判所に送られ(「家裁送致」)、更生のための処遇が決定される。担当の裁判官は心理学、社会学、教育学等の専門家である家庭裁判所調査官に命じ、少年の非行の動機や背景、家庭の問題等について調査する。必要であれば少年鑑別所における「観護措置」も実施される。家庭裁判所は家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の報告を総合し「審判」によって少年の処分(保護処分)を決定する。

図4 少年審判の流れ



参考 観護措置、審判、保護処分

処遇指標 受刑者の属性及び処遇の種類及び内容を示す指標。受刑者は刑執行開始時に、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づく処遇調査が行われ、処遇指標が指定される。

①矯正処遇の種類及び内容

種類	内容	符号	
作業	一般作業	V0	
	職業訓練	V1	
改善指導	一般改善指導	R0	
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
		暴力団離脱指導	R2
		性犯罪再犯防止指導	R3
		被害者の視点を取り入れた教育	R4
		交通安全指導	R5
		就労支援指導	R6
教科指導	補習教科指導	E1	
	特別教科指導	E2	

②受刑者の属性

属性	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt
精神上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障がい有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y

③犯罪の傾向

犯罪傾向の進捗	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

触法少年(しよくほうしょうねん) 実質的には罪をおかしているが、その行為の時14歳未満であったため、刑法上、罪を犯したことはないといわれている者。

参考 虞犯少年、犯罪少年

自立更生促進センター構想 この構想は、親族や民間の更生保護施設では受け入れ困難な刑務所退所者等に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行うことにより、これらの者の改善更生を助け、再犯を防止することを目的とする。

このうち、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するものを「自立更生促進センター」、主として農業等の職業訓練を行うものを「就業支援センター」と呼んでいる。

平成22年3月1日現在、北海道沼田町の「沼田町就業支援センター」(少年院仮退院者等の男子12名の定員)、北九州市の「北九州自立更生促進センター」(仮出所者の男子14名の定員)及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」(仮出所者及び満期出所者等の男子12名の定員)が運営を開始している。

身上調査書(しんじょうちょうさしょ) 被収容者の犯罪や非行の概要や動機、共犯者の状況、被害者の状況、生活歴、心身の状態等が記載された書類。受刑者を新しく収容した時に、施設所在地の地方更生保護委員会等に送付され、保護観察所での生活環境の調整に使用される。

心神喪失者等医療観察法 正式には「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」。

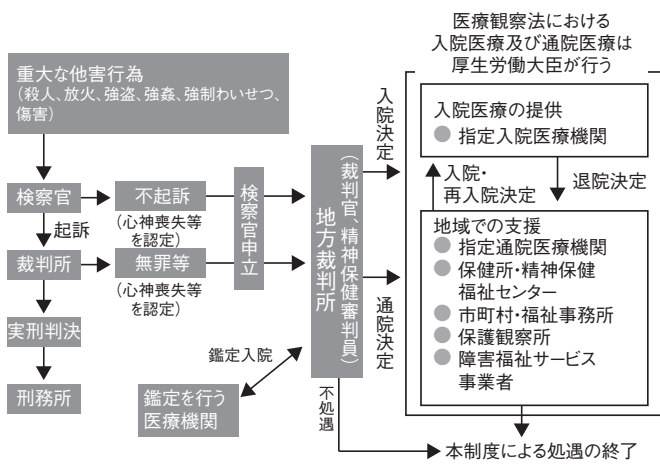
刑法39条では、善悪を判断して行動する能力がない(心神喪失)者の行為は「罰しない」、あるいはその判断能力が著しく欠けた者(心神耗弱)の者の行為は「刑を軽くする」と定めている。心神喪失者等医療観察法は、殺人、放火、強盗等の重大な他害行為を行い、心神喪失・心神耗弱を理由に無罪や不起訴等になった者の社会復帰を促進するための処遇を定めた法律。

処遇の要否や内容は裁判官と精神保健審判員(医師)の合議体が審判を行い決定する。検察官の申立てがなされると、対象者は鑑定その他医療的観察のために鑑定入院を命じられる。裁判所及び精神保健審判員は鑑定の結果や生活環境を踏まえ、入院・通院・不処遇を決定する。

入院・通院中は厚生労働大臣が指定する指定医療機関で専門的な治療を行う。入院期間は標準18か月程度、通院期間は原則3年。

裁判所は指定医療機関及び保護観察所の申立てに基づき、対象者の退院、処遇終了、再入院等を決定する。処遇終了が決定されると、同法による処遇が終了する。

図5 心神喪失者等医療観察法の流れ



審判 家庭裁判所における少年の処分を決定する手続き。調査を行い必要と認められた場合に開催が決定される。成人の裁判に相当する。原則として単独の裁判官により非公開で行

逮捕 被疑者が逃走を企てたり証拠を隠滅しそうな場合に、その身柄を拘束すること。逮捕した警察官は、逮捕後48時間以内に、被疑者の身柄を検察官に送検しなければならない。通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕、準現行犯逮捕の4種類がある。

参考 検挙

玉入れ(たまいれ) 歯ブラシの柄や消しゴム、シリコン等を球状にして、男性陰茎部の皮に爪楊枝等で穴を開け、その部

われる。審判では少年が保護を必要としているか(要保護性)が中心に審査され、少年に対する処分(保護処分)が決定される。

参考 観護措置、少年審判、保護処分

生活環境の調整 刑事施設や少年院等の矯正施設に収容されている者の社会復帰が円滑に進められるよう、釈放後の生活環境を調整すること。保護観察所によって行われる。調整事項としては釈放後の住居の確保、引受人の確保、改善更生を妨げるおそれのある生活環境からの離脱等の方策がある。調査内容は仮釈放等の審理に活用される。

生活行動指針 保護観察における指導監督を適切に行うために保護観察所の長が定めた生活や行動の指針。保護観察対象者は、生活行動指針が定められたときは、これに即して生活し、及び行動するよう努めなければならない。特別遵守事項と異なり、違反した場合でも直接不良措置に結び付かない。

参考 一般遵守事項、特別遵守事項

接見(せっけん) 被疑者・被告人が弁護人又は家族・知人等と面会すること。書類や物品の授受が認められている。しかし、逃亡または罪証隠滅のおそれがある場合には、裁判官の決定によって、弁護人以外の者の面会及び物品の授受を禁止される。

前科 以前に有罪判決や刑罰を受けたこと。一定の前科がある者が再び罪を犯した時は、前科のあることが刑の加重の要件とされたり、執行猶予を付しえない要件となる。ただし20歳未満の少年時に犯した罪は前科とはならない。前科があることによって各種の資格(権利)が制限されることがある。

送検 警察官が検察官に犯罪事件を申し送ること。検察官は捜査を行い、証拠に基づいて犯罪の可否、処罰等を考慮して事件を起訴するか不起訴にするかを決定する。逮捕後48時間以内に被疑者を捜査書類と共に送る「身柄送検」と、被疑者の逮捕・勾留が必要ない等の理由により捜査書類のみを送付する「書類送検」に分かれる。

措置入院 精神保健福祉法29条に定められている精神障がい者の入院形態の一つ。

直ちに入院させなければ、「精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」と、2名以上の精神保健指定医の診察が一致した場合、都道府県知事または政令指定都市市長の命令により、当該精神障がい者を指定病院等に入院させることができる制度。

参考 医療保護入院

【 た 】

分に上記異物を入れること。

断指(だんし) 指を切り落とすこと。反社会的集団との関与の度合いを示す指標として、矯正施設関係の書類に記載されることがある。

地方更生保護委員会 法務大臣の管理のもとに、仮釈放・仮出院の許可及び取り消し、不定期刑の終了等についての権限を有する機関。保護観察所の事務の監督にもあたる。北海道、

東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州に設置されている。

懲役 受刑者を刑事施設にとどめ一定期間刑務作業に服させる、自由刑（施設に拘禁して自由を剥奪する刑罰）の一種。刑期の定めがある「有期懲役」と、刑期の定めがない「無期懲役」がある。

当番弁護士制度 被疑者や家族等からの求めにより、初回無料で弁護士を派遣する制度。一定以上の罪で起訴された被告については国選弁護制度があるが、起訴前は自費で選任するしかなかったことから、平成4年に日本弁護士連合会によって提唱・設置された。申出を受けると各地の弁護士会から派遣された当番弁護士が接見し、権利の説明や助言を行う。初回以降の費用については日本弁護士連合会からの援助を受けることができる場合もある。

参考 国選弁護制度、被疑者国選弁護制度

特別遵守事項(とくべつじゆんしゆじこう) 個々の保護観察対象者ごとに定められる遵守事項。一般遵守事項・特別遵守事項

に違反した場合は仮釈放取消等の「不良措置」がとられる。

参考 一般遵守事項

特別調整 刑務所や少年院に入っている者のうち、帰る場所がなく、かつ高齢や障がいといった問題を抱える者について、退所後に福祉的な支援を受けることが出来るよう、各関係機関が連携して特別の手続により社会復帰のための調整を行い、その再犯を防ごうとするもの。

特別調整対象者 → 「特別調整」

特別法犯 → 「刑法犯」

特化ユニット 社会復帰促進センターに設置された精神又は身体に障がいや有する受刑者を収容する区域。認知行動療法、SST（社会生活技能訓練）、作業療法（農園芸・陶芸）等の専門的なプログラムを受けさせることで、社会適応力や身体機能を向上させ、改善更生の意欲を喚起するとともに、円滑な社会復帰を促すことを目的としている。

参考 PFI刑務所

【 な 】

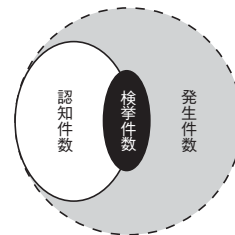
入所度数(にゅうしょどすう) 刑事施設への入所回数を示す数値。

参考 準初入、累犯

任意保護 保護観察所の委託ではなく本人からの申出に基づき、更生保護施設が任意で保護を必要とする者を収容すること。保護観察期間、更生緊急保護の期間が過ぎた者等があてはまる。委託費は支給されない。

認知件数 警察において被害の届出もしくは告訴・告発に基づき、事件の発生を確認した件数。実際に発生した犯罪・非行との間には差（暗数）が生じる。

図6 認知件数、検挙件数の範囲



認知行動療法 クライエントの感情、思考パターン（認知）、行動が相互に影響を及ぼすという考え方にに基づき、不適切な思考パターンや行動を変容させることで、治療ターゲットとなる行動（例えば犯罪行動）や感情（例えばうつや怒り）を低減させようとする治療法。

【 は 】

罰金 財産刑（財産の剥奪を内容とする刑罰）の一種。金額は1万円以上。罰金を完納することが出来ない者は労役場に留置され労役を行う。

参考 労役場

犯罪少年 罪を犯した14歳以上20歳未満の者。

参考 虞犯少年、触法少年

引受人 少年院・刑務所入所者について、退所（退院）後、身柄を引き受ける人のこと。本人と生活を共にする等して、退所（退院）後の本人の改善更生に協力する。

被疑者(ひぎしゃ) 犯罪の嫌疑を受け、捜査機関による捜査の対象とされているが、まだ検察官によって起訴されていない者。「容疑者」は俗称。

参考 被告人

被疑者国選弁護制度 国民に公正な裁判を受ける権利を保障

するため、被疑者に資力がない場合に勾留時から国費で弁護人を付けることができる制度。平成21年5月からは、窃盗等の法定刑の上限が3年を超える容疑で逮捕された被疑者についても、国選弁護を依頼できるようになった。

参考 国選弁護制度、当番弁護制度

非行名 → 「罪名」

被告人 起訴されたが、その裁判が確定していない者。刑事裁判では「被告人」が使われる。なお、民事・行政裁判では訴えを起こされた側を「被告」、訴えた側を「原告」という。

参考 原告、被疑者

微罪処分 処分の必要がないと検察官に指定された軽微な犯罪について、被疑者を送検せず、警察段階で刑事手続きを終了させること。

不起訴 ある事件において検察官が裁判所に起訴をせず刑事

手続きを終了させること。①起訴する条件が欠けている場合、②法律上罪とならない場合、③事件が罪とならぬか、罪となる条件が不十分な場合、④刑が免責されている場合、⑤起訴する条件があるものの、起訴・処罰の必要性がない場合（起訴猶予）になされる。

参考 起訴猶予

婦人補導院 売春防止法に定める売春勧誘等の罪を犯して補導処分に付された成人女子を収容する国立の施設。職業補導を主とし、更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、自立更生をめざす。収容期間は6か月。東京に1か所設置されている（平成21年4月現在）。

参考 補導処分

不定期刑 刑期を定めず、その執行状況に応じて刑期を満了させるもの。わが国では刑事処分の対象となった少年に、懲役や禁錮という処罰を科す場合にのみ採用されている。具体的には刑期の上限と下限のみを決めて宣告し、受刑者の改善具合をみて決定するもので、少年の教育的保護を目的としている少年法の精神に基づき採用されている。

不良措置（ふりょうそち） → 「一般遵守事項」

文身（ぶんしん） 入れ墨、または入れ墨を入れること。

法定期間の末日 ほうていきかんのまつじつ 仮釈放の要件となる期間が経過する日。具体的には以下の日をさす。

有期刑：執行すべき刑期の3分の1の期間を経過する日

無期刑：10年を経過する日

少年の時裁判の言渡しを受けた者の特例：

不定期刑：短期の3分の1の期間を経過する日

10年以上の有期刑：3年を経過する日

無期刑：7年を経過する日

ただし、少年法の規定により犯罪を行ったとき18歳未満であったため死刑から無期刑に緩和された者については、10年を経過する日

法定(通算)（ほうてい(つうさん)） 未決通算の一つ。法律上必ず行わなければならない未決通算で、刑事訴訟法により、判決言渡し後から上訴の提起期間中の未決勾留の日数等、通算すべき日数が定められている。

参考 裁定(通算)、未決通算

保護観察 犯罪者や少年の改善更生と社会復帰を目的として、社会の中でふつうの生活を営ませつつ、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと。

保護観察は「指導監督」と「補導援護」の実施形態で行われる。「指導監督」は面接等により保護観察に付されている者の行状の把握と共に、所定の遵守事項を守るように指導を行う。「補導援護」は更生に必要な教養、医療、保養、宿泊、宿所、職業等を得るよう援助し、家庭環境調整のためのアドバイスを行う。

号種	保護観察対象者	保護観察期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

保護観察官 保護観察所に配置されている、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更生保護及び犯罪予防に関する事務に当たる国家公務員。

保護観察所 法務大臣のもとに各地方裁判所の所在地ごとに設置される機関。保護観察の実施のほか、犯罪予防のための世論の啓発指導、地方住民の活動の助長等を行う。保護観察官が置かれ、保護司の協力を得て活動する。全国に53か所設置されている（平成21年4月現在）。

保護司 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。法務大臣から委嘱を受け、非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護観察官と協働して、保護観察、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行うほか、関係機関団体と連携して犯罪予防活動を行っている。全国で約49,000人が委嘱されている。

保護上移送（ほごじょういそう） 収容されている刑事施設が本人の帰住地から遠隔であり、身体または精神に障がいがある等の理由で、本人が独力で帰住することが困難であると認められる場合等に釈放前に本人の帰住地の近隣の刑事施設へ移送すること。刑期内に、定着以外の機関同士で移送する事。

保護処分 家庭裁判所が非行少年に対して行う少年法上の処分。

少年法においては、少年は成人と比べると人格的に発達途上にあるため、改善更生の可能性（可塑性）を有していること、また環境からの影響を大きく受けるため、本人の責任に帰すべきものが小さいことから、犯罪の事実に対する刑罰よりも、少年の成長発達に対する援助が重視されている（保護主義）。「保護処分」とは、このような観点から行われる、少年の非行性を除去し、犯罪の危険性から少年を保護することを目的とした、福祉的・教育的な措置処分であり、刑罰ではない。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致の3種類がある。なお場合によっては成年と同じ様に刑事処分を受ける場合がある。

参考 少年審判、保護観察

保釈 退所後の住居の制限等の条件の下に、勾留中の被告人の身柄を釈放すること。被告人にのみ行われ、起訴する前の被疑者段階では認められていない。保釈時には一定額の保釈保証金を納付し、理由なく裁判所の出頭に応じない場合や付された条件を守らなかった場合には没取される。

参考 勾留、被告人

補導委託 → 「試験観察」

補導援護 → 「保護観察」

補導処分 成人売春者に対する更生のための処分。刑が執行

猶予になった場合に限り、婦人補導院に収容し更生に必要な指導が行われる。

【参考】 婦人補導院

【 ま 】

満期釈放 拘禁すべき期間の満了により身柄の拘束を解く処分。主に、懲役刑・禁錮刑の刑期終了により釈放される場合を指す。受刑者の場合、刑期満了日の翌日の午前中に釈放すべきとされている。

【参考】 仮釈放制度

未決拘禁者(みけつこうきんしゃ) 逮捕され、裁判が確定するまでの間、逃亡や証拠隠滅のおそれがあるとして、身体を拘束されている被疑者・被告人のこと。拘置所や警察署内の留置施設等に収容される。

【参考】 拘置所、留置施設

未決通算(みけつづうさん) 勾留によって拘禁された日数を刑

に算入すること、又は算入される日数をいう。算入された日数について、刑期から控除される。「法定通算」と「裁定通算」がある。

【参考】 裁定(通算)、法定(通算)

民事裁判 私人(法人も含む)の間に生じた紛争を裁判によって法律的に解決するための手続き。

【参考】 刑事裁判

無期徒刑 刑期を定めずに刑事施設に拘禁する刑罰。無期懲役と無期禁錮がある。無期懲役・無期禁錮いずれの受刑者も、執行刑期10年経過後に本人の改悛の状がある時に、仮釈放が認められる。

【 や 】

有印私文書偽造(同行使)(ゆういんしぶんしょぎぞう(どうこうし)) 他人の印鑑や署名を使って文書を偽造し、カードや通帳を作る等して金品を騙し取る犯罪。交通違反等で他人の名前を申告しても同罪に当たる。

【 ら 】

略式手続き 50万円以下の罰金または科料にあたる罪について、簡易裁判所が公判を開くことなく刑事手続きを行う簡略化された裁判の手続き。

留置施設(りゅうちせつ) 都道府県の警察署内に設置され、警察に逮捕された被疑者を収容する施設。勾留された者についても収容される場合がある。留置場、留置所ともいう。

領置(りょうち) 刑事施設が被収容者の占有する物品及び現金を保管すること。領置された物品及び現金は被収容者が釈放される際に引き渡される。

累犯(るいはん) 犯罪を反復累行すること。刑法上、懲役に処せられた者が、その刑の執行を終わり、又は執行を免除された日から5年以内の再犯に対し、刑の加重をすることとしている。入所度数では「累〇入」と記載される。

【参考】 準初入、入所度数

労役場(ろうえきじょう) 罰金または科料を完納することが出来ない者を留置して労役を課す場所。刑事施設に附置される。

【参考】 科料、罰金

【 英 数 字 】

BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会 非行少年に対して「兄」や「姉」の立場に立って、非行防止・健全育成を援助する青年ボランティア団体。全国に約495の地区会があり、約4,300人の会員がいる(平成21年4月現在)。

CAPAS (Correctional Association Psychological Assessment Series) 能力検査 成人受刑者の作業能力や学力を測定するために財団法人矯正協会によって開発された検査。検査は集団で実施される主に作業適正や思考判断能力を測定する能力検査と、個別に実施される基礎学力を測定する能力検査に分かれる。刑事施設に入所した者の処置を決定する際にCAPAS能力検査の結果が参考にされる。知能指数との比較では、「IQ相当値」が使用される。

PFI (Private Finance Initiative) 刑務所 PFIとは、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の建築・維持管理、運営等を行う公共事業の手法。矯正事業では、「美祢社会復帰促進センター(山口県)」、「島根あさひ社会復帰促進センター(島根県)」、「播磨社会復帰促進センター(兵庫県)」、「喜連川社会復帰促進センター(栃木県)」がPFI事業を用いて運営されている(平成21年4月現在)。

SST (Social Skill Training : 社会生活技能訓練) 障がい者を生活者として捉え、個人の持ち味や長所に焦点をあて、本人自身がストレス状況に対処できる技能を身に付けるための体系的・構造的プログラム。本人のストレス状況を再現し、それを支援者と共に検証。検証した結果、本人がストレス状況を解決するためにできる行動をロールプレイにて訓練する。

1号観察 → 「保護観察」

2号観察 → 「保護観察」

26条通報 精神保健福祉法第26条に定められた、精神障がい者又はその疑いのある者を収容あるいは退所（退院）させようとする時に、矯正施設長が本人の居住地、釈放・退所年月日等を都道府県知事に通報させるように定めたもの。都道府県知事等は通報に基づき調査の上、必要があると認め

る時は、精神保健指定医に診察させ、自傷他害のため指定病院等に強制入院が必要であると認めた時は、措置入院を行うことができる。

参考 措置入院

3号観察 → 「保護観察」

4号観察 → 「保護観察」

地域生活定着促進事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、その結果として、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）に十分留意されたい。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業務

ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務

エ 上記の業務を円滑かつ効果的に実施するための業務

センターは、(ア) 矯正施設や保護観察所、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、(イ) 当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は6名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

- (1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者。
- (2) その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

対象者の個人情報保護の徹底

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針

第1 総則

1 趣旨

本指針は、地域生活定着支援事業により各都道府県に設置される地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の事業及び運営についての基本的事項を定め、もって、その円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

本指針において使用する用語は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 矯正施設：刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。
- (2) 入所者等：懲役若しくは禁錮の刑の執行のため、刑務所、少年刑務所若しくは拘置所に入所している者又は保護処分のため少年院に入院している者をいう。
- (3) 帰住予定地：入所者等が矯正施設退所後に帰住することが予定されている特定の住居地をいう。
- (4) 生活環境調整：更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。
- (5) 特別調整：生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。
- (6) 一般調整：生活環境調整のうち、特別調整以外のものをいう。
- (7) 所在地保護観察所：特別調整対象者が入所している矯正施設の所在地を管轄する保護観察所をいう。
- (8) 所在地センター：上記矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (9) 帰住予定地保護観察所：所在地保護観察所の特別調整により帰住予定地が確保された後、同帰住予定地の管轄庁として、同保護観察所に引き続き、当該入所者等の特別調整を行う保護観察所をいう。
- (10) 帰住予定地センター：帰住予定地（特別調整対象者については、当該対象者が希望している候補地も含む。）が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (11) 福祉サービス等：公共の保健福祉に関する機関その他の機関による福祉、介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。

第2 センターの体制

1 職員の配置

センターの職員（以下「職員」という。）は、6名を基本としているところ、これは、6名を標準とし業務の遂行に支障のない範囲でセンターごとに定めるものであること。このうち、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置するものとする。

2 センターの長

センターを運営する者は、職員の中から1名をセンターの長として指名するものとする。センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑

かつ適正に行うために必要な関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

3 開所日等

センターの開所日は、原則として、週5日以上とする。開所時間は、一日当たり8時間、週40時間を目安とする。

4 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。やむを得ず他の名称を用いる場合には、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

第3 センターの事業

1 事業の目的

センターの事業は、地域生活定着支援事業の趣旨にかんがみ、高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

- (1) 保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと（以下「コーディネート業務」という。）
- (2) 上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと（以下「フォローアップ業務」という。）
- (3) 懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと（以下「相談支援業務」という。）
- (4) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

3 事業の一般原則

- (1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- (2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又

はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、また、本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。

第4 業務の実施細目

1 入所者等に係る支援

(1) 特別調整対象者に係る支援

ア コーディネート業務

(ア) 所在地センターの長は、所在地保護観察所の長から、特別調整対象者に係る特別調整協力等依頼書（別紙参考様式）を受理したときは、速やかに担当の職員（以下「担当職員」という。）を指名の上、本人の意思、心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、担当職員をして、本人と面接又は通信を行わせるものとする。

なお、本人に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、特別調整協力等依頼書の記載内容に関して特に確認すべき点がある場合には、所在地保護観察所の長に対して、必要な情報の補足等を求めるものとする。

(イ) 所在地センターの長は、上記（ア）により特別調整対象者に対する支援に必要な情報を収集したときは、活用することが可能な社会資源の状況等を踏まえ、本人が矯正施設から退所した後、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整に関する計画（以下「福祉サービス等調整計画」という。）を作成し、それを福祉サービス等調整計画通知書（別紙1）により所在地保護観察所の長に提出するものとする。

(ウ) 所在地センターの長は、特別調整対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成し、それを所在地保護観察所の長に提出したときは、同保護観察所と協働して、本人に必要と認められる福祉サービス等に係る申請の事前準備等を支援するとともに、併せて、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームその他社会福祉施設等の本人の受入れ先施設等を確保するため、必要な調整を行うものとする。本人が希望する住居地が他の都道府県にある場合には、支援業務協力依頼書（別紙2）により、帰住予定地センターの長に対して、受入れ先施設等の確保その他必要な支援についての対応を依頼するものとする。

(エ) 帰住予定地センターの長は、上記（ウ）により所在地センターの長から支援業務協力依頼書を受理したときは、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行

い、その結果を支援業務協力結果通知書（別紙3）により同センターの長に通知するものとする。

(オ) 所在地センターの長は、上記（ウ）の調整の経過、所在地保護観察所との協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、福祉サービス等調整計画の見直しを行い、その都度、見直した計画を福祉サービス等調整計画通知書により同保護観察所の長に提出するものとする。

イ 受入れ先施設等確保後の手続

(ア) 所在地センターの長は、上記アにより、特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、特別調整協力結果通知書（別紙4）により、所在地保護観察所の長に対して、同受入れ先施設等の名称、住所及び利用が可能となる時期を通知するものとする。

(イ) 上記アの（ウ）により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域内に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターは、帰住予定地センターとして、本人に係る支援等を継続するものとする。

(ウ) 上記アの（ウ）及び（エ）により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域外に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、互いに協議して、それぞれの業務の分担を定めるものとする。

(エ) 所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、上記（ウ）により、互いの分担を定めたときは、それぞれ、担当の職員を指名して、当該特別調整対象者に必要な支援等の業務を行うものとする。

(オ) 帰住予定地センターの長は、帰住予定地保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、適宜、当該依頼に係る業務を行うものとする。

ウ フォローアップ業務

(ア) 上記アにより受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。

(イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

(2) 一般調整対象者に係る支援

ア 帰住予定地センターの長は、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する一般調整対象者について、本人の帰住予定地を管轄する保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、上記(1) のアの（ア）から（ウ）まで及び同（オ）に準じて、当該依頼に係る業務を行うものとする。

イ 帰住予定地センターの長は、一般調整対象者が入所している矯正施設が遠隔地にあり、同センターの職員のみで上記アの業務を遂行することが困難と認められるときは、面接の実施、福祉サービス等調整計画の原案の作成等について、当該矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターの長に対し、支援業務協力依頼書により、依頼することができる。

ウ 上記イにより、一般調整対象者について、帰住予定地センターの長から依頼を受けたセンターの長は、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支

援業務協力結果通知書により同センターの長に通知するものとする。

2 相談支援業務

- (1) センターの長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設を退所した者及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

3 関係機関等との連携

センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、個々の利用者の事例に対応した関係機関等からなる会議を開催し、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するなど、平素から、福祉関係機関、保護観察所及び矯正施設等の関係機関等と連携を密に保つものとする。

第5 管理及び運営

- 1 センターを運営する者は、次の各項に掲げる事業の運営についての運営規程を定めておくものとする。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所日及び執務時間
 - (4) 事業に係る個人情報の取扱い
 - (5) その他運営に関する重要事項
- 2 センターを運営する者は、職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。
- 3 センターを運営する者は、職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行うものとする。
- 4 センターを運営する者は、事業を行うために必要な広さの区画、設備及び備品等を配備するものとする。
- 5 センターを運営する者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 6 センターを運営する者は、利用者又はその親族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
- 7 センターを運営する者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- 8 センターを運営する者は、利用者に対する支援業務に関する記録を利用者ごとに整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

特別調整協力等依頼書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

保護観察所長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、更生保護法第30条の規定により依頼します。

1 特別調整対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
収容されている矯正施設

2 援助・協力の内容

- (1) 上記1に掲げる特別調整対象者について、矯正施設から釈放された後に健全な生活態度を保持する上で、必要な福祉サービス等（公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。）を受けられるよう協力願います。
- (2) (1)の調整に関する計画を作成の上、 年 月 日までに提出願います。

3 参考事項

- (1) 犯罪・非行の概要
- (2) 心身の状況
- (3) 生育歴
- (4) 家族の状況

4 その他

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。また、特別調整対象者以外の生活環境調整対象者に係る依頼の場合は、「特別調整」を「生活環境調整」とすること。「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。なお、依頼に当たり参考となる事項については、必要な資料を添付して差し支えない。

福祉サービス等調整計画通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった福祉サービス等調整計画を下記のとおり作成しましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
入所している矯正施設

2 福祉サービス等調整計画の内容

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

支援業務協力依頼書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、依頼します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
入所している矯正施設

2 援助・協力の内容

(注意) 本書には、保護観察所の長からの特別調整協力等依頼書、福祉サービス等調整計画が記載された書面その他必要な資料を添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

支援業務協力結果通知書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記のとおり結果を通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

特別調整協力結果通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記の受入れ先施設等が確保されましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(1) 受入れ先施設等の名称

(2) 受入れ先施設等の住所

(3) 利用が可能となる時期

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

法務省保観第206号
社援発第0401019号
平成21年4月1日

都道府県知事殿
刑事施設の長殿
少年院（分院）長殿
保護観察所長殿
矯正管区長殿（参考送付）
地方更生保護委員会委員長殿（参考送付）

法務省矯正局長
法務省保護局長
厚生労働省社会・援護局長

刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について

標記について、下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、その適正な運用を期するよう、通知する。

また、各都道府県においても、本措置の趣旨を御理解の上、連絡協議会に積極的に参加するとともに、管内市町村等に周知徹底を図り、その円滑な運用に万全の対応をしていただくよう、お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

1 目的

この通知は、親族等からの適切な援助が受けられず、高齢であるため又は障害等を有するために社会内で自立した生活を営むことが困難な受刑者、少年院在院者、保護観察対象者又は更生緊急保護の対象となる者（以下「自立困難な対象者」という。）に対し、釈放（少年院在院者にあつては、出院。以下同じ。）時の保護又は保護観察、生活環境の調整若しくは更生緊急保護の各措置（以下「各措置」という。）の実施に当たって、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等から介護、医療、年金その他の各種サービス（以下「福祉サービス等」という。）を受けられることができるよう、平素から必要な情報交換を行うとともに、連携を確保することを目的とする。

2 連絡協議会の開催

保護観察所は、刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）と連携し、地方公共団体の理解及び協力を得て、地域生活定着支援センター、地方公共団体の福祉関係部局等の参加を得た連絡協議会を開催する。

(1) 連絡協議会の趣旨

自立困難な対象者に対する釈放時の保護又は各措置の実施に当たり、必要な福祉サービス等が受けられるよう、刑事施設等及び保護観察所においては、従来から地方公共団体の福祉関係部局、公共の衛生福祉に関する機関等と個別事案に応じた連絡調整等を行っているところであるが、福祉サービス等を必要とする自立困難な対象者の円滑な地域生活定着支援における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、今後、これらの連絡調整等を一層円滑に進めるために、各関係機関が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う定期的な協議会を開催し、刑事施設等及び保護観察所と地域生活定着支援センター、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互理解の促進及び連携体制を構築するものとする。

(2) 構成機関

連絡協議会は都道府県単位で開催するものとし、構成機関は次に掲げるもののうちアからオまでの機関とするほか、必要に応じてカからケまでに掲げる機関についても、参加を求めるものとする。

ア 刑事施設等

イ 保護観察所

ウ 地域生活定着支援センター

エ 都道府県の福祉関係部局

オ 保護観察所所在地及び更生保護施設所在地の市区福祉関係部局

カ 前記オ以外の市区町村福祉関係部局

キ 福祉事務所、保健所、精神保健福祉センターその他地方公共団体に置かれている機関

ク 更生保護施設その他更生保護関係団体等

ケ その他必要と認める機関

(3) 協議事項等

次に掲げる事項について、構成機関による説明、情報提供、具体的な課題についての協議等を行う。

ア 福祉施策の動向について

イ 刑事施設等の収容動向について

ウ 更生保護制度の運用動向について

エ 各種社会資源の所在及びその動向について

オ 各機関が抱える課題又は困難事例への対応の在り方について

カ その他

(4) 連絡協議会の開催時期

連絡協議会は、定例の協議会として各年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(5) その他

連絡協議会において、協議等を行うに当たっては、扱う情報について特定の個人を識別できないようにするなど、個人情報保護の観点から特段の注意を払うこと。

3 日常的な連携

- (1) 刑事施設等及び保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等に関して、これらを所管する地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との間で必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにし、福祉サービス等が必要なときに迅速・円滑な対応ができるように配慮すること。
- (2) 刑事施設等及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等においては、自立困難な対象者が必要な福祉サービス等を受けられることができるよう相互の連携の確保に努めること。
- (3) 保護観察所においては、更生保護施設において保護されている自立困難な対象者について、福祉サービス等が円滑になされるために、更生保護施設と同施設所在地の地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互連携が確保できるよう努めること。
- (4) 保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等が開始された後において、必要があると認められるときは、刑事施設等、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等と連携して、当該福祉サービス等が円滑になされるために必要な連絡調整を行うよう努めること。
- (5) 都道府県の福祉関係部局においては、本連絡協議会の趣旨を御理解の上、積極的に連絡協議会に参加するとともに、必要に応じ、管内の市町村の福祉事務所等の関係機関との連絡調整を図ること。

フェイスシート (簡易版)

(作成日: 年 月 日)

(参考資料)

依頼日(特別・一般・相談・その他):		年 月 日		記入者: _____		(所属: _____ 地域生活定着支援センター)		
ふりがな				性別	生年月日			
氏名				男・女	(年齢) 年 月 日 (歳)			
本籍						連絡先		
住所/居所								
家族構成	氏名	続柄	年齢	特記事項		〈家族構成図〉		
生活歴								
罪名 (非行名)				刑名 刑期				
矯正施設		入所度数	入	矯正施設入所日			満期・仮出所	
				刑期終了日				
犯行概要 及び動機 ・要因								
障がい/ 要介護の 状態	療育手帳	有・無	()	年 月 日判定	IQ		CAPAS	
	精神障害者保健福祉手帳	有・無	()	級	精神障がいの診断名			
	身体障害者手帳	有・無	()	級	障がいの部位			
	障害程度区分	有・無	介護給付	区分 ()				
				有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日			
			訓練等給付					
介護保険	有・無	要支援・要介護 ()	有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日				
所得保障	年金	有・無	種類・等級			級	万円程度/月	
	生活保護	有・無	万円程度/月		就労収入	万円程度/月		
疾病					服薬			
既往歴								
飲酒	有・無		嗜癖	有・無				
喫煙	有・無		アレルギー等	有・無				
趣味/特技					所持金			
その他 (支援経過等)								

フェイスシート(中間施設・福祉事業所用)(作成日: 年 月 日)

記入者: _____ (所属: _____)

依頼形態: (特別調整・一般調整・相談業務・その他) 依頼日: 年 月 日

(1) プロフィール

氏名				性別	男・女	生年月日	年 月 日(歳)
本籍							
住所/居所							
居住実績地							
家族等の構成	氏名	続柄	年齢	住所地 / 特記		同居別	交流等
						同・別	有・無(年間)
						同・別	有・無(年間)
						同・別	有・無(年間)
						同・別	有・無(年間)
						同・別	有・無(年間)
						同・別	有・無(年間)
						同・別	有・無(年間)
学歴	学校名(所在地)		学級	特記			
	小学校()		特別支援・普通				
	中学校()		特別支援・普通				
	高校()		特別支援・普通				
	特記						
福祉施設入所歴等	施設名(所在地)		入所時期・期間				
	()		年 月(歳) ~ 年 月(歳) 期間:				
	()		年 月(歳) ~ 年 月(歳) 期間:				
	()		年 月(歳) ~ 年 月(歳) 期間:				
特記							
特記 (生活歴・結婚歴等)							

(2) 犯罪の概要

罪名 (非行名)			
刑名・刑期		入所度数	
矯正施設入所日 ／矯正施設名	____年 月 日	刑期終了日	____年 月 日 (退所日： 月 日)
犯罪の概要等			
動機要因			

(3) 障がい・要介護の状態

要介護の状態	要介護認定	有 ・ 無		知的障がい	療育手帳	有 ・ 無	
	要支援 要介護度				等級		
	診断名				IQ		
	要介護 の状況				IQ相当値 (CAPAS)		
身体障がい	身体障害者 手帳	有 ・ 無		精神障がい	精神障害者 保健福祉手帳	有 ・ 無	
	等級				等級		
	診断名				診断名		
	障がいの状況				障がいの状況		
障がい福祉 サービス	介護給付	有 ・ 無		障害程度区分			
	訓練等給付	有 ・ 無					
特記 (発達障がい等)							

(4) その他、福祉に関する情報

年金等	有・無		等級 支給額	
生活保護の受給	有・無	受給時期 期間		援護の実施
特記				

(5) 生活歴・職歴 / 犯罪・受刑歴

生活歴・職歴 ／ 犯罪・受刑歴	年・月～年・月	生活歴・職歴/罪名・入所度数	特記事項(状況・矯正施設名等)
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
	・ ～ ・ (歳)		
特記			

(6) 医療状況

身長			cm	体重			kg
視覚	裸眼視力	矯正視力		血液型			
	右	()		聴覚			
	左	()					
食品・薬品 に対するの アレルギー	有 ・ 無	(状況)		口腔状態	虫 歯 (有 ・ 無)		
					入れ歯 (有 ・ 無)		
				(状況)			
現在治療中の 疾病	疾 病	投薬	薬名・投薬状況		特記 (治療状況等)		
		有・無					
		有・無					
		有・無					
		有・無					
		有・無					
既往歴	疾 病	年 月	医療機関	特記 (治療経過等)			
		年 月 (歳)					
		年 月 (歳)					
		年 月 (歳)					
		年 月 (歳)					
		年 月 (歳)					
嗜 癖	有・無	薬物 / アルコール / ギャンブル / その他 ()					
		特記					
特記							

(7) 矯正施設での状況

居室	独居・雑居（ 人部屋）		
懲罰	回	理由	
作業			
特記			

(8) 本人像（本人の意向）

本人の意向	就労面	
	生活面	
	金銭管理	
	利用希望の福祉サービス	
	自分の性格 （長所・短所等）	
	好きなこと（物） 嫌いなこと（物）	
	その他	

(9) 所持金品の状況

主な所持品	品目	所持	特記	
	印鑑	有・無		
	通帳	有・無		
	保険証	有・無		
	証書	有・無		
	その他	有・無		
所持金	領置金		円	計 _____ 円 (_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)
	作業報奨金 (_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)		円	
	預貯金 (_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)		円	
	その他		円	
特記				

フェイスシート (詳細版) (作成日 年 月 日)

(1)プロフィール

記入者： _____ (所属： _____)

氏名	(ふりがな)	性別 男・女	生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)		
本籍						
住民票所在地	〒			連絡先 (電話番号等)		
帰住予定 (希望)地	〒			帰住予定の 根拠(理由)		
家族 構 成	氏名	続柄	生年月日	職業	現住所	同居別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
家庭 状 況	家族の理解度 協力度					
	家庭の 経済状況					
	家庭の特殊事情 (障がいの有無等) その他					
身元引受人 後見人	氏名			本人との続柄		
	現住所	〒				
	連絡先 その他	電話番号：				
その他の支援者 援助者						

(2)犯罪の状況

罪名 (非行名)				刑名 刑期		
矯正 施設名				担当(窓口) 職員名		
矯正施設 入所日		刑期 終了日			入所度数	
犯罪の 概要及び 動機・原因 (生活状況)						
犯罪性の 特徴						
共犯者の 有無 状況						
再犯の 状況 前科						
過去の 非行・ 犯行歴						
反社会的 集団との 関係						

(3)障がい・要介護の状態

※障がい重複する場合は、該当するものをすべて記入する

要介護の状態	介護保険の認定	有・無			知的障がい	I Q		判定方法	判定日 年 月
	要支援・要介護認定介護度	(期間 年 月 日～ 年 月 日)				I Q相当値(CAPAS)			判定日 年 月
	要介護の状況					療育手帳	有・無	判定等級	(次回 年 月)
						障害程度区分の認定	(期間 年 月 日～ 年 月 日)		
身体障がい	障がいの部位		障がいの状況・程度			精神障がい	精神障がいの診断名		障がいの状況・程度
	身体障害者手帳	有・無					判定等級		
その他の障がい等	※自閉症、広汎性発達障がい、ダウン症候群、てんかん、認知傾向、その他								

(4)福祉サービスの利用状況

年金	有・無	年金の種類		年金の等級 支給額 等	
生活保護	有・無	種類及び 支給額 等			
その他の福祉サービスの利用状況					援護の実施 市町村

(5)医療状況

身長			cm	体重			kg
視覚	裸眼視力	矯正視力		血液型			
	右	()		聴覚			
	左	()					
てんかん	有・無	(種類) (発作の状況) (頻度)					
喘息	有・無	(状況)	口腔状態	虫歯 (有・無) 入れ歯 (有・無)			
				(状況)			
皮膚疾患	有・無	(状況)	食品・薬品 に対する アレルギー	有・無	(状況)		
現在、 治療中の 疾病	疾 病 名		病院名 (通院状況)		投薬・治療の状況		備 考
既往歴・ 主な病歴	年 月	疾 病 名	症 状 ・ 治 療 歴			病 院 名	
※医療面で、特に留意すべき点							

(6)日常生活状況

※ () 内の当てはまるものに○を付ける

食 事	(自立・要確認・要介助)	※摂取量 (拒食・普通・過食) 偏食 特別食の必要性 など
排 泄	(自立・要確認・要介助)	※失禁・夜尿の有無 程度 便秘・下痢の体質 など
睡 眠	(自立・要確認・要介助)	※睡眠の安定度 睡眠が浅い・寝つきが悪い など
入 浴	(自立・要確認・要介助)	※体洗い・洗髪の自立度 入浴の習慣 など
洗面 歯磨き	(自立・要確認・要介助)	※歯磨きの自立度 洗面の習慣 など
洗 濯	(自立・要確認・要介助)	※洗濯の自立度 洗濯の習慣 など
脱着衣	(自立・要確認・要介助)	※脱着衣の自立度 TPO に応じた服装 など
身辺整理	(自立・要確認・要介助)	※整理整頓 清潔感 身だしなみ など
※日常生活の中で、特に留意すべき点		

(7)社会性

※ () 内の当てはまるものに○を付ける

意思伝達	(自立・要確認・要介助)	※会話の能力 相談能力 意思を伝えようとするか など
言語能力	(読み)	
	(書き)	
危険物の理解度	(自立・要確認・要介助)	※火気類・刃物類・薬物類の危険の理解度 危険察知能力 など
金銭感覚 金銭管理	(自立・要確認・要介助)	※金銭価値の理解度 管理能力 計画性の有無 など
買い物	(自立・要確認・要介助)	※買い物を一人でどの程度できるか 節約型か浪費型か など
交通機関の利用	(自立・要確認・要介助)	※交通機関を一人でどの程度まで利用できるか
飲 酒	※飲酒習慣の有無・程度 アルコールの種類 など(過去の状況も含めて)	
喫 煙	※喫煙習慣の有無・程度 など(過去の状況も含めて)	
薬物依存	※依存性・習慣性の有無・程度 薬物の種類 など(過去の状況も含めて)	
ギャンブル 依 存	※依存性・習慣性の有無・程度 ギャンブルの種類 など(過去の状況も含めて)	
趣味		
特技		
※社会性の中で、特に留意すべき点		

(8)性格・行動の特徴

性格	(長所)	(短所)	
情緒の安定		気分の変容 興奮	
忍耐力		気分のむら 集中力	
協調性 思いやり		依存心	
集団生活 対人関係	※集団のルール 役割・当番等の意識 対人トラブル 交友関係 など		
職業観	※職業意識 職業意欲 就労の希望 希望の職種 適性 など		
性的モラル	※異性への関心度 性の抑制度 性的問題行動 特異な性癖 など		
反社会的 行動	※暴言 暴力 盗癖 放火癖 放浪癖 など		
固執性 (こだわり)			

(9)学歴・施設利用歴・職歴・生活歴

学歴 ・ 施設利用歴 ・ 職歴	年・月～年・月	学校名・施設名・職場名	状況・特記事項
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	生活歴・結婚歴	※幼児期～学齢期～青年期～現在までの生活の状況 結婚歴 など	

(10)将来の生活設計

本人の意向	就労・日中活動面	
	生活面	
	利用希望の福祉サービス	
	資格取得の要望等	
	その他の意向	
本人の意向に向けた課題整理	就労・日中活動面	
	生活面	
	その他	

※その他、本人の状態を示す資料があれば添付してください。

福祉サービス等調整計画通知書

年 月 日

保護観察所
所長 殿

_____地域生活定着支援センター
センター長 ㊟

年 月 日付けで依頼のありました下記対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成いたしましたので、通知いたします。

1. 対象者の氏名等	
氏名	(年 月 日生)
本籍	
住所地	
入所している矯正施設	

2. 福祉サービス等調整計画の内容			
①住民票の有無	有 ・ 要確認	帰住予定地	(本人意向：)
②援護の実施市町村の確定	確定 ・ 要確認	援護の市町村	
③障害者手帳等	有 ・ 無	必要性	
④年金の有無(所得保障)	有 ・ 無	年金の種別	
⑤福祉サービスの申請	必要 ・ 不必要	種別	
⑥更生保護施設の利用	利用 ・ 非利用	利用施設	
⑦主な支援プログラムの内容			

移行計画書 (導入期) (作成日: 年 月 日)

記入者: _____ 所属: _____ 地域生活定着支援センター

利用者氏名: _____ 生年月日: _____ 年 月 日 (歳)
障害者手帳: _____ 障害程度区分 / 要介護認定: _____
利用事業所名: 更生保護施設 _____

矯正施設退所日 (刑務所: 満期出所・仮出所) : _____ 年 月 日

更生保護施設 入所日 : _____ 年 月 日

更生緊急保護 開始日 : _____ 年 月 日

更生緊急保護 終了日 : _____ 年 月 日

福祉申請	
利用サービス	
医療	

移行先の調整	
移行時期	
本人の意向等	
長期目標	
短期目標	
特 記	

移行計画書 (導入期) (作成日: ○○年○月○日) 記入例

記入者: ○○×× 所属: A県地域生活定着支援センター

利用者氏名: A 生年月日: ○○年 ○月 ○日 (××歳)
障害者手帳: 療育手帳 (申請中) 障害程度区分 / 要介護認定: なし
利用事業所名: 更生保護施設△△△

矯正施設退所日 (△△ 刑務所: 満期出所・仮出所): ○○年 ○月 ○日

更生保護施設 入所日 : ○○年 ○月 ○日

更生緊急保護 開始日 : ○○年 ○月 ○日

更生緊急保護 終了日 : ○○年 ×月 ×日

福祉申請	<p>住民票: △△県△△市</p> <p>援護の実施市町村: △△市</p> <p>療育手帳: 申請中</p> <p>1. 心理判定: △△刑務所にて実施済み</p> <p>2. 医学診断: △△診療所にて実施済み</p> <p>3. 社会診断: ○月○日△△センターにて 実施予定</p> <p>障がい福祉サービス: 申請中</p> <p>1. 認定調査: △△にて実施済み</p> <p>2. 訓練等給付: サービス決定後、すぐに支給決定可能。</p> <p>3. 介護給付: ○月末の審査会にて諮られる予定 (△△市)</p> <p>生活保護 (医療扶助): 作業報奨金等が50,000円程度あるため、当面申請しない。</p> <p>障害基礎年金: 更生保護施設利用中に 申請予定</p>
利用サービス	<p>就労系サービスを中心とした△△の各事業所 (A型・B型・自立訓練等) を見学後、更生保護施設利用中に「契約」によるサービス利用 (日中) を行う。</p> <p>→本人には「働きたい!」との希望が強い。</p> <p>→訓練等給付のサービスは、利用サービスが決定すればすぐに利用可能。</p>
医療	<p>服薬</p> <p>1. 貧血: (夜1錠)</p> <p>2. じん麻疹: (朝1錠・夜1錠)</p> <p>→ アレルギー有り: 鰯・秋刀魚・「赤身の秋刀魚は見るだけでダメ」</p> <p>疾病等</p> <p>1. 腰痛: 「朝起きる時が辛い。すぐには起きれない。」(※ADLには問題なし) 冬場はコルセットを使用。</p>

移行先の調整	<p>これまでの進捗状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自宅（△△市）： 帰住困難 → 廃屋状態にあり、帰住できる環境にない。 → 自宅近隣では有名（窃盗等）であり、近隣住民の不安が大きい。そのことは、本人自身も認識している。 2. 生活支援ハウス（△△市）： 申請中 3. 障害者GH・CH（△△市）： 現在のところ、 満所で入所不可との回答 → 本人自身も独居・単身型での生活を強く望んでいる。 <p>今後の調整計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移行先： △△市の社会資源 2. 本人が単身型の生活を望んでいるため、生活支援ハウス、市営住宅等を中心に調整を図る。
移行時期	<p>可能な限り短期間での移行を目指しているが、下記の事情により長期化も想定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在、生活支援ハウスの入所申請を行っているが、本人の犯罪歴等から入所審査が長期化している。 そのため、移行時期は入所審査の決定時期による。（概ね2か月以内） → ○月○日に△△市（高齢福祉課）にて「本人面接」実施予定。 2. 生活支援ハウス「入所不可」ということも想定し、現在、市営住宅の調整も行っているが、固定資産税滞納・保証人等の問題もあり、入所申請には時間を要す。
本人の意向等	
長期目標	
短期目標	
特 記	

(参考資料)

年 月 日

意見書

(地域生活移行個別支援特別加算)

地域生活定着支援センター

センター長 _____ (印)

利用者氏名	(ふりがな)	性別	生年 月日	年 月 日 (歳)
矯正施設 または 更生保護施設 等			刑期	
地域生活定着 支援センター 関与の状況				
利用する 福祉事業所			事業所 所在地	
備考				

用語集

関係書類・書式

社会資源一覧

資料集

福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要な範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者が、福祉サービス等を円滑に利用するために各福祉関係機関への情報提供が必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内とし、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、犯罪歴、生育歴等事業者が利用者を福祉サービスへ円滑につなげる際に最低限必要な、利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報（療育手帳等の所持の有無、各種年金の有無等）

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

ねん がつ にち ~ ねん がつ にち
年 月 日 ~ 年 月 日

りようしゃ ふくし ひつよう きかん
(利用者を福祉サービスへつなげるために必要な期間。)

ねん がつ にち
年 月 日

ち いきせいかつていやく し えん さま
地域生活定着支援センター 様

わたし りようしゃ じゅうしょ
私 (利用者) 住所

しめい 氏名 (印)

じょうき だいにん だいにん せんてい ばあい じゅうしょ
上記代理人 (代理人を選定した場合) 住所

しめい 氏名 (印)

矯正管区

(令和2年1月31日現在)

施設名	〒	所在地	電話番号
札幌矯正管区	007-0801	札幌市東区東苗穂1条2-5-5	011-783-3911
仙台矯正管区	984-0825	仙台市若林区古城3-23-1	022-286-0111
東京矯正管区	330-9723	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1500
名古屋矯正管区	461-0011	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-5961
大阪矯正管区	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67	06-6941-5751
広島矯正管区	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館8階	082-223-8161
高松矯正管区	760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-4455
福岡矯正管区	813-0036	福岡市東区若宮5-3-53	092-661-1137

【参考】法務省 HP アドレス (http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-01.html)



刑務所・少年刑務所

A：犯罪傾向の進んでいない者（初犯等）、B：犯罪傾向の進んでいる者（累犯／暴力団等）、F：日本人と異なる処遇が必要な外国人
I：禁錮刑受刑者、J：少年、L：刑期10年以上、Y：26歳未満の成人、M：精神障がい者、P：身体障がい者、W：女子

(令和2年1月31日現在)

	施設名	定員	処遇区分	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌刑務所		M P F L B B	007-8601	札幌市東区東苗穂2条1-5-1	011-781-2011
	札幌刑務支所		W	007-8603	札幌市東区東苗穂2条1-5-2	011-784-5241
	旭川刑務所		L B B	071-8153	旭川市東鷹栖3線20-620	0166-57-2511
	帯広刑務所		B	089-1192	帯広市別府町南13-33	0155-48-7111
	釧路刑務支所		A B	085-0833	釧路市宮本2-2-5	0154-41-0221
	網走刑務所		B	093-0088	網走市字三眺官有無番地	0152-43-3167
	月形刑務所		B	061-0595	樺戸郡月形町1011	0126-53-3060
	函館少年刑務所		I J A Y A A B	042-8639	函館市金堀町6-11	0138-51-0185
東北	青森刑務所		B	030-0111	青森市大字荒川字藤戸88	017-739-2101
	宮城刑務所		M P L B B	984-8523	仙台市若林区古城2-3-1	022-286-3111
	秋田刑務所		B	010-0948	秋田市川尻新川町1-1	018-862-6581
	山形刑務所		I L A A B	990-2162	山形市あけぼの2-1-1	023-686-2111
	福島刑務所		F B	960-8254	福島市南沢又字上原1	024-557-2222
	福島刑務支所		W W F	960-8536	福島市南沢又字水門下66	024-557-3111
	盛岡少年刑務所		J B Y B B	020-0102	盛岡市上田字松屋敷11-11	019-662-9221
関東	水戸刑務所		B	312-0033	ひたちなか市市毛847	029-272-2424
	栃木刑務所		W W F W J	328-8550	栃木市惣社町2484	0282-27-1885
	黒羽刑務所		F I A B	324-0293	大田原市寒井1466-2	0287-54-1191
	喜連川社会復帰促進センター		A	329-1493	さくら市喜連川5547	028-686-3111
	前橋刑務所		F B	371-0805	前橋市南町1-23-7	027-221-4247
	千葉刑務所		L A A	264-8585	千葉市若葉区貝塚町192	043-231-1191
	市原刑務所		I Y A A	290-0204	市原市磯ヶ谷11-1	0436-36-2351
	東日本成人矯正医療センター		M M W P P W W A	196-8560	昭島市もくせいの杜2-1-9	042-500-5271
	府中刑務所		M P F L B B	183-8523	府中市晴見町4-10	042-362-3101
	横浜刑務所		F L B B	233-8501	横浜市港南区港南4-2-2	045-842-0161
横須賀刑務支所		F F J A	239-0826	横須賀市長瀬3-12-3	046-842-4977	
中部	新潟刑務所		F B	950-8721	新潟市江南区山二ツ381-4	025-286-8221
	甲府刑務所		F I B	400-0056	甲府市堀之内町500	055-241-8311
	長野刑務所		L A A B	382-8633	須坂市馬場町1200	026-245-0900
	静岡刑務所		F A B	420-0801	静岡市葵区東千代田3-1-1	054-261-0117
	川越少年刑務所		I F F J J A Y A A B	350-1162	川越市南大塚6-40-1	049-242-0222
	松本少年刑務所		J B Y B	390-0871	松本市桐3-9-4	0263-32-3091
	東京拘置所		W A	124-8565	葛飾区小菅1-35-1	03-3690-6681
	立川拘置所		P W B	190-8552	立川市泉町1156-11	042-540-4191

	施設名	定員	処遇区分	〒	所在地	電話番号
中部	富山刑務所		B	939-8251	富山市西荒屋285-1	076-429-3741
	金沢刑務所		F B	920-1182	金沢市田上町公1	076-231-4291
	福井刑務所		A B	918-8101	福井市一本木町52	0776-36-3220
	岐阜刑務所		L B B	501-1183	岐阜市則松1-34-1	058-239-9821
	笠松刑務所		W	501-6095	羽島郡笠松町中川町23	058-387-2175
	岡崎医療刑務所		M A	444-0823	岡崎市上地4-24-16	0564-51-9629
	名古屋刑務所		M P F L B B	470-0208	みよし市ひばりヶ丘1-1	0561-36-2251
	豊橋刑務支所		W A	440-0801	豊橋市今橋町15	0532-52-2567
近畿	三重刑務所		I A B	514-0837	津市修成町16-1	059-228-2161
	名古屋拘置所		W A	461-8586	名古屋市東区白壁1-1	052-951-8586
	滋賀刑務所		A B	520-8666	大津市大平1-1-1	077-537-3271
	京都刑務所		F L B B	607-8144	京都市山科区東野井ノ上町20	075-581-2171
	大阪刑務所		M P F L B B	590-0014	堺市堺区田出井町6-1	072-238-8261
	大阪医療刑務所		M M W P P W W A	590-0014	堺市堺区田出井町8-80	072-228-0145
	神戸刑務所		F L B B	674-0061	明石市大久保町森田120	078-936-0911
	加古川刑務所		W I J A Y A A	675-0061	加古川市加古川町大野1530	079-424-3441
	播磨社会復帰促進センター		A	675-1297	加古川市八幡町宗佐544	079-430-5503
	和歌山刑務所		W W F W J	640-8507	和歌山市加納383	073-471-2231
	姫路少年刑務所		F J J B Y B B	670-0028	姫路市岩端町438	079-296-1020
	京都拘置所		W A	612-8418	京都市伏見区竹田向代町138	075-681-0501
	大阪拘置所		W A	534-8585	大阪市都島区友洲町1-2-5	06-6921-0371
	神戸拘置所		W A	651-1124	神戸市北区ひよどり北町2-1	078-743-3663
	中国	鳥取刑務所		B	680-1192	鳥取市下味野719
松江刑務所			B	690-8554	松江市西川津町67	0852-23-2222
島根あさひ社会復帰促進センター			Y A A	697-0492	浜田市旭町丸原380-15	0855-45-8171
岡山刑務所			L A A	701-2141	岡山市北区牟佐765	086-229-2531
広島刑務所			F P L B B	730-8651	広島市中区吉島町13-114	082-241-8601
尾道刑務支所			I A B	722-0041	尾道市防地町23-2	0848-37-2411
山口刑務所			A B	753-8525	山口市松美町3-75	083-922-1450
岩国刑務所			W	741-0061	岩国市錦見6-11-29	0827-41-0136
美祿社会復帰促進センター			W Y A A	750-0693	美祿市豊田前町麻生下10	0837-57-5131
広島拘置所			W A	730-0012	広島市中区上八丁堀2-6	082-228-4851
四国	徳島刑務所		L B B	779-3133	徳島市入田町大久200-1	088-644-0111
	高松刑務所		P F L B B	760-0067	高松市松福町2-16-63	087-821-6116
	松山刑務所		I Y A A B	791-0293	東温市見奈良1243-2	089-964-3355
	西条刑務支所		W A	793-0001	西条市玉津1-2	0897-55-3020
	高知刑務所		B	781-5101	高知市布師田3604-1	088-866-5454
九州	北九州医療刑務所		M M W W A	802-0837	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	093-963-8131
	福岡刑務所		M P F L B B	811-2126	糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	092-932-0395
	麓刑務所		W	841-0084	鳥栖市山浦町2635	0942-82-2121
	長崎刑務所		F L B B	854-0053	諫早市小川町1650	0957-22-1330
	熊本刑務所		L B B	862-0970	熊本市中央区渡鹿7-12-1	096-364-3165
	大分刑務所		I L A A B	870-8588	大分市畑中303	097-543-5177
	宮崎刑務所		B	880-2293	宮崎市大字糸原4623	0985-41-1121
	鹿児島刑務所		B	899-6193	姶良郡湧水町中津川1733	0995-75-2025
	沖縄刑務所		I M P Y A Y B A B	901-1514	南城市知念字具志堅330	098-948-1096
	佐賀少年刑務所		J A Y A A B	840-0856	佐賀市新生町2-1	0952-24-3291
	福岡拘置所		W A	814-8503	福岡市早良区百道2-16-10	092-821-0636

【参考】法務省 HP アドレス (http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-03.html)



少年院

(令和2年1月31日現在)

	施設名	定員	〒	所在地	電話番号
北海道	帯広少年院		080-0846	帯広市緑ヶ丘3-2	0155-24-5787
	北海少年院		066-0066	千歳市大和4-746-10	0123-23-3147
	紫明女子学院		066-0066	千歳市大和4-662-2	0123-22-5141
	月形学園		061-0516	樺戸郡月形町字知来乙264-1	0126-53-2736
東北	盛岡少年院		020-0121	盛岡市月が丘2-15-1	019-647-2107
	東北少年院		984-0825	仙台市若林区古城3-21-1	022-285-4270
	青葉女子学園		984-0825	仙台市若林区古城3-24-1	022-286-1551
関東	茨城農芸学院		300-1288	牛久市久野町1722-1	029-875-1114
	水府学院		311-3104	東茨城郡茨城町駒渡1084-1	029-292-0054
	喜連川少年院		329-1412	さくら市喜連川3475-1	028-686-3020
	赤城少年院		371-0222	前橋市上大屋町60	027-283-2020
	榛名女子学園		370-3503	北群馬郡榛東村新井1027-1	0279-54-3232
	市原学園		290-0204	市原市磯ヶ谷157-1	0436-36-1581
	八街少年院		289-1123	八街市滝台1766	043-445-3787
	多摩少年院		193-0932	八王子市緑町670	042-622-5219
	東日本少年矯正医療・教育センター		196-0035	昭島市もくせいのだ2-1-3	042-500-5271
	愛光女子学園		201-0001	狛江市西野川3-14-26	03-3480-2178
	久里浜少年院		239-0826	横須賀市長瀬3-12-1	046-841-2585
	中部	新潟少年学院		940-0828	長岡市御山町117-13
有明高原寮			399-8301	安曇野市穂高有明7299	0263-83-2204
駿府学園			421-2118	静岡市葵区内牧118	054-296-1661
湖南学院			920-1146	金沢市上中町口11-1	076-229-1077
瀬戸少年院			489-0988	瀬戸市東山町14	0561-82-3195
愛知少年院			470-0343	豊田市浄水町原山1	0565-45-0511
豊ヶ岡学園			470-1153	豊明市前後町三ツ谷1293	0562-92-3106
近畿	宮川医療少年院		519-0504	伊勢市小俣町宮前25	0596-22-4844
	京都医療少年院		611-0002	宇治市木幡平尾4	0774-31-8101
	浪速少年院		567-0071	茨木市郡山1-10-17	072-643-5065
	交野女子学院		576-0053	交野市郡津2-45-1	072-891-1132
	和泉学園		599-0231	阪南市貝掛1096	072-476-5221
	泉南学寮		599-0231	阪南市貝掛1096	072-476-5221
	加古川学園		675-1201	加古川市八幡町宗佐544	079-438-0353
	播磨学園		675-1201	加古川市八幡町宗佐544	079-438-0340
	奈良少年院		631-0811	奈良市秋篠町1122	0742-45-4681
中国	美保学園		683-0101	米子市大篠津町4557	0859-28-7111
	岡山少年院		701-0206	岡山市南区箕島2497	086-282-1128
	広島少年院		739-0151	東広島市八本松町原11174-31	082-429-0821
	貴船原少女苑		739-0151	東広島市八本松町原6088	082-429-3001
四国	丸亀少女の家		763-0054	丸亀市中津町28	0877-22-9226
	四国少年院		765-0004	善通寺市善通寺町2020	0877-62-1251
	松山学園		791-8069	松山市吉野町3803	089-951-1252
九州・沖縄	筑紫少女苑		811-0204	福岡市東区大字奈多1302-105	092-607-5695
	福岡少年院		811-1346	福岡市南区老司4-20-1	092-565-3331
	佐世保学園		857-1161	佐世保市大塔町1279	0956-31-8277
	人吉農芸学院		868-0301	球磨郡錦町大字木上北223-1	0966-38-3102
	中津少年学院		871-0152	中津市加来1205	0979-32-2321
	大分少年院		879-7111	豊後大野市三重町赤嶺2721	0974-22-0610
	沖縄少年院		901-0331	糸満市字真栄平1300	098-997-5100
沖縄女子学園		901-0331	糸満市字真栄平1300	098-997-5100	

【参考】法務省 HP アドレス (http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html)



少年鑑別所（法務少年支援センター）

（令和 2 年 1 月 31 日現在）

	施設名	定員	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌少年鑑別所	007-0802	札幌市東区東苗穂 2 条 1-1-25	011-784-7441	
	函館少年鑑別支所	042-0944	函館市金堀町 6-15	0138-51-5652	
	釧路少年鑑別支所	085-0834	釧路市弥生 1-5-22	0154-41-5808	
東北	旭川少年鑑別所	078-8231	旭川市豊岡 1 条 1-3-24	0166-31-5468	
	青森少年鑑別所	030-0853	青森市金沢 1-5-38	017-776-5118	
	仙台少年鑑別所	984-0825	仙台市若林区古城 3-27-17	022-286-2311	
	盛岡少年鑑別支所	020-0121	盛岡市月が丘 2-14-1	019-647-2206	
	山形少年鑑別支所	990-0021	山形市小白川町 5-21-25	023-642-3444	
	秋田少年鑑別所	010-0973	秋田市八橋本町 6-3-5	018-862-3771	
関東	福島少年鑑別所	960-8254	福島市南沢又字原町越 4-14	024-557-6561	
	水戸少年鑑別所	310-0045	水戸市新原 1-15-15	029-251-3038	
	宇都宮少年鑑別所	320-0851	宇都宮市鶴田町 574-1	028-648-5062	
	前橋少年鑑別所	371-0035	前橋市岩神町 4-5-7	027-233-3183	
	さいたま少年鑑別所	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-36	048-864-5858	
	千葉少年鑑別所	263-0016	千葉市稲毛区天台 1-12-9	043-253-7741	
	東京少年鑑別所	179-0084	練馬区氷川台 2-11-7	03-3931-1141	
	東京西少年鑑別所	196-0035	昭島市もくせいの杜 2-1-1	042-500-5271	
中部	横浜少年鑑別所	233-0003	横浜市港南区港南 4-2-1	045-841-2525	
	新潟少年鑑別所	951-8133	新潟市中央区川岸町 1-53-2	025-266-2442	
	甲府少年鑑別所	400-0055	甲府市大津町 2075-1	055-241-1881	
	長野少年鑑別所	380-0803	長野市三輪 5-46-14	026-232-6144	
	静岡少年鑑別所	422-8021	静岡市駿河区小鹿 2-27-7	054-281-3208	
	金沢少年鑑別所	920-0942	金沢市小立野 5-2-14	076-231-1603	
	福井少年鑑別所	910-0001	福井市大願寺 3-4-20	0776-25-5036	
	岐阜少年鑑別所	502-0851	岐阜市鷺山 1769-20	058-231-5040	
近畿	名古屋少年鑑別所	464-8585	名古屋市千種区北千種 1-6-6	052-721-8432	
	富山少年鑑別支所	939-8263	富山市才覚寺 162-2	076-429-4884	
	津少年鑑別所	514-0043	津市南新町 12-12	059-228-3556	
	大津少年鑑別所	520-0867	大津市大平 1-1-2	077-537-1011	
	京都少年鑑別所	606-8307	京都市左京区吉田上阿達町 37	075-751-7111	
	大阪少年鑑別所	590-0014	堺市堺区田出井町 8-30	072-233-3326	
	神戸少年鑑別所	652-0015	神戸市兵庫区下祇園町 40-7	078-351-0761	
	奈良少年鑑別所	630-8102	奈良市般若寺町 3	0742-22-4829	
中国	和歌山少年鑑別所	640-8127	和歌山市元町奉行丁 2-1	073-425-5369	
	鳥取少年鑑別所	680-0007	鳥取市湯所町 2-417	0857-23-4441	
	松江少年鑑別所	690-0873	松江市内中原町 195	0852-21-3154	
	岡山少年鑑別所	701-0206	岡山市南区箕島 2512-2	086-281-1171	
	広島少年鑑別所	730-0823	広島市中区吉島西 3-15-8	082-244-3388	
四国	山口少年鑑別所	753-0074	山口市中央 4-7-5	083-922-6518	
	徳島少年鑑別所	770-0816	徳島市助任本町 5-40	088-652-5606	
	高松少年鑑別所	760-0071	高松市藤塚町 3-7-28	087-834-1770	
	松山少年鑑別所	791-8069	松山市吉野町 3860	089-952-2841	
九州・沖縄	高知少年鑑別所	780-0065	高知市塩田町 19-13	088-872-9283	
	福岡少年鑑別所	815-0042	福岡市南区若久 6-75-2	092-541-7934	
	小倉少年鑑別支所	802-0837	北九州市小倉南区葉山町 1-1-7	093-965-1112	
	佐賀少年鑑別所	840-0856	佐賀市新生町 1-10	0952-26-2281	
	長崎少年鑑別所	852-8114	長崎市橋口町 4-3	095-846-5600	
	熊本少年鑑別所	860-0082	熊本市西区池田 1-9-27	096-325-4131	
	大分少年鑑別所	870-0016	大分市新川町 1-5-28	097-534-7576	
	宮崎少年鑑別所	880-0014	宮崎市鶴島 2-16-5	0985-27-5566	
	鹿児島少年鑑別所	890-0081	鹿児島市唐湊 3-3-5	099-254-3347	
	那覇少年鑑別所	900-0036	那覇市西 3-14-20	098-862-4606	

【参考】 法務省 HP アドレス (http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-05.html)



保護観察所・地方更生保護委員会

	施設名	〒	所在地	電話番号
北海道	北海道地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	011-261-9907
	札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	011-261-9225
	函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-26-0431
	旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4 旭川法務総合庁舎	0166-51-9376
	釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-23-3200
東北	東北地方更生保護委員会	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 仙台北法務総合庁舎	022-221-3536
	青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25 青森法務総合庁舎	017-776-6418
	盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20 盛岡法務合同庁舎	019-624-3395
	仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 仙台北法務総合庁舎	022-221-1451
	秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2 秋田地方法務合同庁舎	018-862-3903
	山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32 山形地方法務合同庁舎	023-631-2277
	福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17 福島法務合同庁舎	024-534-2246
関東	関東地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0181
	水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1 水戸地方法務合同庁舎	029-221-3942
	宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	028-621-2271
	前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎	027-237-5010
	さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま法務総合庁舎	048-861-8287
	千葉保護観察所	260-8513	千葉県千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-204-7791
	東京保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟	03-3597-0120
	東京保護観察所立川支部	190-0014	東京都立川市緑町6-3 立川第二法務総合庁舎2階	042-521-4231
	横浜保護観察所	231-0003	神奈川県横浜市中区中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	045-201-3006
	新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1531
	甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8 甲府法務総合庁舎	055-235-7144
	長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108 長野法務総合庁舎	026-234-1993
	静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45 静岡地方法務合同庁舎	054-253-0191
中部	中部地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-951-2944
	富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16 富山法務合同庁舎	076-421-5620
	金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-261-0058
	福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2858
	岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館	058-265-2651
	名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-951-2941
	津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12 津法務総合庁舎	059-227-6671
近畿	近畿地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6260
	大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-524-6683
	京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る西入岡松町255	075-441-5141
	大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6240
	大阪保護観察所堺支部	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎	072-221-0037
	神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通1-4-1 神戸法務総合庁舎	078-351-4004
	奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1 奈良地方法務合同庁舎	0742-23-4868
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-436-2501	
中国	中国地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4497
	鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第三地方合同庁舎	0857-22-3518
	松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3767
	岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1 岡山法務総合庁舎	086-224-5661
	広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4495
四国	山口保護観察所	753-0088	山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1337
	四国地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5090
徳島	徳島保護観察所	770-0852	徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4359

施設名		〒	所在地	電話番号
四国	高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5445
	松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1 松山法務総合庁舎	089-941-9983
	高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1 高知法務総合庁舎	088-873-5118
九州・沖縄	九州地方更生保護委員会	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3 福岡第2法務総合庁舎	092-761-7781
	福岡保護観察所	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3 福岡第2法務総合庁舎	092-761-6736
	福岡保護観察所北九州支部	803-0813	福岡県北九州市小倉北区城内5-1 小倉合同庁舎	093-561-6340
	佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-24-4291
	長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-822-5175
	熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市大江3-1-53 熊本第二合同庁舎	096-366-8080
	大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-2053
	宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-24-4345
	鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10 鹿児島地方法務合同庁舎	099-226-1556
	那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-853-2945
	九州地方更生保護委員会那覇分室	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-853-2947

更生保護施設

■は「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する指定更生保護施設」

施設名		定員	〒	所在地	電話番号
北海道	大谷染香苑	男32名 (成32名・少0名) 女15名 (成10名・少5名)	065-0043	北海道札幌市東区苗穂町2-2-5	011-731-5505
	札幌大化院希望寮	男30名 (成25名・少5名)	060-0061	北海道札幌市中央区南一条西17-1-13	011-611-0407
	巴寮	男20名 (成15名・少5名)	040-0025	北海道函館市堀川町13-2	0138-52-1391
	旭川清和荘	男20名 (成15名・少5名)	070-0039	北海道旭川市九条通2-1485-58	0166-22-3907
	釧路慈徳会	男20名 (成17名・少3名)	085-0833	北海道釧路市宮本2-9-6	0154-41-6400
	十勝自営会	男17名 (成15名・少2名)	080-0802	北海道帯広市東二条南14-1	0155-23-3723
	錦水寮	男17名 (成15名・少2名)	093-0045	北海道網走市大曲1-1-1	0152-43-2230
	清泉寮	男20名 (成16名・少4名)	090-0811	北海道北見市泉町3-6-40	0157-25-4149
東北	プラザあすなろ	男15名 (成12名・少3名)	030-0861	青森県青森市長島1-3-28	017-734-6211
	岩手保護院	男12名 (成8名・少4名)	020-0877	岩手県盛岡市下ノ橋町2-25	019-622-2806
	宮城東華会	男35名 (成31名・少4名)	982-0842	宮城県仙台市太白区越路15-6	022-223-3964
	秋田至仁会	男20名 (成16名・少4名)	010-0029	秋田県秋田市楯山川川口境22-12	018-832-5787
	羽陽和光会	男20名 (成14名・少6名)	990-0833	山形県山形市春日町7-5	023-645-2875
	至道会	男8名 (成6名・少2名)	960-8254	福島県福島市南沢又字上原69-1	024-557-2656
関東	有光苑	男20名 (成16名・少4名)	312-0033	茨城県ひたちなか市大字市毛858-36	029-272-6370
	★尚徳会館	男30名 (成24名・少6名)	320-0864	栃木県宇都宮市住吉町10-16	028-633-6431
	栃木明德会	女20名 (成17名・少3名)	328-0032	栃木県栃木市神田町3-14	0282-22-1171
	★群馬県仏教保護会	男40名 (成34名・少6名)	371-0025	群馬県前橋市紅雲町1-24-6	027-221-3376
	清心寮	男20名 (成17名・少3名)	330-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-19	048-837-1755
	千葉県帰性会	男20名 (成14名・少6名)	264-0023	千葉県千葉市若葉区貝塚町27	043-231-1610
	更新会	男20名 (成20名)	169-0051	東京都新宿区西早稲田1-21-1	03-5286-8191
	興楽会	男20名 (成20名)	174-0071	東京都板橋区常盤台3-13-5	03-3960-0204
	斉修会	男20名 (成20名)	169-0073	東京都新宿区百人町1-4-12	03-3200-7151
	慈斉会	男20名 (成20名)	116-0001	東京都荒川区町屋7-11-7	03-3892-4750
	新興会	男27名 (成27名)	171-0044	東京都豊島区千早1-36-20	03-3957-2891
	真哉会	男20名 (成20名)	120-0015	東京都足立区足立2-51-6	03-3886-2951
	静修会 足立寮	男45名 (成45名)	120-0046	東京都足立区小台2-43-5	03-3911-3377
	静修会 荒川寮	女20名 (成15名・少5名)	116-0002	東京都荒川区荒川4-17-1	03-3891-5750
	清和会	男36名 (成36名)	123-0853	東京都足立区本木2-15-16	03-3887-8323
善隣厚生会	男20名 (成20名)	151-0071	東京都渋谷区本町2-47-5	03-3377-3705	
ステップ竜岡	男17名 (成16名・少1名)	113-0034	東京都文京区湯島4-8-15	03-3811-2853	

	施設名	定員	〒	所在地	電話番号
関東	ステップ押上	男38名 (成36名・少2名)	130-0002	東京都墨田区業平2-10-11	03-3624-2735
	敬和園	男18名 (成3名・少15名)	165-0023	東京都中野区江原町2-6-5	03-3951-7669
	日新協会	男27名 (成24名・少3名)	116-0012	東京都荒川区東尾久2-34-7	03-3892-2431
	両全会	女20名 (成17名・少3名)	151-0052	東京都渋谷区代々木神園町3-40	03-3468-1639
	鶴舞会	男20名 (成14名・少6名)	194-0004	東京都町田市南町田3-8-2	042-796-7573
	自愛会	男15名 (成13名・少2名)	192-0904	東京都八王子市子安町2-1-18	042-642-4941
	くにたち安立	男35名 (成32名・少3名)	186-0002	東京都国立市東2-18-2	042-572-6196
	柴翠苑	女14名 (成4名・少10名)	193-0932	東京都八王子市緑町78-1	042-622-6024
	まこと寮	男34名 (成30名・少4名)	234-0053	神奈川県横浜市港南区日野中央1-3-32	045-842-5534
	横浜力行舎	男19名 (成19名)	235-0011	神奈川県横浜市磯子区丸山1-19-20	045-751-0795
	川崎自立会	男40名 (成36名・少4名)	210-0847	神奈川県川崎市川崎区浅田1-4-2	044-322-2154
報徳更生寮	男33名 (成30名・少3名)	250-0001	神奈川県小田原市扇町1-6-25	0465-34-4049	
中部	新潟川岸寮	男30名 (成28名・少2名) 女4名 (成4名)	951-8133	新潟県新潟市中央区川岸町3-17-28	025-266-8125
	山梨以徳会	男20名 (成15名・少5名)	400-0867	山梨県甲府市青沼2-22-1	055-233-4901
	裾花寮	男16名 (成16名) 女4名 (成4名)	380-0873	長野県長野市新諏訪1-1-8	026-232-2434
	みすず寮	男17名 (成13名・少4名)	390-0801	長野県松本市美須々7-8	0263-32-2230
	静岡県勸善会	男20名 (成18名・少2名)	422-8072	静岡県静岡市駿河区小黒2-1-25	054-286-1094
	少年の家	男21名 (成6名・少15名)	420-0947	静岡県静岡市葵区堤町914-60	054-271-5896
	富山養得園	男20名 (成16名・少4名)	939-8271	富山県富山市太郎丸西町1-17-7	076-421-2690
	親和寮	男20名 (成16名・少4名)	920-0934	石川県金沢市宝町1-16	076-231-7042
	福井福田会	男20名 (成18名・少2名)	910-0015	福井県福井市二の宮2-3-8	0776-23-1204
	光風荘	男20名 (成18名・少2名)	500-8815	岐阜県岐阜市梅河町2-1	058-263-0703
	洗心之家	女14名 (成12名・少2名)	501-1106	岐阜県岐阜市石谷770-22	058-235-7958
	愛知自啓会	男24名 (成24名)	463-0067	愛知県名古屋守山区守山2-14-31	052-793-7214
	中協園	男19名 (成18名・少1名)	461-0011	愛知県名古屋守山区白壁2-20-18	052-953-1410
	立正園	男20名 (成4名・少16名)	463-0028	愛知県名古屋守山区大森八龍2-1017	052-798-0303
岡崎自啓会	男34名 (成32名・少2名)	444-0840	愛知県岡崎市戸崎町字牛転10	0564-51-5226	
徳永会大徳塾	男14名 (成14名)	471-0046	愛知県豊田市本新町7-50-1	0565-32-5211	
東三更生保護会(智光寮)	男30名 (成25名・少5名)	440-0853	愛知県豊橋市佐藤町3-22-1	0532-61-5186	
近畿	三重県保護会	男20名 (成12名・少8名)	514-0806	三重県津市上弁財町11-11	059-228-3493
	光風寮	男20名 (成17名・少3名)	520-0837	滋賀県大津市中庄2-1-48	077-524-3426
	京都保護育成会	男20名 (成18名・少2名)	615-0033	京都府京都市右京区西院寿町20	075-311-9611
	西本願寺白光荘	女20名 (成15名・少5名)	616-8074	京都府京都市右京区太秦安井二条裏町12-6	075-802-2506
	盟親	男40名 (成35名・少5名)	604-8803	京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112-4	075-811-8817
	和衷会	男110名 (成110名)	530-0024	大阪府大阪市北区山崎町5-10	06-6361-2716
	愛正会	男20名 (成20名)	532-0012	大阪府大阪市淀川区木川東1-9-6	06-6301-2309
	宝珠園	男17名 (成17名)	590-0017	大阪府堺市堺区北田出井町3-3-30	072-232-1714
	泉州寮	男20名 (少20名)	598-0071	大阪府泉佐野市鶴原1-4-6	072-462-1092
	湊川寮	男17名 (成17名)	652-0041	兵庫県神戸市兵庫区湊川町10-5-20	078-511-4611
	播磨保正会	男30名 (成24名・少6名)	670-0095	兵庫県姫路市新在家1-6-21	079-292-5446
	姫路薬師寮	男32名 (成32名)	670-0058	兵庫県姫路市車崎1-13-15	079-292-2388
	至徳会	男19名 (成16名・少3名)	630-8102	奈良県奈良市般若寺町264-2	0742-23-3574
	端正会	男10名 (成8名・少2名) 女10名 (成8名・少2名)	640-8341	和歌山県和歌山市黒田266	073-471-3681
	中国	★鳥取県更生保護給産会	男17名 (成15名・少2名)	680-0824	鳥取県鳥取市行徳3-815
しらふじ		男20名 (成17名・少3名)	690-0872	鳥根県松江市奥谷町306-1	0852-21-5383
備作恵済会古松園		男20名 (成18名・少2名)	700-0915	岡山県岡山市鹿田本町2-7	086-225-2475
美作自修会		男17名 (成14名・少3名)	708-0022	岡山県津山市山下46-28	0868-22-2087

	施設名	定員	〒	所在地	電話番号	
中国	ウィズ広島	男32名 (成29名・少3名) 女7名 (成5名・少2名)	730-0822	広島県広島市中区吉島東1-1-18	082-241-1534	
	呉清明園	男20名 (成16名・少4名)	737-0817	広島県呉市上二河町6-16	0823-21-5933	
	山口更生保護会	男20名 (成17名・少3名)	753-0052	山口県山口市三和町11-41	083-924-6016	
	たちばな荘	男14名 (成11名・少3名)	750-0043	山口県下関市東神田町1-10	083-222-1355	
四国	徳島自立会	男18名 (成15名・少3名)	770-0872	徳島県徳島市北沖洲2-8-27	088-664-0452	
	讃岐修斉会	男20名 (成17名・少3名)	763-0091	香川県丸亀市川西町北1657	0877-22-8197	
	愛媛県更生保護会	男20名 (成15名・少5名)	790-0056	愛媛県松山市土居田町280-1	089-972-0714	
	高坂寮	男18名 (成15名・少3名)	780-0056	高知県高知市北本町1-3-3	088-872-2053	
九州・沖縄	梅香寮	女20名 (成13名・少7名)	810-0063	福岡県福岡市中央区唐人町3-3-29	092-731-3917	
	福岡弥生寮	男20名 (成15名・少5名)	814-0014	福岡県福岡市早良区弥生2-4-31	092-821-2187	
	福正会	男20名 (成20名)	814-0006	福岡県福岡市早良区百道1-3-13	092-821-2723	
	恵辰会	男30名 (成27名・少3名)	811-2113	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117-16	092-932-0187	
	筑豊宏済会	男20名 (成18名・少2名)	820-0044	福岡県飯塚市横田字庄の町18-2	0948-29-5246	
	田川ふれ愛義塾	男10名 (少10名) 女4名 (少4名)	825-0002	福岡県田川市大字伊田1524-3	0947-45-4355	
	湧金寮	男20名 (成18名・少2名)	802-0821	福岡県北九州市小倉北区鑄物師町10-11	093-561-0928	
	佐賀県恒産会	男20名 (成18名・少2名)	840-0853	佐賀県佐賀市長瀬町7-10	0952-23-4202	
	長崎啓成会	男20名 (成18名・少2名)	851-0251	長崎県長崎市田上2-12-35	095-822-6015	
	佐世保白雲	男20名 (成18名・少2名)	857-1164	長崎県佐世保市白岳町730-1	0956-31-6724	
	雲仙・虹	男15名 (成13名・少2名) 女5名 (成4名・少1名)	859-1215	長崎県雲仙市瑞穂町古部甲2504	0957-77-3620	
	熊本自営会	男20名 (成18名・少2名)	862-0970	熊本県熊本市渡鹿6-6-45	096-366-3500	
	あけぼの寮	男20名 (成16名・少4名)	870-0816	大分県大分市田室町4-10	097-543-2441	
	みやざき青雲	男20名 (成17名・少3名)	880-0877	宮崎県宮崎市宮脇町72	0985-22-4643	
	草牟田寮	男20名 (成15名・少5名)	890-0014	鹿児島県鹿児島市草牟田1-19-53	099-222-5459	
	がじゅまる沖縄	男20名 (成18名・少2名)	903-0803	沖縄県那覇市首里平良町1-29-4	098-884-4091	
	やんばる青年隊	男10名 (成2名・少8名)	905-1204	沖縄県国頭郡東村字平良380番地1	0980-43-2118	
		一時保護事業所 生活再建相談センター(同歩会)		111-0031	東京都台東区千束4-39-6-3 F	0120-141-489

※★3施設は令和2年度より(指定)になる予定

令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」

地域生活定着支援センター ガイドブック 令和2年度版

編集・責任者 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 北岡賢剛
〒854-0001
長崎県諫早市福田町357-1
TEL 0957-23-1332

発行日 平成24年3月31日 初版
平成25年3月31日 第2版
令和2年3月31日 第3版

印刷所 (株)昭和堂

